

敦賀市原子力防災計画

(敦賀市地域防災計画・原子力災害対策編)

昭和46年 9 月作成

昭和48年 1 月修正

昭和50年 8 月修正

昭和57年 1 月修正

平成 6 年 3 月修正

平成14年 3 月修正

平成15年 6 月修正

平成17年 3 月修正

平成22年 1 月修正

平成25年 6 月修正

平成26年 3 月修正

平成27年 2 月修正

平成28年 2 月修正

平成30年 3 月修正

平成31年 2 月修正

令和 3 年 3 月修正

令和 4 年 2 月修正

令和 5 年 2 月修正

令和 6 年 3 月修正

令和 7 年 1 月修正

令和 8 年 1 月修正

敦賀市防災会議

敦賀市原子力防災計画
(敦賀市地域防災計画・原子力災害対策編)

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 計画の方針.....	1
第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	12
第3節 防災関係機関の連携活動体制	19
第2章 原子力災害事前対策.....	21
第1節 基本方針	21
第2節 原子力防災体制整備計画.....	31
第3節 緊急事態応急体制の整備.....	32
第4節 情報の収集・連絡体制等の整備.....	35
第5節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受 理.....	37
第6節 原子力防災専門官との連携.....	38
第7節 緊急時モニタリングへの協力体制の整備	39
第8節 退避及び避難体制の整備.....	40
第9節 要配慮者等災害予防計画.....	43
第10節 飲食物の摂取制限、出荷制限等	45
第11節 原子力災害医療体制の整備	46
第12節 緊急輸送活動体制の整備	52
第13節 救助・救急、消火及び防護資機材等の整備	53
第14節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	54
第15節 行政機関の業務継続計画の策定	55
第16節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	56
第17節 防災業務関係者の人材育成	57
第18節 防災訓練等の実施.....	59
第19節 広域的相互応援体制整備計画.....	61
第20節 原子力施設上空の飛行規制	62
第21節 防災対策資料の整備計画	64

第3章 緊急事態応急対策	67
第1節 基本方針	67
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保.....	71
第3節 活動体制の確立	84
第4節 緊急時モニタリング計画.....	104
第5節 広報計画	105
第6節 退避及び避難計画.....	110
第7節 要配慮者応急対策計画	117
第8節 文教対策計画.....	120
第9節 防災業務関係者防護計画.....	123
第10節 警備及び交通対策計画.....	124
第11節 救助・救急及び消火計画	128
第12節 原子力災害医療計画	131
第13節 治安の確保及び火災の予防	142
第14節 飲食物の摂取制限、出荷制限等	143
第15節 緊急輸送活動	145
第16節 飲料水・飲食物及び生活必需品の供給計画.....	148
第17節 広域的応援対応計画	151
第18節 自衛隊災害派遣要請計画	154
第19節 災害救助法の適用計画.....	158
第20節 自発的支援の受入れ等.....	159
第21節 行政機関の業務継続に係る措置	160
第22節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応.....	161
第23節 地震応急対策計画	162
第24節 県内における広域一時滞在の受入れ.....	164
第4章 原子力災害中長期対策.....	165
第1節 復旧・復興対応	165
第2節 被災者等の生活再建等の支援	166
第3節 産業等への支援	167
第4節 心身の健康相談体制の整備	168
第5章 広域避難受入計画	169
第1節 計画の目的.....	169
第2節 事前対策	170

第3節 応急対策	171
発電所毎の緊急時活動レベル（EAL）	173
日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機	173
日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機	181
日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん	200
日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ	208
関西電力(株)美浜発電所	220

第1章 総則

第1節	計画の方針
第2節	防災関係機関の事務又は業務の大綱
第3節	防災関係機関の連携活動体制

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、敦賀市、福井県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関（以下「防災関係機関等」という。）がとるべき措置及びその有する全機能を整えるべき必要な体制を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務を遂行することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

なお、この計画は、その他の放射性物質等の放出事故に際しても、これに準じて措置する。

第2 計画の性格

1. 敦賀市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

○この計画は、敦賀市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編等に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成するものである。

○市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2. 敦賀市における他の災害対策との関係

○この計画は、「敦賀市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定める。

(図1-1-1)

○この計画に定めのない事項については「敦賀市地域防災計画（一般災害対策編、地震災害対策編及び津波災害対策編）」に準拠する。

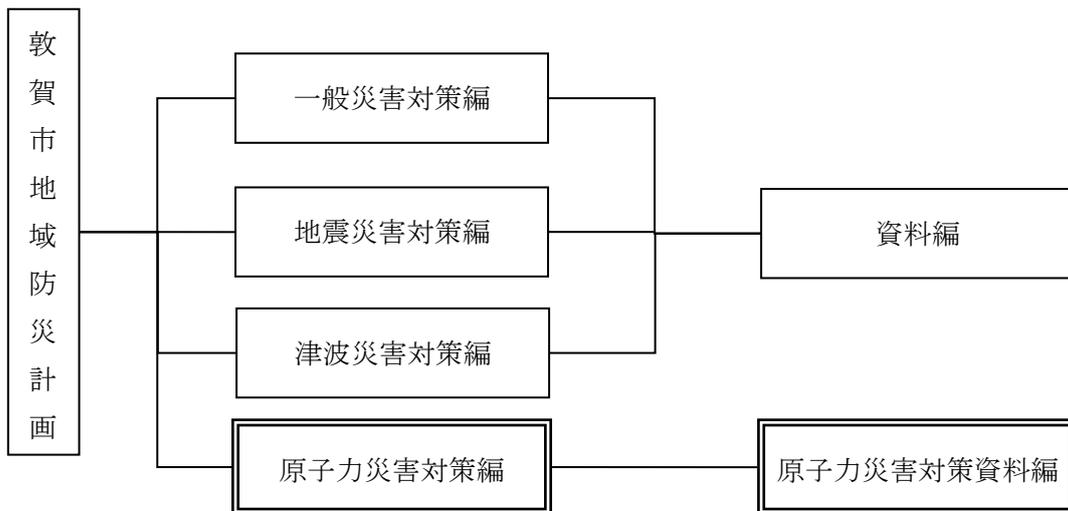


図 1 - 1 - 1 敦賀市地域防災計画の全体構成

3. 計画の構成

○この計画の構成は、次の5章からなる。

- 第1章 総 則
- 第2章 原子力災害事前対策
- 第3章 緊急事態応急対策
- 第4章 原子力災害中長期対策
- 第5章 広域避難受入計画

第3 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

○地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守する。

第4 計画の基礎とするべき災害の想定

○原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出を想定する。過酷事故における放出形態は以下のとおりとする。

[原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態]

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロ

ゾル」という。)等の放射性物質がある。

これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団(以下「プルーム」という。)となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

第5 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

○防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、下記のとおり具体的な地域を定めた。

○市は、原子力災害対策指針が示すの範囲の目安に基づき、表1-1-1及び図1-1-2から図1-1-6に示す地域を原子力災害対策を重点的に実施すべき地域とする。

○本計画に対応する原子力事業所は、表1-1-2のとおりとする。

表 1-1-1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

	P A Z		U P Z	
	発電所からの距離 (目安)	地域名	発電所からの距離 (目安)	地域名
敦賀発電所 1号機	/		半径 5km	白木1丁目、 白木2丁目、 立石、明神町、 浦底、色浜、 手
敦賀発電所 2号機	半径 5km	白木1丁目、 白木2丁目、 立石、明神町、 浦底、色浜、 手	半径 5km～ 市内全域	左記以外の 市内全地域
もんじゅ	/		半径 5km	白木1丁目、 白木2丁目、 立石、明神町、 浦底、色浜
美浜発電所 1、2号機	/		半径 5km	白木1丁目、 白木2丁目
美浜発電所 3号機	半径 5km	白木1丁目、 白木2丁目	半径 5km～ 市内全域	左記以外の 市内全地域
ふげん	/		半径 5km	白木1丁目、 白木2丁目、 立石、明神町、 浦底、色浜、 手

P A Z (Precautionary Action Zone) : 予防的防護措置を準備する区域

U P Z (Urgent Protective action planning Zone) : 緊急防護措置を準備する区域

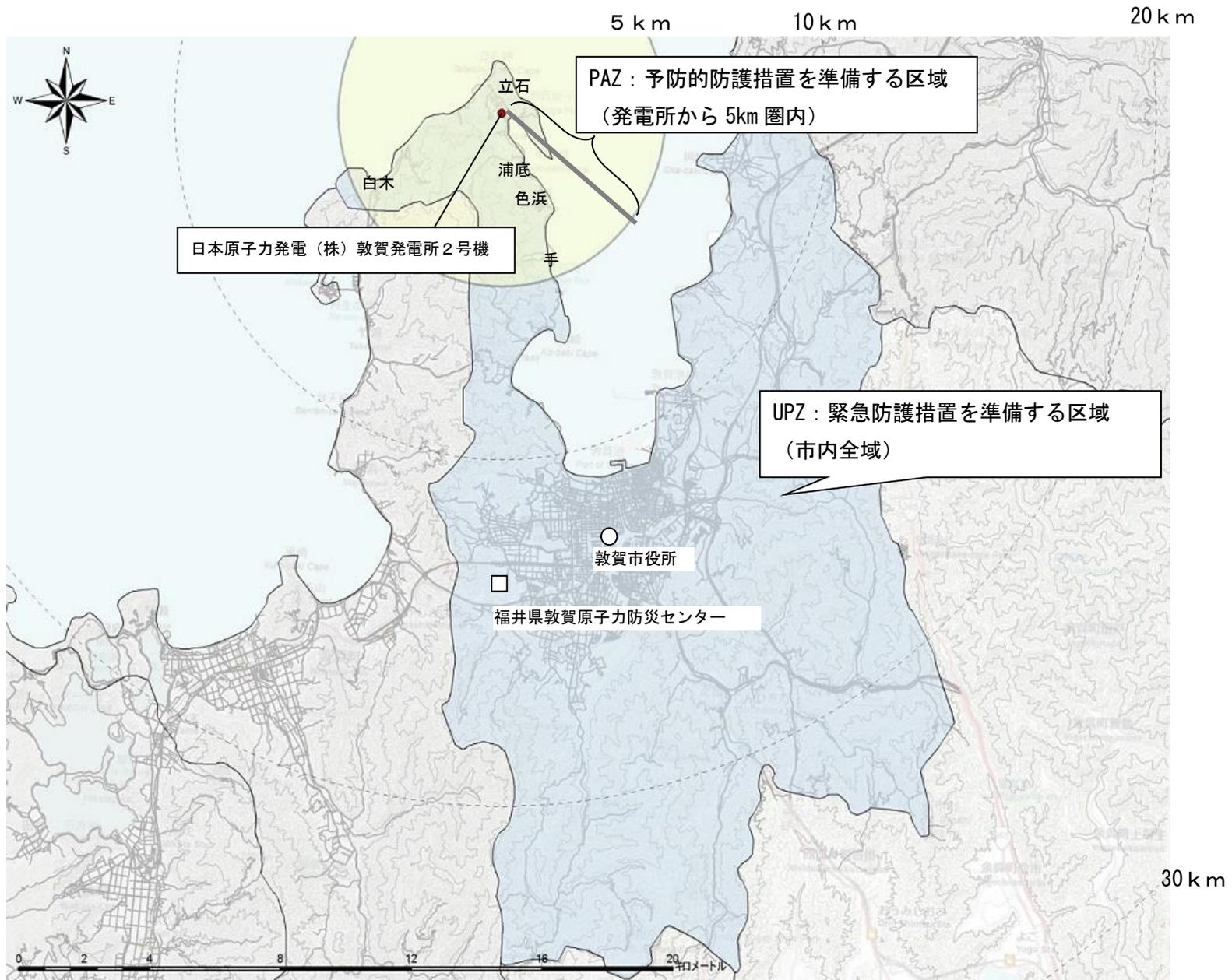


図 1 - 1 - 2 敦賀市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機

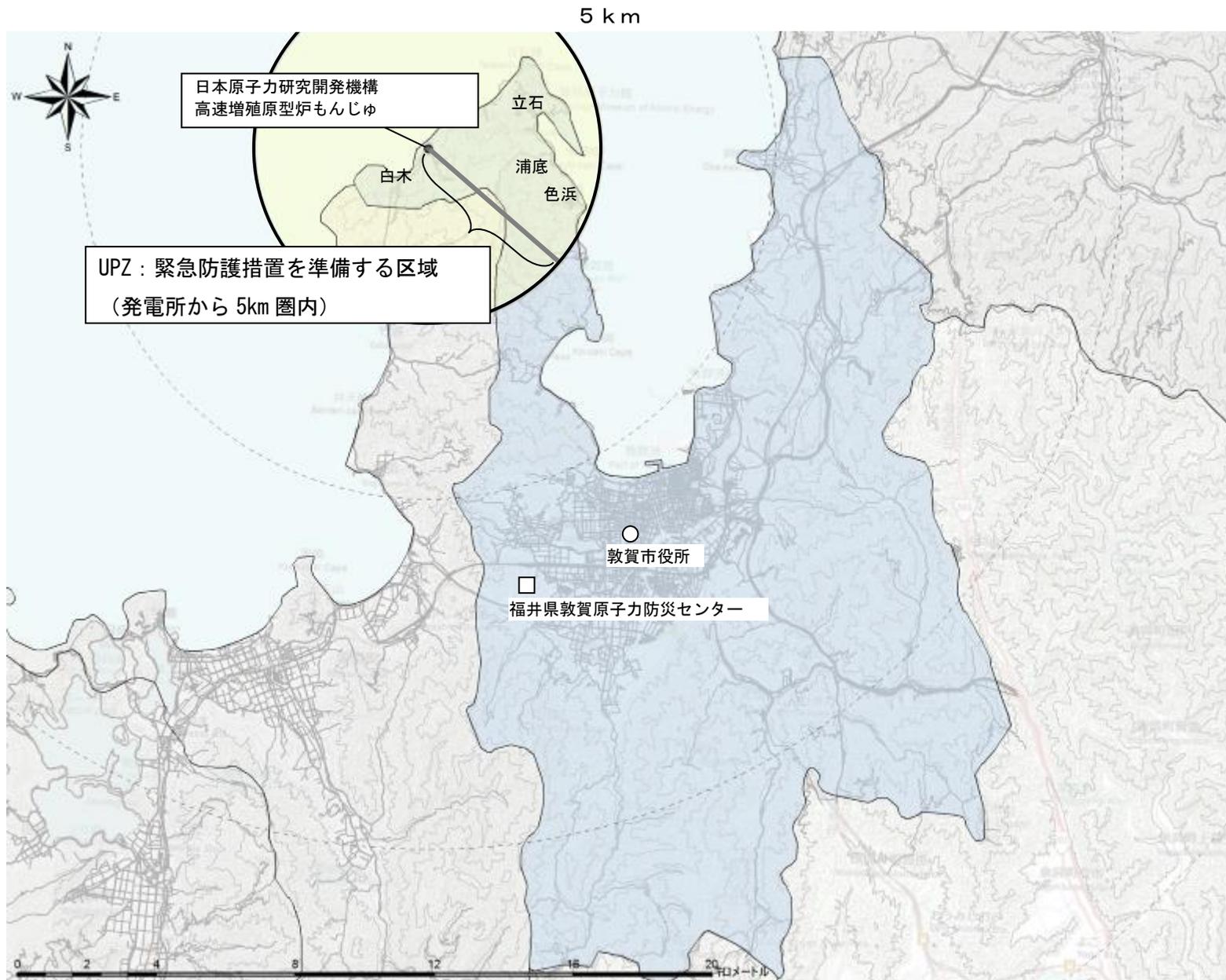


図1-1-3 敦賀市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ

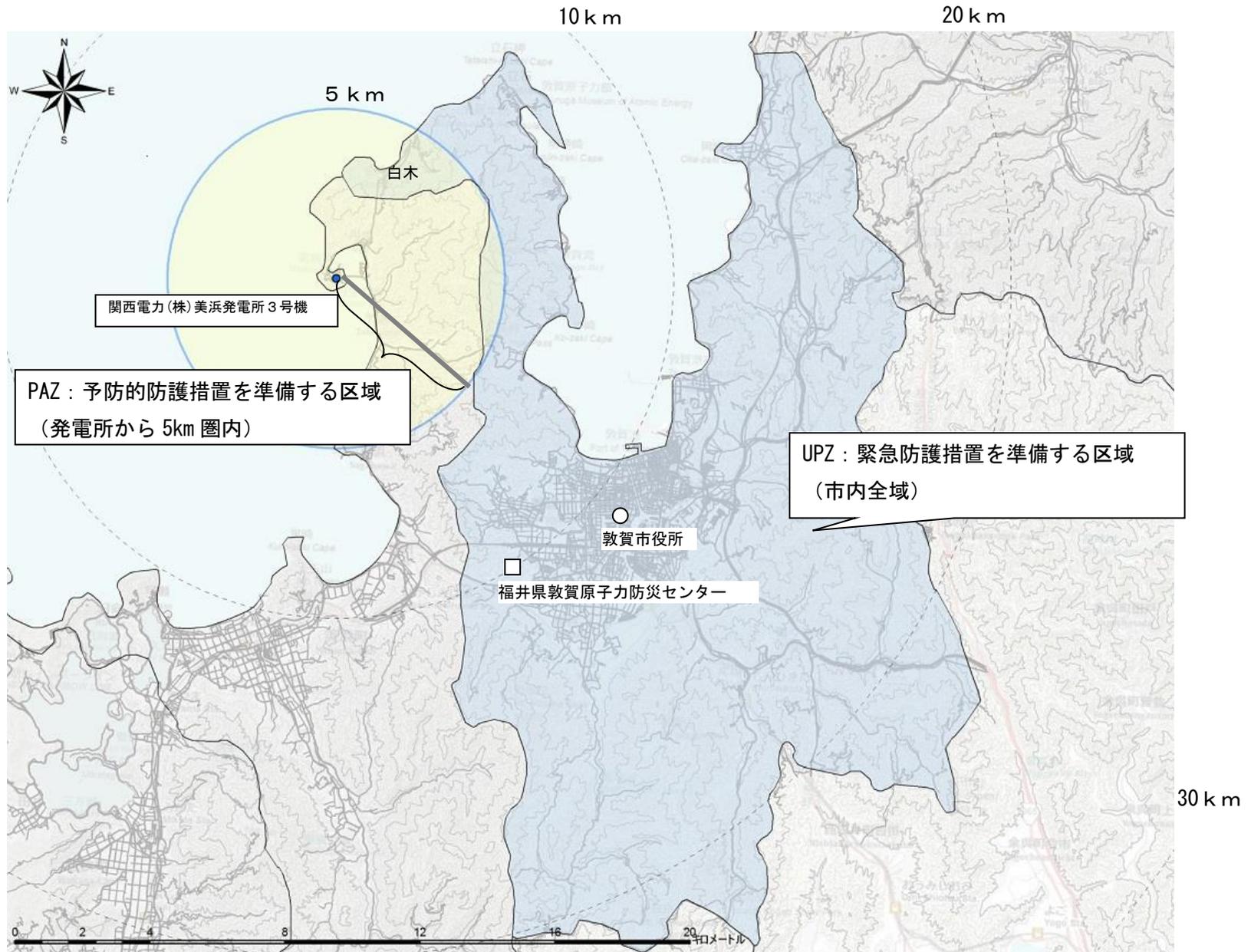


図1-1-4 敦賀市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

関西電力(株)美浜発電所3号機

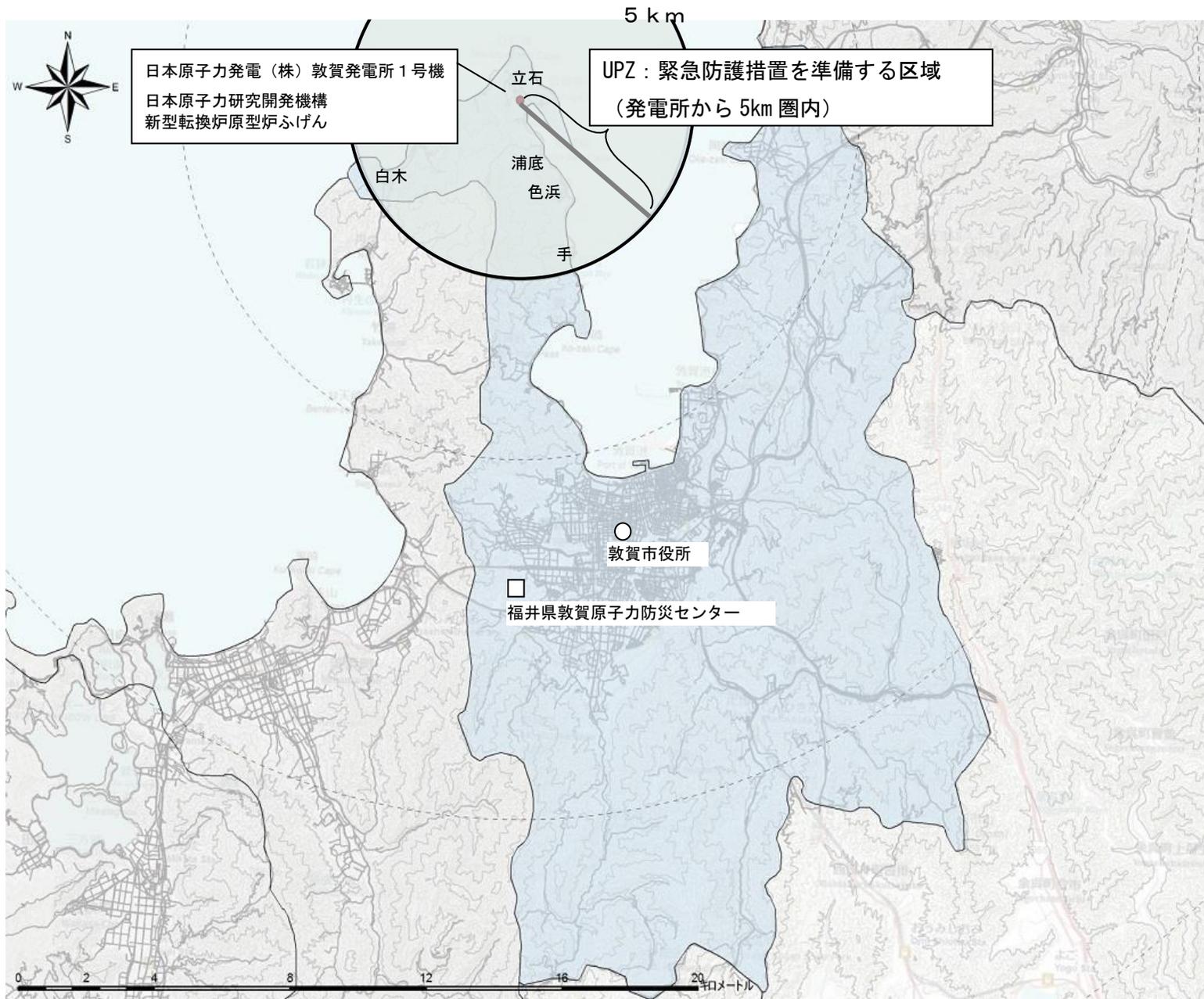


図1-1-5 敦賀市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機及び日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん

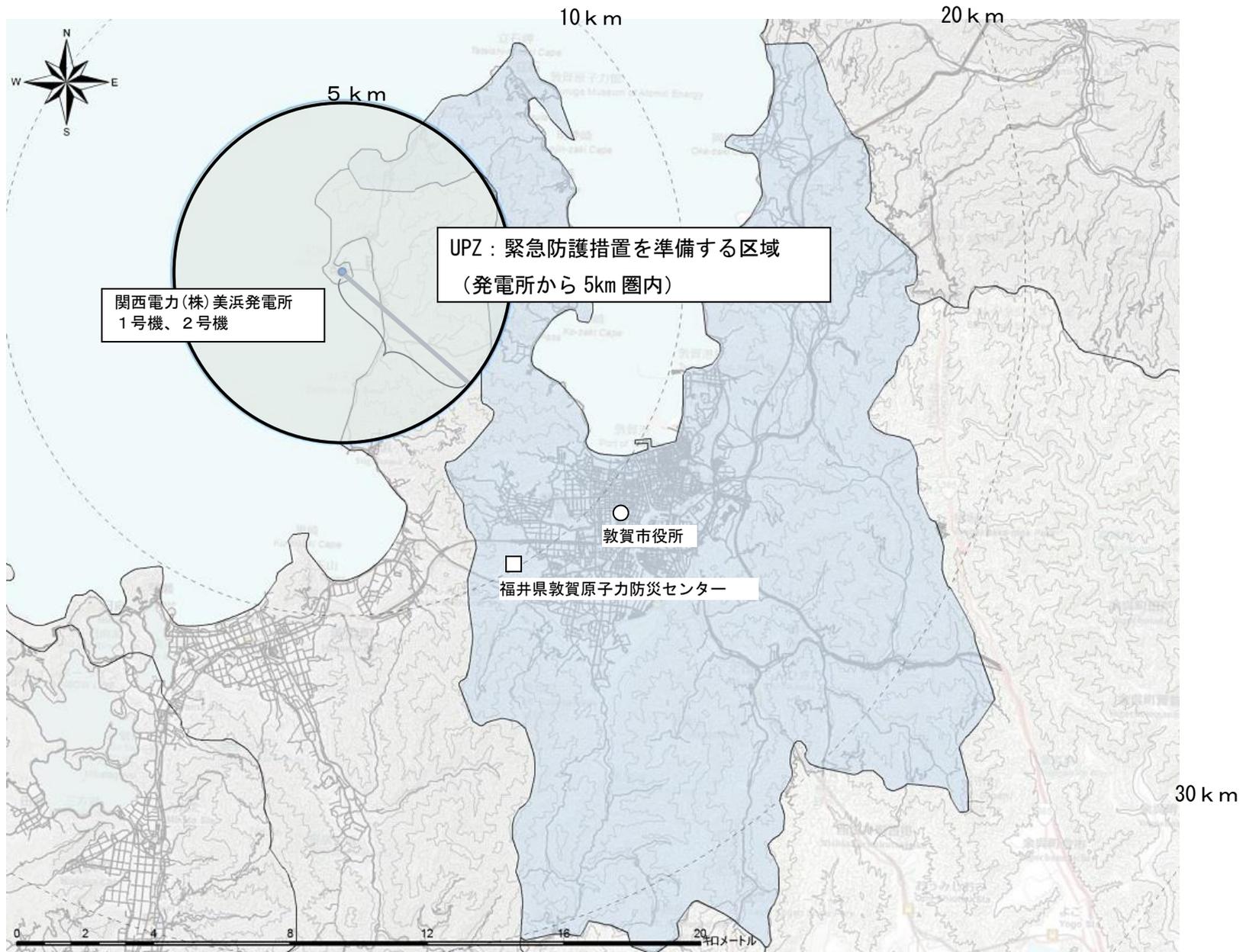


図1-1-6 敦賀市において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
関西電力(株)美浜発電所1号機、2号機

表 1 - 1 - 2 原子力事業所設置概要

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力 万 kW	電 調 審 決定年月	原子炉設置 許可年月日	着工年月	営業(本格)運転 開始年月日
運 転 中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	2号機	敦賀市明神町	PWR	116.0	昭和53年12月	昭和57年01月26日	昭和57年03月	昭和62年02月17日
	関西電力(株) 美浜発電所	3号機	美浜町丹生	PWR	82.6	昭和46年06月	昭和47年03月13日	昭和47年07月	昭和51年12月01日
	小 計			2基	198.6				
建 設 準 備 中	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	3号機 4号機	敦賀市明神町	PWR PWR	153.8 153.8				
	小 計			2基	307.6				
廃 止 措 置 中	日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん		敦賀市明神町	ATR	16.5		昭和45年11月30日	昭和46年08月	昭和54年03月20日 平成15年03月29日 運転終了
	日本原子力発電(株) 敦賀発電所	1号機	敦賀市明神町	BWR	35.7	昭和40年05月	昭和41年04月22日	昭和42年02月	昭和45年03月14日 平成27年04月27日 運転終了
	関西電力(株) 美浜発電所	1号機	美浜町丹生	PWR	34.0	昭和41年04月	昭和41年12月01日	昭和42年08月	昭和45年11月28日 平成27年04月27日 運転終了
		2号機		PWR	50.0	昭和42年12月	昭和43年05月10日	昭和43年12月	昭和47年07月25日 平成27年04月27日 運転終了
	日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉 もんじゅ		敦賀市白木	FBR	28.0	昭和57年05月	昭和58年05月27日	昭和60年09月	
小 計			5基	164.2					
合 計			9基	670.4					
<p>BWR(Boiling Water Reactor) : 沸騰水型軽水炉 PWR(Pressurized Water Reactor): 加圧水型軽水炉 ATR(Advanced Thermal Reactor): 新型転換炉 FBR(Fast Breeder Reactor) : 高速増殖炉 (注) 1 着工年月は、工事計画認可の月とした。 2 もんじゅの電調審決定年月は、閣議了解の月とした。</p>									

第6 計画の周知徹底

- この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。
- 各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第7 計画の修正

- この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、原子力災害対策指針、防災基本計画及び福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定、又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを改定・修正する。

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

○原子力防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、敦賀市地域防災計画（一般災害対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）第1章第2節に定める「防災関係機関の事務又は業務の大綱」を基礎とし、次のとおりとする。

1. 敦賀市

機 関 名	事 務 又 は 業 務
1 敦賀市	<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答及び原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及・啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 災害対策本部等に関する事務 (13) 緊急時における国、県等との連絡調整 (14) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (15) 住民等に対する広報 (16) 退避及び避難に関する計画 (17) 住民の退避・避難、立入制限、救助等 (18) 原子力災害医療措置 (19) 飲食物等の摂取制限等 (20) 緊急輸送及び必要物資の調達 (21) 飲料水・飲食物及び生活必需品の供給 (22) 防災業務関係者の被ばく管理 (23) 災害救助法の要請 (24) 義援金等の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) 文教対策

	<ul style="list-style-type: none"> (27) 汚染の除去等 (28) 各種制限措置の解除 (29) 損害賠償の請求等に必要資料の整備 (30) 風評被害等の影響の軽減 (31) 住民相談体制の整備 (32) 中小企業、農林畜水産業者等に対する支援 (33) 心身の健康相談体制の整備 (34) 県の行う原子力防災対策に対する協力 (35) 学校等の退避（避難）施設としての協力 (36) その他必要と認める事項
2 敦賀美方消防組合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時における県・市町等との連絡調整 (2) 住民の避難誘導、救助・救急等 (3) 救急搬送に関すること (4) 広域応援要請及び受入れに関すること

2. 福井県

機 関 名	事 務 又 は 業 務
1 福井県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (2) 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出の受理 (3) 原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (4) 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 (5) 原子力防災に関する組織の整備 (6) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発 (7) 原子力防災に関する教育・訓練 (8) 通信・連絡網の整備 (9) 原子力防災に関する機器及び諸設備の整備 (10) 環境条件の把握 (11) 災害状況の把握及び伝達 (12) 福井県事故対策本部及び災害対策本部に関する事務 (13) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (14) 広報 (15) 住民の退避・避難、立入制限等 (16) 救助・救急及び消火に関する資機材の確保及び応援要請 (17) 原子力災害医療措置に関する事務 (18) 飲食物等の摂取制限等

	<ul style="list-style-type: none"> (19) 緊急輸送及び必要物資の調達 (20) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給 (21) 防災業務関係者の被ばく管理 (22) 自衛隊、国の専門家等の派遣要請及び受入れ (23) 災害救助法の適用 (24) 義援金、義援物資の受入れ及び配分 (25) 広域応援の要請及び受入れ (26) 文教対策 (27) ボランティアの受入れ (28) 汚染の除去等 (29) 各種制限措置の解除 (30) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31) 風評被害等の影響の軽減 (32) 住民相談体制の整備 (33) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34) 心身の健康相談体制の整備 (35) 物価の監視 (36) 関係市町の原子力防災対策に関する指示、指導、助言及び協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力防災対策に関する情報伝達、 応援協力要請等 (38) 隣接府県等への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 (2) 原子力災害時における児童・生徒の退避及び避難に関する体制の 確立と実施 (3) 学校等の退避（避難）施設としての協力
2 県警察（敦賀警察署）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺地域に関する情報収集 (2) 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達 (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (4) 交通の規制及び緊急輸送の支援 (5) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

3. 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
1 中部管区警察局 （福井県情報通信部）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管区内各県警察の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 関係機関との協力 (4) 情報の収集及び連絡 (5) 警察通信の運用

<p>2 国土交通省気象庁 東京管区気象台 福井地方気象台</p>	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施</p>
<p>3 国土交通省中部運輸局 福井運輸支局敦賀庁舎</p>	<p>(1) 原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 (2) 原子力災害時における船舶の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調整 (3) 原子力災害時における施設等の選定及び取用の協力要請 (4) 原子力災害における自動車運送事業者に対する輸送協力要請 (5) 原子力災害時における自動車の調達調整及び被災者、災害必需物資等の輸送調達 (6) 原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導</p>
<p>4 国土交通省北陸地方整備局敦賀港湾事務所</p>	<p>(1) 港湾区域内の直轄港湾施設及び防災施設の整備</p>
<p>5 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所敦賀国道維持出張所</p>	<p>(1) 一般国道（指定区間）の管理</p>
<p>6 国土交通省海上保安庁第八管区海上保安本部敦賀海上保安部</p>	<p>(1) 海難救助、海上における安全及び治安の確保、船舶交通の規制 (2) 海上におけるモニタリング支援 (3) 海上における緊急輸送</p>
<p>7 厚生労働省福井労働局敦賀労働基準監督署</p>	<p>(1) 原子力事業所の労働者の被ばく管理及び労働災害防止に関する監督指導 (2) 原子力災害時における労働災害調査の実施及び被災労働者の労災補償</p>
<p>8 農林水産省北陸農政局福井県拠点</p>	<p>(1) 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導 (2) 原子力災害時における主米穀及び応急用食料等の確保と引渡</p>
<p>9 農林水産省林野庁近畿中国森林管理局福井森林管理署松原森林事務所</p>	<p>(1) 国有林における汚染対策</p>

4. 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
・ 陸上自衛隊 ・ 海上自衛隊 ・ 航空自衛隊	(1) モニタリング支援 (2) 被害状況の把握 (3) 避難の援助 (4) 避難者等の捜索救助 (5) 消防活動 (6) 救護 (7) 人員および物資の緊急輸送 (8) スクリーニングおよび除去 (9) その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

5. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
1 日本郵便(株)敦賀郵便局	(1) 原子力災害時における郵便業務の確保 (2) 原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び救護対策 (3) 原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
2 日本赤十字社 福井県支部 敦賀市地区	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施 (2) 原子力災害時における義援金品の募集、配分
3 西日本電信電話(株) 福井支店	(1) 原子力災害時における有線通信の確保
4 [電力関係機関] ・日本原子力発電(株) 敦賀発電所 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部 ・関西電力(株) 原子力事業本部	(1) 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正 (2) 原子力防災体制の整備及び原子力防災組織の運営 (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備 (4) 緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設及び設備の整備点検 (5) 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施 (6) 関係機関との連携 (7) 緊急時における通報及び報告 (8) 緊急時における応急措置 (9) 緊急事態応急対策 (10) 原子力災害事後対策の実施 (11) その他、市及び県が実施する原子力防災対策への積極的な協力
・北陸電力(株)丹南支店	(1) 緊急時モニタリングの協力(国の要請による) (2) その他、市及び県が実施する原子力防災対策への積極的な協力
・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (原子力緊急時支援・研修センター)	(1) 原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討及び緊急事態応急対策への技術的支援 (2) 緊急時モニタリング要員及び機器の動員 (3) 原子力防災に関する研修 (4) 原子力防災訓練への参画
5 [公共輸送機関] ・福井鉄道(株)嶺南営業所 ・西日本旅客鉄道(株) 敦賀地域鉄道部 ・(株)ハピラインふくい	(1) 原子力災害時における人員の緊急輸送

6 中日本高速道路(株) 金沢支社 敦賀保全・サービスセンター	(1) 原子力災害時における道路交通の確保等
7 (公財)福井原子力センター	(1) 原子力防災に関する知識の普及 (2) 市及び県が実施する災害応急対策への協力
8 [報道機関]	(1) 原子力防災に関する知識の普及の協力 (2) 原子力災害時における広報 (3) 災害情報及び各種指示等の伝達

6. 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
1 (一社)敦賀市医師会	(1) 原子力災害時における医療救護活動の実施
2 国立病院機構 敦賀医療センター	(1) 避難施設等の整備と防災訓練 (2) 原子力災害時における医療救護活動 (3) 救護班の編成
3 福井県農業協同組合 敦賀美方基幹支店	(1) 農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 組合員に対する融資又はそのあっせん (3) 食糧供給支援
4 れいなん森林組合	(1) 林産物の出荷制限等応急対策の指導 (2) 組合員に対する融資又はそのあっせん
5 敦賀市漁業協同組合	(1) 漁船等への広報協力 (2) 水産物の出荷制限等応急対策の指導 (3) 組合員に対する融資又はそのあっせん
6 敦賀商工会議所	(1) 商工業者に対する融資又はそのあっせん (2) 救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びにあっせん
7 [公共的輸送機関] ・敦賀海陸運輸(株) ・福井県トラック協会 敦賀支部	(1) 原子力災害時における物資及び人員の緊急輸送
8 金融機関	(1) 事業者等に対する資金の融資
9 学校法人	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び指導 (2) 原子力災害時における生徒・学生の退避・避難に関する体制の確立及び実施

第3節 防災関係機関の連携活動体制

○原子力災害の特性に鑑み、国など防災関係機関等は活動体制を整え、相互に連携し、対処する。

○活動体制の概念を図1-3-1に示す。

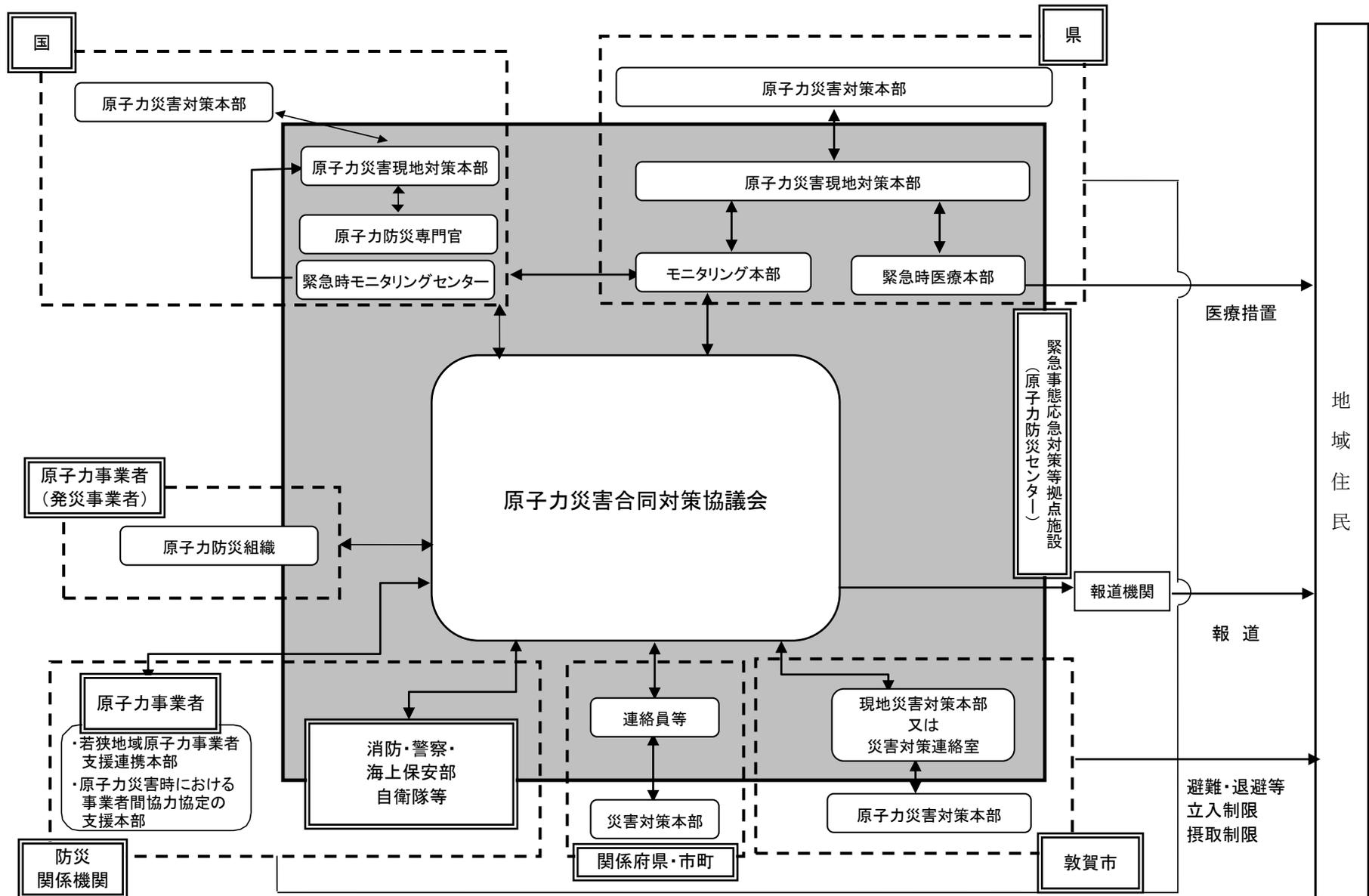


図1-3-1 防災対策

第2章 原子力災害事前対策

第1節	基本方針
第2節	原子力防災体制整備計画
第3節	緊急事態応急体制の整備
第4節	情報の収集・連絡体制等の整備
第5節	原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理
第6節	原子力防災専門官との連携
第7節	緊急時モニタリングへの協力体制の整備
第8節	退避及び避難体制の整備
第9節	要配慮者等災害予防計画
第10節	飲食物の摂取制限、出荷制限等
第11節	原子力災害医療体制の整備
第12節	緊急輸送活動体制の整備
第13節	救助・救急、消火及び防護資機材等の整備
第14節	住民等への的確な情報伝達体制の整備
第15節	行政機関の業務継続計画の策定
第16節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発
第17節	防災業務関係者の人材育成
第18節	防災訓練等の実施
第19節	広域的相互応援体制整備計画
第20節	原子力施設上空の飛行規制
第21節	防災対策資料の整備計画

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 基本方針

○市は、原子力災害対策指針が示す緊急事態における防護措置実施の基本的考え方にに基づき、市の応急体制等を整備するとともに、避難等の防護措置実施計画をあらかじめ定める。

1. 緊急時活動レベル（EAL）に基づいた防護措置

○原子力施設の状況に応じて、緊急事態を①情報収集事態、②警戒事態、③施設敷地緊急事態、④全面緊急事態の4つに区分し、各区分に応じた対応（予防的防護措置の準備及び実施）を行う。

①情報収集事態：敦賀市若しくは美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。

②警戒事態：情報収集体制の構築をした上で、早期に避難等の防護措置が必要な施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）等に向けた措置の準備、PAZ内において比較的時間を要する防護措置の準備を実施する。

③施設敷地緊急事態：緊急時モニタリング結果等の情報収集の強化をした上で、PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、すべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

④全面緊急事態：PAZ内において、すべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を実施する。

（表2-1-1）

2. 運用上の介入レベル（OIL）に基づいた防護措置

○放射性物質の放出後は、緊急時モニタリング結果等に基づき、空間放射線量率等の計測可能な値で示される運用上の介入レベル（OIL）に基づき、UPZ等における防護措置を行う。

（表2-1-2）

表 2 - 1 - 1 緊急事態の区分

原子力発電所ごとのEALは、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者が防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示すEALの枠組みの内容は指針によるものとし、その区分は次のとおり。

1. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 敦賀市において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)美浜発電所3号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 美浜町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合 ⑬ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が

	<p>発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合</p>
--	---

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ol style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30間分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

3. 炉規法第43条の3の33の第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん、高速増殖原型炉もんじゅ、日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機、関西電力(株)美浜発電所1, 2号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県(当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区)において、大津波警報が発表された場合 ③ 国(オンサイト総括)が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
全面緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

表 2-1-2 O I L と防護措置の関係

	基準	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h 地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm 皮膚から数 cm での検出器の計数率 β 線 : 13,000cpm【1ヶ月後の値】 皮膚から数 cm での検出器の計数率			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h 地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h 地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※原子力災害対策指針より抜粋

第2節 原子力防災体制整備計画

第1 立入検査と報告の徴収

- 市は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。
- 立入検査を実施する市の職員は、その身分を示す証明書を携帯する。
- 原子力事業者防災業務計画及び原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定等により、原子力事業所及びその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 関係機関等との連携強化

- 市は、平時から関係機関、企業等との間で連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者と協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

2. 応急・復旧活動に必要な機材の確保

- 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

3. 公共用地、国有財産の有効活用

- 市は、避難所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。
- 市は、市内の県有・国有財産についても有効活用できるよう、国、県に協力を要請する。

第3節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 職員参集体制の整備

○職員の非常参集体制の整備を図る。

第2 職員配備体制等の整備

1. 職員配備体制の整備

○配備レベルに基づく配備体制及び動員体制を整備する。

→ 第3章第3節第2 1. 表3-3-1 動員配備基準

○原子力防災連絡室、原子力災害警戒本部、原子力災害対策本部等について、次の点をあらかじめ定めておく。

- ア 設置基準
- イ 設置場所
- ウ 組織
- エ 事務分掌
- オ 職員の派遣方法
- カ その他必要事項

2. 応急活動のためのマニュアル作成

○県と協議の上、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員及び防災関係機関に周知徹底する。

第3 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「原子力防災センター」という。）における体制の整備

○市は、原災法第12条の規定により、原子力防災センターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出する。

○市は、国及び県とともに原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として平時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

第4 原子力防災センターにおける体制の整備

1. 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

○国の現地事故対策連絡会議へ派遣する職員をあらかじめ定める。

2. 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

- 原子力災害合同対策協議会へ派遣する者をあらかじめ定める。
- 機能班へ派遣する職員及びその役割等について、あらかじめ定める。

第5 長期化に備えた動員体制の整備

- 市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第6 防災関係機関相互の連携体制

1. 平時からの連携体制

- 市は、平時から以下に示す関係機関等と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努める。

- ア 国（原子力防災専門官等）
- イ 県
- ウ 自衛隊
- エ 警察
- オ 消防機関
- カ 海上保安庁
- キ 医療機関
- ク 指定公共機関
- ケ 指定地方公共機関
- コ 原子力事業者
- サ その他の関係機関

2. 避難等実施時の窓口等の明確化

- 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第7 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

- 市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努める。
- 市は、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

第8 自衛隊との連携体制

- 市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。
- 市は平時から、自衛隊派遣が必要な状況・分野（救急、救助、応急医療、緊急搬送等）について想定を行っておく。

第9 福井大学附属国際原子力工学研究所との連携体制

- 市は、福井大学附属国際原子力工学研究所と連携し、災害時に発信する原子力施設や放射線に関する情報等に対する技術的支援を受ける衛星携帯電話等による複数系統の連絡体制を構築する。

第10 専門家の派遣要請手続き

- 市は、原子力事業者より施設敷地緊急事態(SE)、全面緊急事態(GE)の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。
- 市は、原子力事業者より警戒事態(AL)、施設敷地緊急事態(SE)、全面緊急事態(GE)の通報を受けた場合、福井大学附属国際原子力工学研究所や被ばく医療機関等から原子力・放射線に関する原子力防災アドバイザーの派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

第11 複合災害に備えた体制の整備

- 市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。
- また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

第12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

- 市は、大規模な自然災害等との複合災害も想定したうえで、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第4節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1. 市の情報収集・連絡体制の整備

- 県防災行政無線の端末を原子力防災へ活用するとともに、市の防災行政無線、衛星携帯電話についても充実を図る。
- 情報収集・連絡体制については、夜間、休日や通信障害時等においても対応できるよう整備を図る。
- 原子力災害発生時の状況の把握について、要員指定など、その情報の収集・連絡体制を整備する。

2. 機動的な情報収集体制

- 市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

3. 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

- 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

4. 原子力防災センターにおける通信連絡体制の整備

- 国及び県と連携し、市と原子力防災センターとの間に公衆電話、専用電話及び衛星電話の回線を整備する。
- 市、国、県及び原子力防災センター間にテレビ会議システムを整備する。

5. 非常通信協議会との連携

- 市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

6. 移動通信系の活用体制

- 市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

7. 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

- 市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めるこ

とができる仕組みの構築に努める。

第2 情報の分析整理

1. 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

- 市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。
- 市は、原子力・放射線に関する情報を的確に分析整理するために、福井大学附属国際原子力工学研究所や被ばく医療機関等及び原子力防災アドバイザーからの技術的支援を受けるなど、必要な体制の整備に努める。

2. 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

- 市は、平時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

第3 通信手段・経路の多様化等

- 市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ下記に示す緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

- ア 防災行政無線
- イ 災害時優先電話
- ウ 無線電話、携帯電話等
- エ C A T V、コミュニティFM、テレビ、ラジオ等
- オ インターネット
- カ ヘリコプターテレビ伝送システム

- 電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。
- 市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。
- 市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- 市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第5節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

第1 方針

原子力災害の発生・拡大の防止及び災害の復旧を図るために必要な業務について、原災法の規定に基づき原子力事業所ごとに原子力事業者が作成又は修正する原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に関する協議、原子力防災要員等の届出について定める。
(原災法第7条第1項)

第2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等

○市は、原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。

第3 原子力防災要員等の届出の受理

○原災法の規定に基づき、原子力事業者から次の届出について受理する。

ア 原子力防災組織の原子力防災要員の現況についての届出

(原災法第8条第4項)

イ 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任についての届出

(原災法第9条第5項)

ウ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況についての届出

(原災法第11条第3項)

○県から、隣接する原子力事業者の上記アからウの届出書の写しを受理する。

第6節 原子力防災専門官との連携

○市は、以下の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

- ア 地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- イ 原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- ウ 地域ごとの防災訓練の実施
- エ 原子力防災センターの防災拠点としての活用
- オ 住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- カ 事故時の連絡体制
- キ 防護対策（避難計画の策定を含む）
- ク 原子力防災に係る広域連携
- ケ その他原子力防災に関し必要な事項

○原子力防災専門官の事務所

名称	原子力規制庁 敦賀原子力規制事務所
所在地	敦賀市金山99-11-47（福井県敦賀原子力防災センター内）

第7節 緊急時モニタリングへの協力体制の整備

市は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングに参画するための体制を整備するものとする。

第1 方針

原子力事業所から大量の放射性物質又は放射線の放出があった場合等、原子力事業所周辺環境の放射性物質及び放射線に関する状況の迅速な把握を行うとともに、その状況を迅速かつ的確に提供することが重要であることから、緊急時モニタリングに協力する。

第2 緊急時モニタリングに対する協力体制

国等が実施する緊急時モニタリング活動に協力する。

第8節 退避及び避難体制の整備

第1 退避等措置計画の作成

○市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。

ア 原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時にはPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難が可能な体制を構築する。

イ 原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づく屋内退避、避難計画を策定する。

→ 第3章第6節「退避及び避難計画」

○市は、実効性のある避難を実施するために、「敦賀市原子力災害避難対応マニュアル」を整備し、充実・強化を図る。

○過酷事故における避難先は防護対策を重点的に実施すべき区域外とするが、事故の状況によっては放射性物質の放出方向以外への避難の検討も必要である。

○地域コミュニティの維持に配慮し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。

○市外への避難計画策定にあたっては、国及び県が中心となり、避難先の市町村間との調整を図る。

第2 避難所等の整備等

1. 避難所等の整備

○市は、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

○市は、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

○市は、市内の避難所が使用できなくなる場合を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

○避難時の周囲の状況等により屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

2. 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

○市は、県等と協力・連携し、広域避難も想定して住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

3. コンクリート屋内退避施設体制の整備

○市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設体制の整備に努める。

4. 市外への広域一時滞在に係る応援協定の締結

○市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5. 応急仮設住宅等の整備

○市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

○市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

6. 被災者支援の仕組みの整備

○市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

7. 避難所における設備等の整備

○市は、県と連携し、避難所で利用する以下に示す設備等の整備に努めるとともに、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

ア 貯水槽、井戸、給水タンク

イ 仮設トイレ、災害用マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ

ウ マット、毛布、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション

エ 非常用電源、ガス設備

オ 衛星携帯電話等の通信機器等

カ 空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備

キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器

第3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

○要配慮者に対する退避等体制は、本章第9節「要配慮者等災害予防計画」による。

第4 学校等施設における避難計画の整備

○学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生

徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

- 市は、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

第5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

- 駅、量販店、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

第6 住民等の避難状況の確認体制の整備

- 市は、屋内退避又は避難のための指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

第7 市外に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

- 市は県の支援の下、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を市と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。

第8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

- 市は、警戒区域が設定される場合に備え、設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

第9 避難所等・避難方法等の周知

- 市は、避難やスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布等の場所、バス等で避難する場合の一時集合場所、放射線防護対策を講じた一時集合施設、拠点避難所、避難誘導方法、(自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等)、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

- 市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、及び全面緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。

- 市は、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

第9節 要配慮者等災害予防計画

市は、県の協力のもと、原子力災害の特殊性に留意し、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、次の項目に取り組む。

第1 要配慮者等に関する情報の把握

○要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平時から以下に示す関係者等と連携し、災害時要援護者に関する情報を把握の上、情報共有に努める。

- ア 周辺住民及び地区の代表
- イ 自主防災組織
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 介護保険事業者
- オ 障害福祉サービス事業者
- カ ボランティア団体等
- キ 宿泊施設

第2 要配慮者等への情報伝達体制の整備

○要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。

第3 避難誘導体制の整備

○避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

第4 要配慮者避難支援計画の整備

○市は、県の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努める。

第5 医療機関との連携

○市は県と連携し、病院等医療機関の管理者が策定する原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画の策定支援を行う。

第6 社会福祉施設との連携

○市は県と連携し、社会福祉施設の管理者が策定する原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画の策定支援を行う。

○特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

第7 避難行動要支援者に関する措置

1. 避難誘導及び安否確認等の措置

○市は、市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

2. 情報の把握

○市は、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、同意を得られた当該避難行動要支援者について、個別避難計画を作成するよう努める。なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

3. 避難行動要支援者に対する体制の整備

○市は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、自治（町内）会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織及び地域支援者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供し、多彩な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

第 10 節 飲食物の摂取制限、出荷制限等

第 1 飲食物の摂取制限、出荷制限に関する体制整備

○市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限、出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

第 2 飲食物の摂取制限、出荷制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

○市は、飲食物の摂取制限、出荷制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第 1 1 節 原子力災害医療体制の整備

(注) 原子力災害医療は県の所管事項で、その体制の中で市の原子力災害医療業務が定められているため、県の原子力災害医療体制に準じて市の原子力災害医療体制を定めた。

第 1 計画の方針

原子力災害に係る専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要なため、原子力災害医療体制、広域的医療体制及び住民に対する心身の健康相談体制の整備を図る。

第 2 原子力災害医療体制の確立

1. 原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院の整備

○県は、原子力災害医療機関として、表 2-10-1 のとおり「原子力災害医療協力機関」を登録するとともに、「原子力災害拠点病院」を指定するものとする。市は、「原子力災害医療協力機関」としての市立敦賀病院の整備を図るものとする。

○「原子力災害医療協力機関」においては、次の項目のうち 1 項目以上を実施できるものとする。

- ア 被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療
- イ 甲状腺被ばく線量モニタリング実施のための測定要員の派遣
- ウ 原子力災害医療派遣チーム（以下「派遣チーム」という。）の保有及び派遣体制の整備
- エ 救護所への医療チーム又は医療関係者の派遣
- オ スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣
- カ 地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援
- キ その他原子力災害発生時に必要な支援

○「原子力災害拠点病院」においては、次の機能を有するよう整備するものとする。

- ア 被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施
- イ 原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受け入れ
- ウ 派遣チームの整備

表 2 - 1 0 - 1 原子力災害医療機関

区 分	機関名	所在地
原子力災害医療 協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 33-1
	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21
	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1
	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34
	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1
	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9
	若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場 19-5
	一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺 3 丁目 4-10
	一般社団法人福井県薬剤師会	福井市光陽 4 丁目 11-22
	公益社団法人福井県診療放射線技師会	福井市米松 1 丁目 16-31
原子力災害 拠点病院	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1
	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3
	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1

2. 広域災害・救急医療情報システムの整備

○県は、災害時において、医療機関の稼動状況、医師・看護師等のスタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、市町、防災関係機関並びに高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターのネットワーク化を図るものとする。

○市の医療救護活動においては、県が整備した広域災害・救急医療情報システムを活用する。

3. 救急医療班の整備

○県、災害拠点病院、社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関は、原子力災害時の救急医療班の派遣に対応できるよう、あらかじめ班編成を整えておくものとする。

○市は、県と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行うための計画を、あらかじめ定める。その際、県は、国から派遣される高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センター等による派遣チーム又は専門派遣チームの派遣要請手続き及び受入体制についても定めるものとする。

4. 原子力災害時の搬送体制の整備

○搬送が迅速かつ円滑に行われるとともに、搬送機関及び搬送される医療機関に必要な情報が的確に伝達されるものとする。

ア 搬送経路の確保

市は、県と連携し、傷病者、救急医療班等医療スタッフ及び医薬品等の医療用物資等の原子力災害時に係る搬送経路を整備するものとする。

特に、原子力災害時には、ヘリコプターによる搬送が効果的であることから、県防災ヘリコプターの搬送体制を充実するとともに、防災関係機関、民間会社等が所有するヘリコプターの運用について関係機関・団体と連携を図るものとする。

イ 通報連絡体制の整備

原子力事業者は、施設等の事故の状況及び負傷時の状況等に関する情報を、電話とあわせて出来る限り文書で、搬送機関に迅速に通報するとともに、その後得られた被ばく関連情報についても、順次通報することとする。

搬送機関、関係医療機関、原子力事業者は、原子力災害時における被ばく及び汚染を伴う患者（以下「被ばく患者」という。）が発生した場合の通報連絡様式をあらかじめ統一的に定めるものとする。

ウ 放射線管理要員等の協力

放射線管理要員は、搬送に際し、被ばく患者からの汚染の拡大防止措置を実施するとともに、搬送機関や搬送車両等の汚染の有無を確認し、原子力事業者を含む関係機関へ報告するものとする。

エ 協力体制及び情報交換

被ばく患者の搬送に備えて、県、搬送機関、関係医療機関、原子力事業者は、日頃から訓練を通じて、関係機関相互の協力体制を整えることとする。

また、搬送機関においては、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく患者の搬送等に当たって、原子力災害医療の専門家から助言を得られる体制を整備するものとする。

5. 広域的医療体制の整備

○県は、原子力災害の広域性及び本県の地域性を考慮し、他府県等と協力した広域的医療体制の整備を図るものとする。

6. 心身の健康相談体制の整備

○市は、県及び国とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

7. 原子力災害医療体制の資料の収集等

○県は、原子力災害医療体制についての資料を収集、整理するものとする。

第3 原子力災害医療資機材等の整備

1. 原子力災害医療資機材の整備

○市は、県、原子力災害医療機関、原子力事業者、その他関係医療機関と連携し、原子力災害時における原子力災害医療に対応するため、国から整備すべき医療資機材等に関する情報を受け、放射線測定機材、除染資機材、応急用救護用資機材、医療資機材等の維持・整備に努めるものとする。

また、県は、これらの設備、資機材等の操作を行う者の確保と研修、訓練を行うものとする。

2. 医薬品等の確保

○県は、救急医療班等が行う医療活動実施のために必要な医薬品やその他医療救護に必要な医薬品及び衛生材料を円滑に供給できるよう、麻酔、消毒薬、包帯等の一次医療医薬品等の備蓄を実施するほか、医薬品等卸売業者と締結した協定を活用し、必要な医薬品等の確保を図るものとする。

3. 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

○県は、指針に準拠し、市、医療機関等と連携して、P A Z内及びU P Z内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

○事前配布体制の整備

ア 市は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

イ 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、県及び関係医療機関等と連携し、対象となる住民向けの説明会及び協力薬局における配布を実施し、原則として医師の監修による説明を行うものとする。また、説明会等の開催に併せ、調査票や問診等により、服用不適切者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

ウ 市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会、薬局において説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

エ 市は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

○市は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

○緊急時における配布体制の整備

ア 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨ

ウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

- イ 市は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

○共通事項

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。

4. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

○県は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（NaI（Tl）サーベイメータ、甲状腺モニター、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

5. 救護所間等の情報通信体制の整備

○県は、災害情報インターネット通信システムを活用し、救護所間等の情報通信体制の整備を図るものとする。

○県、市は、救護所の予定施設や病院、健康福祉センター等へのパソコンの導入を促進するとともに、原子力防災センターと救護所間において、情報を共有化するシステムの整備を図るものとする。

第4 人材育成等

1. 人材の確保

○県、市は、被ばく患者の発生に適切に対応するために、被ばく医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保に努めるものとする。

2. 人材育成

○県は、医療関係者の職種等に合わせて、実際的なカリキュラムを定め、具体的な研修を定期的に行い、人材の育成に努めるものとする。

3. 指導者の育成

○県は、多数の医療関係者を教育し、その知識と技能の維持向上を図るため、指導者の育成に努めるものとする。

4. 被ばく医療措置訓練の実施

○県は、関係市町、原子力事業者、医療関係者及びその他防災関係機関と連携し、救急処置を必要とする被ばく患者に対する措置等の訓練を行うものとする。

第5 原子力事業者等における体制整備

1. 原子力事業者

○通報連絡体制等の整備

原子力事業所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達にかかる体系的な整備を図るとともに、県、関係市町、医療機関、搬送機関（消防、海上保安庁等）等の関係機関との通報連絡、被ばく患者の搬送、受け入れについて、緊密な関係を保持するものとする。

○協力会社との連携

被ばく患者が発生した場合、協力会社との間で、役割分担、通信連絡体制、指揮命令系統について、あらかじめ定めておくものとする。

○応急処置及び除染体制の整備

被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備しておくものとする。

2. 原子力災害医療機関

○研修・訓練の実施

原子力災害医療機関の医療関係者は、定期的な研修、訓練を受けることにより、原子力災害医療にかかる知識及び技術の維持・向上に努めるものとする。

○原子力災害医療機関相互の連携

被ばく患者の重症度に応じて、適切な医療を行うとともに、各医療機関の要員及び資機材を有効に活用するため、原子力災害医療機関相互の連携を図るものとする。

第 1 2 節 緊急輸送活動体制の整備

第 1 専門家の移送体制の整備

○市は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

第 2 緊急輸送路の確保体制等の整備

○市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

○市の道路管理者は、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。

第13節 救助・救急、消火及び防護資機材等の整備

第1 救助・救急活動用資機材の整備

○市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

第2 救助・救急機能の強化

○市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

第3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

○市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

○市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平時から、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第4 物資の調達、供給活動体制の整備

1. 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備

○市は、国、県及び原子力事業者と連携し、災害時の食料等の物資について、大規模な原子力災害や複合災害が発生した場合等も想定し、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

○市は、大規模な地震が発生した場合も想定し、災害発生初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄、備蓄拠点の設置など体制の整備に努める。

2. 備蓄拠点の整備

○市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第5 大規模・特殊災害における救助隊の整備

○県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第14節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、国及び県と連携し、情報収集事態又は警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応の段階や場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

第1 防災行政無線等の整備

○市は、国及び県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

第2 住民相談窓口の整備

○市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

第3 要配慮者等への情報伝達体制の整備

○市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

第4 情報伝達手段の多重化、多様化

○市は、情報伝達手段の多重化、多様化に努める。

○住民への情報提供等は、次の情報媒体を活用する。

- ア C A T V、コミュニティFMによる緊急告知放送（防災放送）
- イ T o n B oメール、緊急速報メール
- ウ 電話又はF A X
- エ 災害情報通信システム（市のホームページ等）
- オ 電光掲示板
- カ その他活用できる媒体

第5 福井県防災ネットの活用

○市は、福井県防災ネット（Lアラート（災害情報共有システム）を含む）を活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、市民、防災関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。

第 15 節 行政機関の業務継続計画の策定

- 市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、市の業務継続性の確保を図る。
- 市は、市役所庁舎が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画を策定する。

第16節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

第1 広報活動の実施

○市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 原子力施設の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- カ コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること
- キ 要配慮者への支援に関すること
- ク 緊急時にとるべき行動（情報の確認、屋内退避時の行動、避難時の行動、避難後の所在の確認（行政機関への連絡）、等）
- ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること

第2 教育機関等における普及啓発

○市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

第3 要配慮者支援に関する普及啓発

○市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第17節 防災業務関係者の人材育成

第1 計画の方針

原子力災害時には、災害対策活動を円滑に行うことが重要であることから、防災業務関係者の原子力防災知識を深めるため、普段から原子力防災に関する教育・研修を行う。

第2 市における研修

1. 市職員に対する研修

- 国及び県等が行う講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、防災関係資機材及び装備の使用法等の習熟を図る。
- また、市独自においても、原子力防災に関する研修を実施し、知識の習熟を図る。

2. 防災業務関係者に対する研修

- 国など防災関係機関等と連携し、防災業務関係者に対する研修を行い、研修結果は訓練等を通じ具体的に確認する。また、適宜、研修内容の充実を図る。
- 研修内容については、次のとおり。

- ア 原子力防災体制及び組織に関すること
- イ 原子力発電所等の施設に関すること
- ウ 原子力災害とその特性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ モニタリング実施方法及び機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- キ 緊急時に市、国及び県等が講じる対策の内容
- ク 緊急時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ケ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- コ その他必要と認める事項

- 研修においては、原子力防災センターを積極的に活用する。
- 原子力事業者は、講師等の派遣など積極的に協力する。

第3 原子力事業者における教育・研修

原子力事業者は、原災法第8条第1項の規定に基づく原子力防災組織の構成員に対して、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うものとする。

また、原子力事業者は、県及び市の行う研修に協力し、県及び市から講師等の派遣要請があったときには、積極的に派遣を行うものとする。

原子力事業者は、消防計画等に基づき、原子力事業所の従業員等関係者に対する火災予防教育に努めるとともに、定期的に消防機関と連携した実践的な消防訓練の実施に努めるものとする。

第18節 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

1. 訓練計画の策定

○市は、国、県、発電所等関係機関の支援のもと、以下に示す防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練
- カ 原子力災害医療訓練
- キ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ク 周辺住民避難訓練
- ケ 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- コ 自衛隊災害派遣訓練
- サ 交通対策等措置訓練

2. 国等の訓練への参画

○市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

第2 訓練の実施

1. 要素別訓練等の実施

○市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施する。

2. 総合的な防災訓練の実施

○市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3. 実践的な訓練の実施と事後評価

- 市は、国等と連携し現場における判断力の向上につながる実践的な訓練を実施する。
- 市は、国等と連携し訓練の評価を実施し、計画、マニュアル等の改善に取り組む。
- 市は、国等と連携し必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

4. 防災訓練における配慮事項

- 市は、国等と連携し、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第3 防災訓練に関する普及・啓発

- 防災訓練を行うときは、各種の媒体を通じ住民に防災知識の普及・啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

第 19 節 広域的相互応援体制整備計画

第 1 計画の方針

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない原子力災害を想定し、他地域からの支援又は他地域への応援などに備えて、広域の相互応援体制を整備する。

第 2 広域相互応援体制

1. 福井県・市町災害時相互応援協定の活用

○「福井県・市町災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用する。

2. 福井県広域消防相互応援協定の活用

○敦賀美方消防組合は、「福井県広域消防相互応援協定」を原子力災害時においても活用する。

3. その他協定の準用

○その他関係機関と締結している協定等を原子力災害時においても準用するよう検討する。

第20節 原子力施設上空の飛行規制

第1 計画の方針

原子力関係施設地帯の航空機の飛行規制措置については、自衛隊の低高度訓練飛行空域、試験空域設定等に伴い、国（国土交通省）においてとられたが、この措置が的確に守られるよう国など防災関係機関等と連携して対応する。

第2 国の航空安全確保に関する規制措置

○国（国土交通省）の航空安全の確保に関する規制措置は次のとおりである。

原子力施設付近の上空に係る航空法第81条ただし書きの許可（最低安全高度以下の飛行に係る許可）は行わないこと。
（「原子力関係施設上空の許可について」昭和44年7月5日付け空航第263号
運輸省航空局長通達ほか）

○飛行訓練空域及び飛行禁止区域は、図2-19-1に示すとおりである。

（航空路誌：平成12年1月27日公示）

○原子力事業者は、可能な限り原子力施設構内に航空障害灯及び昼間障害標識をつけるように努める。

第3 市の対応

○飛行規制区域を飛行する航空機等を確認した場合は、直ちに次に連絡する。

ア 県

イ 国土交通省大阪航空局小松空港事務所

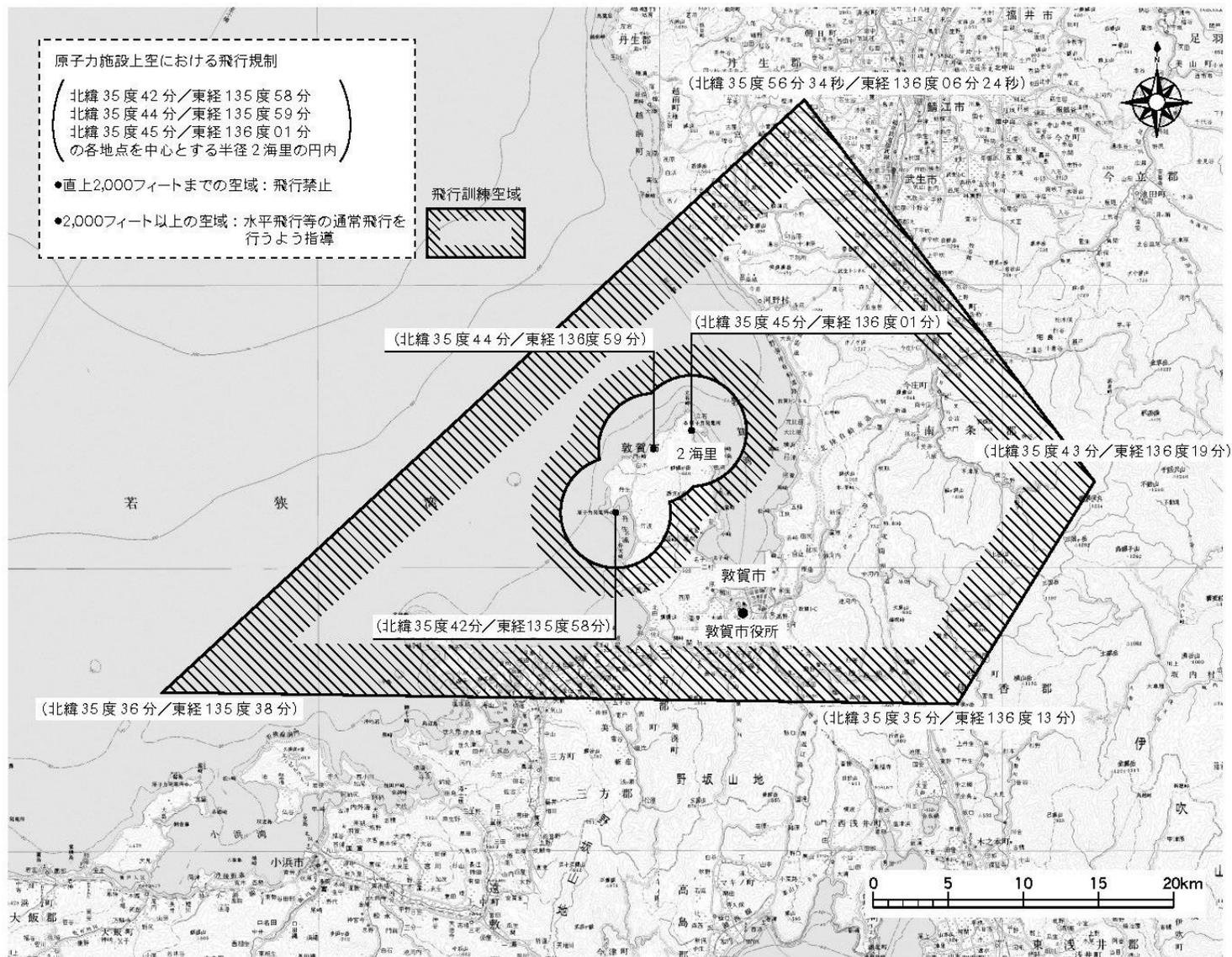


図 2-19-1 原子力発電所等上空の飛行規制図

第21節 防災対策資料の整備計画

第1 計画の方針

原子力災害には、放射性物質等による汚染の影響範囲の予測や的確な応急対策が重要であることから、必要な資料の整備に努める。

第2 防災対策資料の整備と活用

1. 原子力防災関連情報の収集と活用

- 国及び防災関係機関等と連携し、原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。
- 国など防災関係機関等とともに、円滑に利用できるよう情報のデータベース化及びネットワーク化を図り、その活用に努める。

2. 防災対策上必要な資料の整備

- 市は、国、県、原子力事業者及びその他防災機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、必要な資料を整備し、定期的に更新する。
- 市は、整備・更新をした資料等を、あらかじめ災害対策本部室等に適切に備え付ける。
- 市は、整備・更新をした資料等を、あらかじめ原子力防災センターに適切に備え付ける。

ア 原子力防災体制に関する資料

- ・市・県の地域防災計画に関する資料
- ・協定書
- ・原子力防災センターに関する資料
- ・防災関係機関に関する資料
- ・国の専門家に関する資料
- ・原子力緊急時支援・研修センターに関する資料

イ 原子力事業所の設置状況に関する資料

ウ 情報収集及び連絡体制に関する資料

- ・専用電話に関する資料
- ・防災行政無線に関する資料
- ・有線電話に関する資料
- ・原子力発電所通信施設に関する資料
- ・船舶に対する周知システムに関する資料

エ モニタリングに関する資料

- ・平常時モニタリング計画に関する資料
- ・緊急時モニタリングセンターの運営に関する資料
- ・モニタリング資機材に関する資料

- ・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の予定測定地点、図、及び環境試料の予定採取地点図
- ・気象に関する資料
- オ 原子力災害医療の実施に関する資料
 - ・医療関係資機材に関する資料
 - ・病院（診療所）に関する資料
 - ・緊急時医療本部の運営に関する資料
 - ・量子科学技術研究開発機構に関する資料
- カ 防災活動資機材に関する資料
- キ 輸送交通機関及び資機材輸送等に関する資料
- ク 広報活動に関する資料
 - ・防災行政無線及びCATVに関する資料
 - ・報道機関に関する資料
 - ・海上広報に関する資料
- ケ 農林畜水産物に関する資料
 - ・生産及び出荷状況に関する資料
 - ・流通経路に関する資料
 - ・水源地及び飲料水に関する資料
- コ 退避等に関する資料
 - ・原子力事業所周辺の人口に関する資料
 - ・道路状況に関する資料
 - ・ヘリポートに関する資料
 - ・退避等施設に関する資料
 - ・特殊施設に関する資料
- サ 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲及び周辺地域の人口分布、地形に関する資料
- シ その他原子力防災対策に必要な資料

3. テロ対策に係る資料の整備

- テロ対策に係る情報連絡に関する資料

4. 原子力事業者が市に提出する資料

- 原子力事業者は、国に提出する次の資料の写しを提出する。提出した資料の内容に変更があったときも同様とする。

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子炉等規制法の規定により提出された申請書に基づく原子力事業所の施設の構造等を記載した書類

- ウ 原子炉等規制法の規定により主務大臣の認可を受けた保安規定
- エ 原子力事業所の施設の配置図

5. 災害復旧への備えに関する資料

- 国など防災関係機関等と協力し、放射性物質等による汚染の除去に関する資料の収集、整備に努める。

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
第3節	活動体制の確立
第4節	緊急時モニタリング計画
第5節	広報計画
第6節	退避及び避難計画
第7節	要配慮者応急対策計画
第8節	文教対策計画
第9節	防災業務関係者防護計画
第10節	警備及び交通対策計画
第11節	救助・救急及び消火計画
第12節	原子力災害医療計画
第13節	治安の確保及び火災の予防
第14節	飲食物の摂取制限、出荷制限等
第15節	緊急輸送活動
第16節	飲料水・飲食物及び生活必需品の供給計画
第17節	広域的応援対応計画
第18節	自衛隊災害派遣要請計画
第19節	災害救助法の適用計画
第20節	自発的支援の受入れ等
第21節	行政機関の業務継続に係る措置
第22節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
第23節	地震応急対策計画
第24節	県内における広域一時滞在の受入れ

第3章 緊急事態応急対策

本章は、「情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態に該当する事象の通報」及び「原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言の発出」がされた場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 基本方針

〇市は、原子力災害対策指針が示す緊急事態における防護措置実施の基本的考え方に
基づき、緊急時応急対策を実施する。

1. 緊急時活動レベル（EAL）に基づいた防護措置

〇原子力施設の状況に応じて、緊急事態を①情報収集事態、②警戒事態、③施設敷地緊急事態、④全面緊急事態の4つに区分し、各区分に応じた対応（予防的防護措置の準備及び実施）を行う。

①情報収集事態：敦賀市若しくは美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ）

②警戒事態：情報収集体制の構築をした上で、早期に避難等の防護措置が必要な施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）等に向けた措置の準備、PAZ内において比較的時間を要する防護措置の準備を実施する。

③施設敷地緊急事態：緊急時モニタリング結果等の情報収集の強化をした上で、PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、すべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

④全面緊急事態：PAZ内において、すべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を実施する。

2. 運用上の介入レベル（OIL）に基づいた防護措置

〇放射性物質の放出後は、緊急時モニタリング結果等に基づき、空間放射線量率等の計測可能な値で示される運用上の介入レベル（OIL）に基づき、UPZ等における防護措置を行う。

○緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）に基づいた、市の緊急事態応急対策の活動フローを図3-1-1に示す。

		事象の区分及び活動体制			
		フェーズ0 0.5マイクロシーベルト/ 時以上	警戒事態（AL） フェーズ1 1マイクロシーベルト/時以上	施設敷地緊急事態（SE） フェーズ2 5マイクロシーベルト/時以上	全面緊急事態（GE） フェーズ3 原子力緊急事態発出後
第3節 活動体制の 確立	官邸	情報連絡室又は官邸連絡室	官邸対策室 緊急参集チーム	原子力災害対策本部 原子力災害対策本部事務局【官邸チーム】	原子力災害対策本部 原子力災害対策本部事務局
	ERC	原子力規制委員会原子力事故警戒本部	原子力規制委員会原子力事故対策本部 関係省庁事故対策連絡会議	原子力災害対策本部事務局【ERCチーム】 関係局長等会議	原子力災害対策本部事務局 被災者生活再建支援チーム 関係局長等会議 関係省庁事故対策連絡会議 モニタリング調整会議
	事業者	原子力施設事態即応センター 緊急時対策所	原子力施設事態即応センター 緊急時対策所 後方支援拠点	原子力施設事態即応センター 緊急時対策所 後方支援拠点	
	OFC	原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部	原子力規制委員会原子力事故現地対策本部 現地事故対策連絡会議	原子力災害現地対策本部 原子力災害合同対策協議会	
	福井県	原子力災害警戒本部	原子力災害対策本部（現地災害対策本部）	原子力災害対策本部（現地災害対策本部）【継続設置】	
	敦賀市	原子力防災連絡室	原子力災害警戒本部	原子力災害対策本部（現地災害対策本部）	原子力災害対策本部（現地災害対策本部）【継続設置】
主な災害対応					
緊急時モニタリング（県への協力）					
第4節 緊急時モニタリング計画 （県への協力）		緊急時モニタリング体制の準備	緊急時モニタリング実施計画作成 モニタリング準備	モニタリング実施・評価【継続】、OIL判断 緊急時モニタリング実施計画作成（変更）	
広報					
第5節 広報計画	体制設置の広報 事故情報及び対策等の広報	体制設置の広報 事故情報及び対策等の広報【継続】 一時滞在者の退避の広報	体制設置の広報 事故情報及び対策等の広報【継続】 災害時要援護者避難指示、一般市民避難準備の広報	PAZ避難指示の広報 事故情報及び対策等の広報【継続】 UPZ避難指示の広報	
退避及び避難計画、要配慮者応急対策計画					
第6節 退避及び避難計画 第7節 災害時要援護者 応急対策計画		PAZ 要配慮者支援策の準備 バス等の避難支援車両派遣準備 一時集合場所の開設	施設敷地緊急事態要避難者避難実施 バス等の避難支援車両派遣要請 避難準備 避難車両中継所準備	GEに基づいた PAZ避難指示 避難実施 避難実施状況の把握・避難完了確認 生活支援物資等供給（避難先、屋内退避実施地域）	
		UPZ		避難実施計画作成 避難支援準備 屋内退避指示・自主避難者確認 プラント状況等に基づいたUPZ避難指示 OIL1に基づいたUPZ避難指示 避難支援準備（生活支援物資等） OIL2に基づいたUPZ避難指示（一時移転） 避難実施（UPZ対象地区） 避難実施状況の把握・避難完了確認 生活支援物資等供給（避難先、屋内退避実施地域）	警戒区域設定 汚染地域の除染 避難生活支援実施

図3-1-1 緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）に基づいた、市の緊急事態応急対策の活動フロー（1/2）

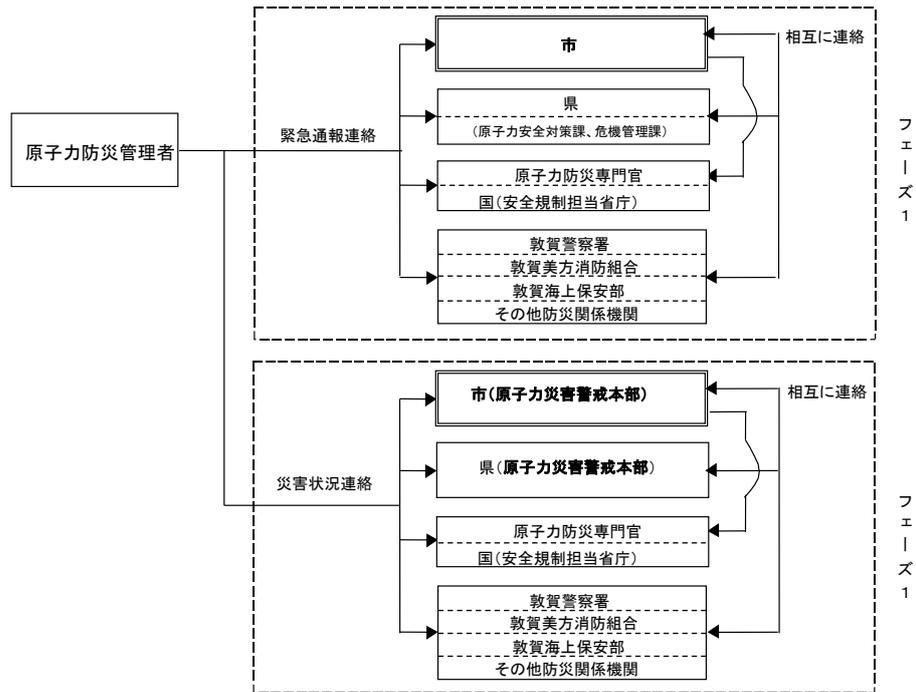
	フェーズ0 0.5マイクロシーベルト/ 時以上	警戒事態（AL） フェーズ1 1マイクロシーベルト/時以上	施設敷地緊急事態（SE） フェーズ2 5マイクロシーベルト/時以上	全面緊急事態（GE） フェーズ3 原子力緊急事態発出後
主な災害対応				
被ばく医療（安定ヨウ素剤配布・服用）				
第12節 緊急被ばく医療 安定ヨウ素剤配布・服用			ヨウ素剤備蓄状況把握・追加投入準備 配布・服用体制準備	対象地域の服用指示 服用状況確認（対象地域外含む）
被ばく医療（スクリーニング等）				
第12節 緊急被ばく医療 スクリーニング等			スクリーニング実施計画作成 スクリーニング体制準備（住民等） スクリーニング体制準備（飲食物等）	スクリーニング実施計画作成（変更） スクリーニング実施（住民等） 被ばく患者等の搬送 スクリーニング実施（飲食物等） 住民の健康管理、健康相談実施
飲食物の出荷制限、摂取制限等				
第16節 飲料水・飲食物及び 生活必需品の供給計画				モニタリング実施・評価【継続】、OIL判断 スクリーニング実施（飲食物等） 暫定飲食物摂取制限（OIL2超） 飲食物摂取制限（OIL6超）

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

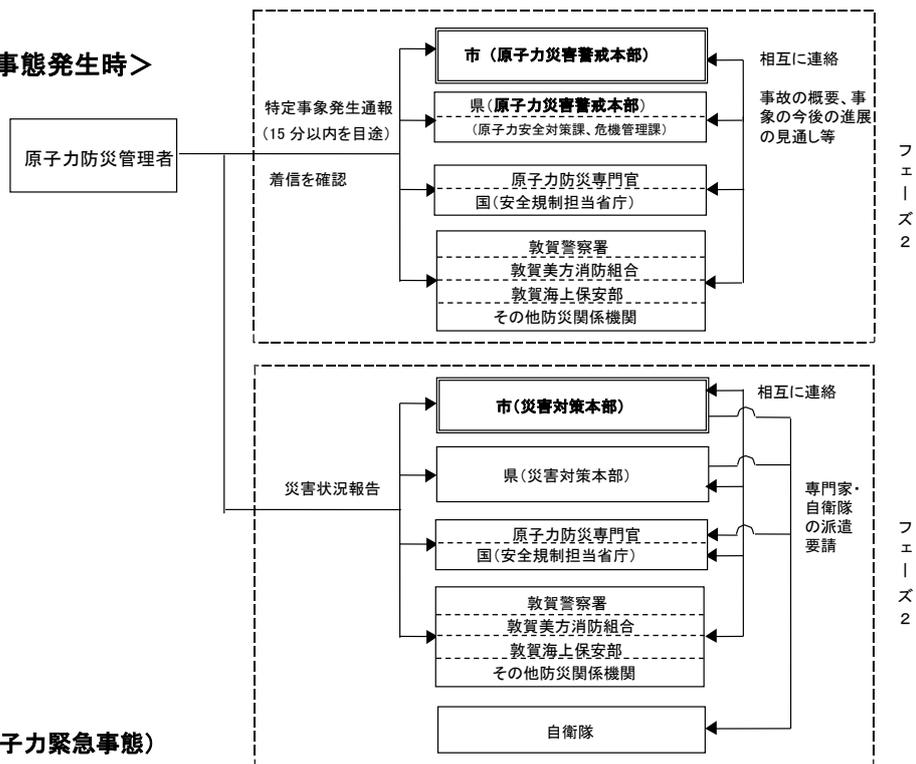
第1 方針

原子力災害時には、防災関係機関等が応急対策活動を行うために、迅速・的確な通報連絡が重要であることから、災害事象に応じた通報連絡体制を確立する。

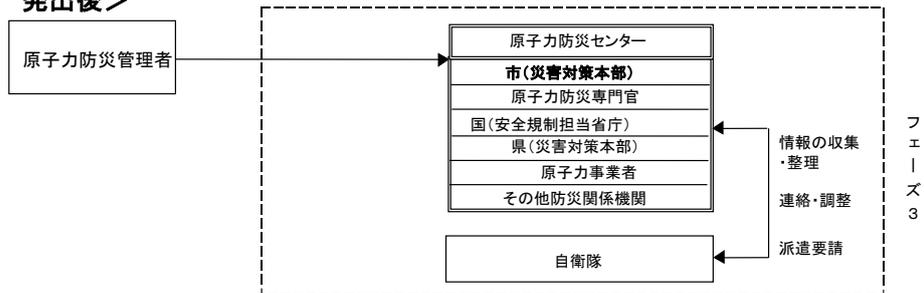
＜警戒事態＞



＜施設敷地緊急事態発生時＞



＜全面緊急事態(原子力緊急事態) 発出後＞



※フェーズ1～3については、第3節を参照すること

第2 通信手段の確保

1. 電話による通信の確保

○緊急時に関する通報を受けた場合は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

2. 現地原子力防災センターにおける情報手段の確保

○市庁舎と現地原子力防災センター間との専用電話及び衛星電話回線、TV会議システム等を確保する。

○原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部を設置したときは、県、原子力防災専門官、原子力事業者等と協力して、現地原子力防災センターと防災関係機関との通信手段を確保する。

第3 情報収集事態発生時の通報連絡

1. 国が行う通報連絡

○国（原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、市、県及び関係省庁に対し連絡を行う。

2. 点検状況等の報告及び連絡

（1）原子力事業者の措置

原子力事業者は、情報収集事態を認知した場合には、直ちに原子力事業所の施設及び設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無に関わらず、市及び県に連絡する。

（2）国の措置

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態後の状況について市、県及び関係省庁に対し連絡を行う。

（3）市及び県の措置

市及び県は、上記（1）又は（2）の連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報する。

第4 警戒事態等発生情報等の連絡

1. 原子力事業者からの警戒事態発生時の通報があった場合

（1）事象発生時の連絡

○敦賀市に係る原子力事業所等は、表3-2-1のとおり。

① 原子力防災管理者が行う通報連絡

○原子力防災管理者は、次の場合に通報連絡を行う。

- ア 原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合
- イ 原子力事業者防災業務計画に定める原子力防災体制を発令したとき
- ウ 原子力事業所の敷地境界付近の固定観測局において、1マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたとき
- エ その他緊急時に該当するとき

○原子力防災管理者が通報連絡する事項は、次のとおりとする。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所
- ウ 事故の原因
- エ 事故の程度、放射性物質等の放出状況及びその可能性
- オ 気象状況(風向・風速)
- カ その他必要と認める事項

○原子力防災管理者は、次の機関に通報するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

- ア 市
- イ 原子力防災専門官
- ウ 国(官邸(内閣官房)、原子力規制委員会)
- エ 県
- オ 敦賀警察署
- カ 敦賀美方消防組合
- キ 敦賀海上保安部

○原子力規制委員会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁及び県に対し以下の情報提供を行う。

- ア 警戒事象の発生
- イ その後の状況

○原子力規制委員会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から市に対し以下の連絡を行う。

- ア 連絡体制の確立
- イ 要配慮者の支援体制構築

② 市及び敦賀美方消防組合が行う通報・確認

- 市は、原子力防災管理者から通報を受けた旨を、原子力防災専門官及び県に通報・確認するとともに、関係する指定地方公共機関に連絡する。
- 敦賀美方消防組合は、原子力防災管理者から通報を受けた旨を県に通報・確認する。

③ 相互の通報・確認

- 原子力防災管理者から通報を受けた市、県など防災関係機関等は、相互に通報・確認を行う。

④ 緊急時における通報連絡系統

- 緊急時の通報連絡系統は図3-2-1のとおり。

⑤ 原子力事業者は、敷地境界付近の固定観測局において、0.5マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたときは、その状況を連絡する。

(2) 災害状況の報告及び連絡

① 原子力防災管理者が行う報告

- 原子力防災管理者が災害状況の経過に応じ、適時所定の様式を用いて報告を行う事項は、次のとおり。

- ア 事故発生の時刻及び場所
- イ 事故の原因、状況及び事故拡大防止措置
- ウ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況
- エ 敷地周辺における放射線及び放射性物質の測定結果
- オ 気象状況
- カ 収束の見通し
- キ 放射性物質影響範囲の推定結果
- ク その他必要と認める事項

○原子力防災管理者は次の機関に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

- ア 市（原子力災害警戒本部）
- イ 原子力防災専門官
- ウ 国（安全規制担当省庁）
- エ 県（原子力災害警戒本部）
- オ 敦賀警察署
- カ 敦賀美方消防組合
- キ 敦賀海上保安部

② 市（原子力災害警戒本部長）が行う連絡

○市（原子力災害警戒本部長）が遅滞なく県（原子力災害警戒本部長）に連絡する事項は、次のとおり。

- ア 災害発生に関する情報
- イ 災害の状況
- ウ 住民の状況
- エ 応急対策の活動状況
- オ 県（原子力災害警戒本部長）に対する要請事項
- カ その他応急対策の実施に際し必要な事項

○前記の事項について、次の機関に連絡する。

- ア 原子力防災専門官
- イ 県（原子力災害警戒本部）
- ウ 敦賀警察署
- エ 敦賀美方消防組合
- オ 敦賀海上保安部
- カ その他防災関係機関

○市が行う災害報告は、敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）第3章第6節「災害情報収集伝達計画」を準用して行う。

（災害対策基本法第53条第1項）

③ 災害状況の報告及び連絡系統は、図3-2-2のとおり。

(3) 専門家の派遣要請等

- 福井大学附属国際原子力工学研究所との相互連携協定に基づき、専門家の派遣や技術的支援等について協力を要請する。
- 原子力・放射線に関する専門アドバイザーに対し、敦賀市原子力警戒対策本部への参集及び技術的支援を要請する。

2. 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

(1) 施設敷地緊急事態発生時の通報連絡

① 原子力防災管理者が行う通報連絡

- 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生又は発生の通報を受けたとき、次の機関に対し、所定の様式を用い、15分以内を目途にファクシミリで同時通報をし、その着信を確認するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

- ア 市
- イ 原子力防災専門官
- ウ 国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会）
- エ 県
- オ 関係周辺府県
- カ 敦賀警察署
- キ 敦賀美方消防組合
- ク 敦賀海上保安部

② 原子力規制委員会等の判断・連絡

- 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行う。
- 原子力規制委員会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部から市、県のほか、官邸（内閣官房）、内閣府、関係都道府県の警察本部に対し以下の連絡を行う。

- ア 事象の概要
- イ 事象の今後の進展の見通し等事故情報等

- 原子力規制委員会は、必要に応じ市に対し住民の避難準備を行うよう連絡する。
- 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する。
- 原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県に連絡する。

③ 市及び敦賀美方消防組合が行う通報・確認

○市は、原子力防災管理者から通報を受けた旨を、原子力防災専門官及び県に通報・確認するとともに、関係する指定地方公共機関に連絡する。

○敦賀美方消防組合は、原子力防災管理者から通報を受けた旨を県に通報・確認する。

④ 相互の通報・確認

○原子力防災管理者の通報を受けた国及び防災関係機関等は、相互に通報・確認を行う。

⑤ 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統

○施設敷地緊急事態発生時の通報連絡系統は、図 3-2-3 のとおり。

(2) 施設敷地緊急事態発生時の通報後の災害状況の報告及び連絡

① 原子力防災管理者が行う報告

○原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生時に遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告を行う事項は、次のとおりとする。

- ア 施設敷地緊急事態発生時の通報を行った後の経過状況
- イ 応急対策の実施状況
- ウ その他必要事項

○原子力防災管理者は次の機関に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

- ア 市（原子力災害警戒本部）
- イ 原子力防災専門官
- ウ 国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会）
- エ 県（原子力災害警戒本部）
- オ 敦賀警察署
- カ 敦賀美方消防組合
- キ 敦賀海上保安部
- ク 関係省庁事故対策連絡会議
- ケ 現地事故対策連絡会議

○市が行う災害報告は、敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）第 3 章第 6 節「災害情報収集伝達計画」を準用して行う。

（災害対策基本法第 5 3 条第 1 項）

② 相互の連絡

○市（原子力災害対策本部長）及び県（原子力災害対策本部長）は、各々が行う応急対策活動の状況について、相互の連絡を密にする。

(3) 施設敷地緊急事態発生時の専門家派遣の要請等

○国（原子力規制委員会）に対して、次の専門家等の派遣を要請できる。

- ア 原子炉、放射線防護等に関する専門家
- イ 緊急時モニタリング要員及び機器
- ウ 原子力災害医療に係る医療チーム
- エ 原子力緊急時支援・研修センターの専門家

○原子力災害が発生した現地を管轄する原子力防災センター（以下「現地原子力防災センター」という。）における受入体制を整える。

○その他の関係機関への派遣要請

→ 本章第 17 節「広域的応援対応計画」

○自衛隊の派遣要請

→ 本章第 18 節「自衛隊災害派遣要請計画」

3. 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

○原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付する。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。

○原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

○原子力防災専門官は、原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

○市は、原子力防災センターに設置される機能班に職員を派遣し、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

○市は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

4. 一般回線が使用できない場合の対処

○地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

表 3 - 2 - 1 敦賀市に係る原子力事業所等一覧

原子力事業所	関係市町	関係警察署	関係消防組合
日本原子力発電(株)敦賀発電所	敦賀市、美浜町、 南越前町、越前市、 越前町、若狭町、 小浜市、池田町、 鯖江市、福井市	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署 福井南警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江・丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部 福井市消防局
日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん 高速増殖原型炉もんじゅ	敦賀市、美浜町	敦賀警察署	敦賀美方消防組合消防本部
関西電力(株)美浜発電所	美浜町、敦賀市、 若狭町、南越前町、 小浜市、越前市、 越前町	敦賀警察署 越前警察署 鯖江警察署 小浜警察署	敦賀美方消防組合消防本部 南越消防組合消防本部 鯖江・丹生消防組合消防本部 若狭消防組合消防本部

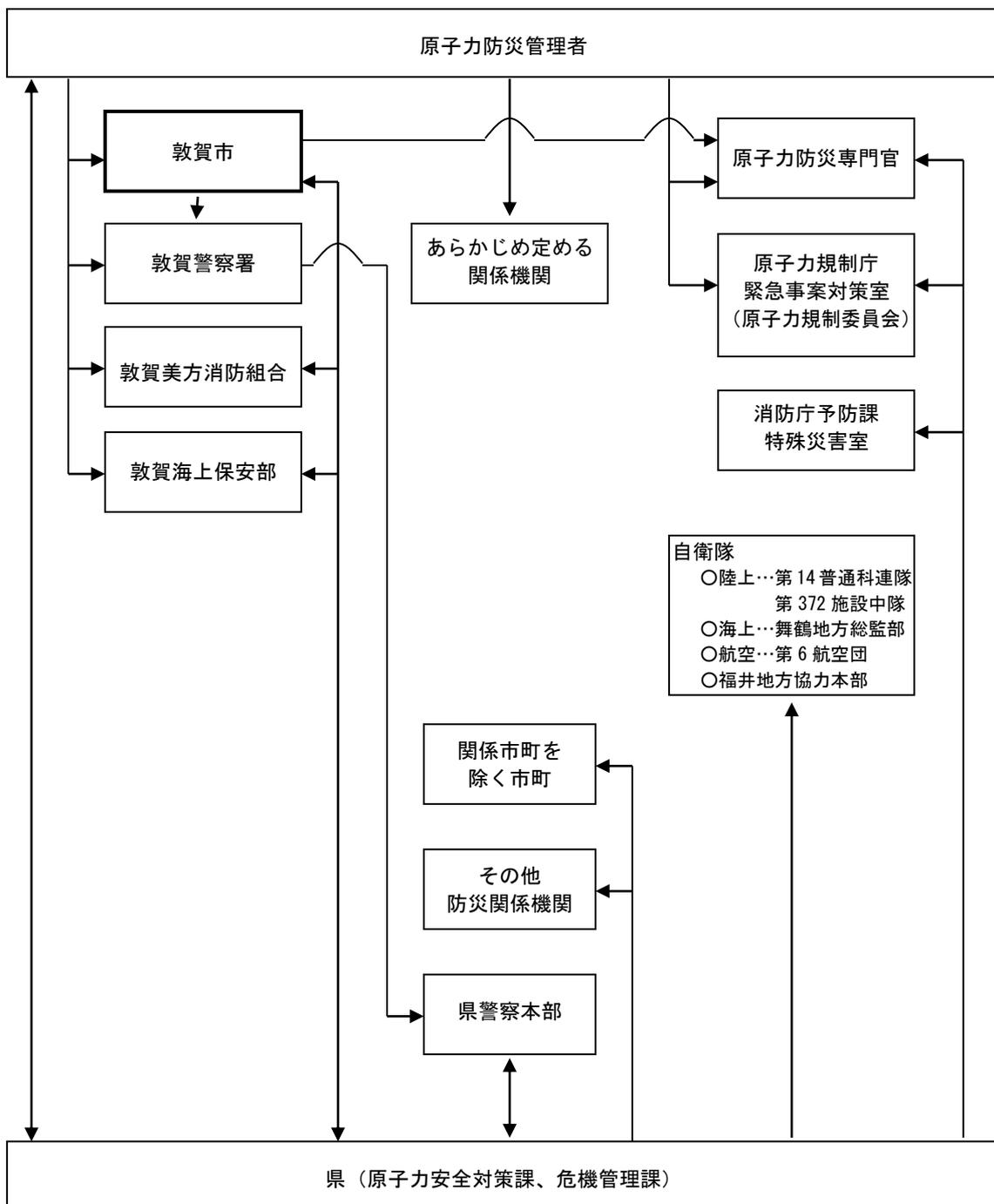
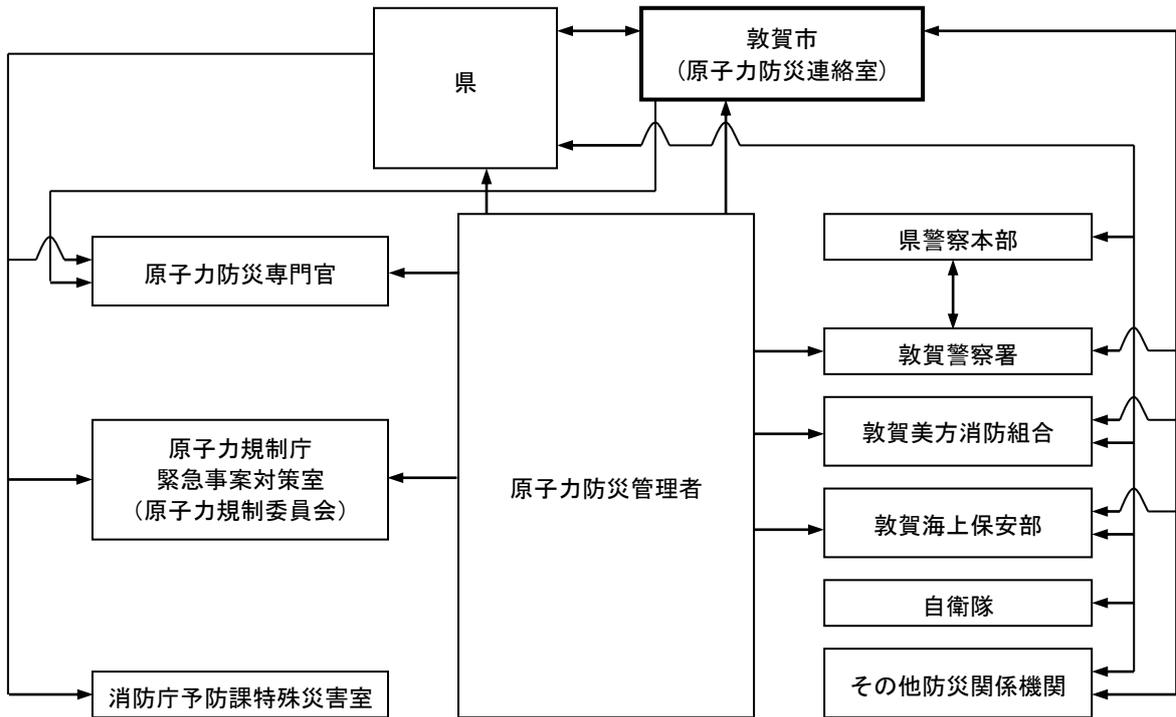
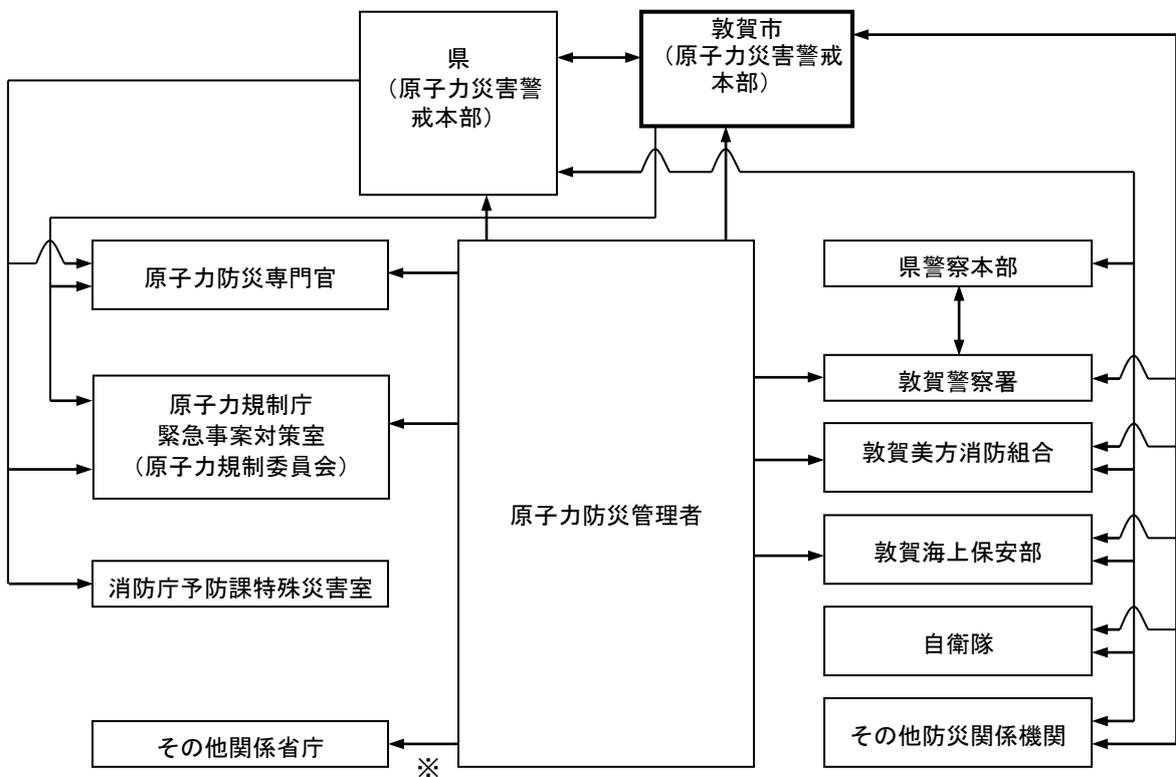


図 3 - 2 - 1 緊急時の通報連絡系統

(1) 市の原子力災害警戒本部設置前



(2) 市の原子力災害警戒本部設置後



※は、特定事象発生時の通報から行う。

図 3 - 2 - 2 災害状況の報告及び連絡系統

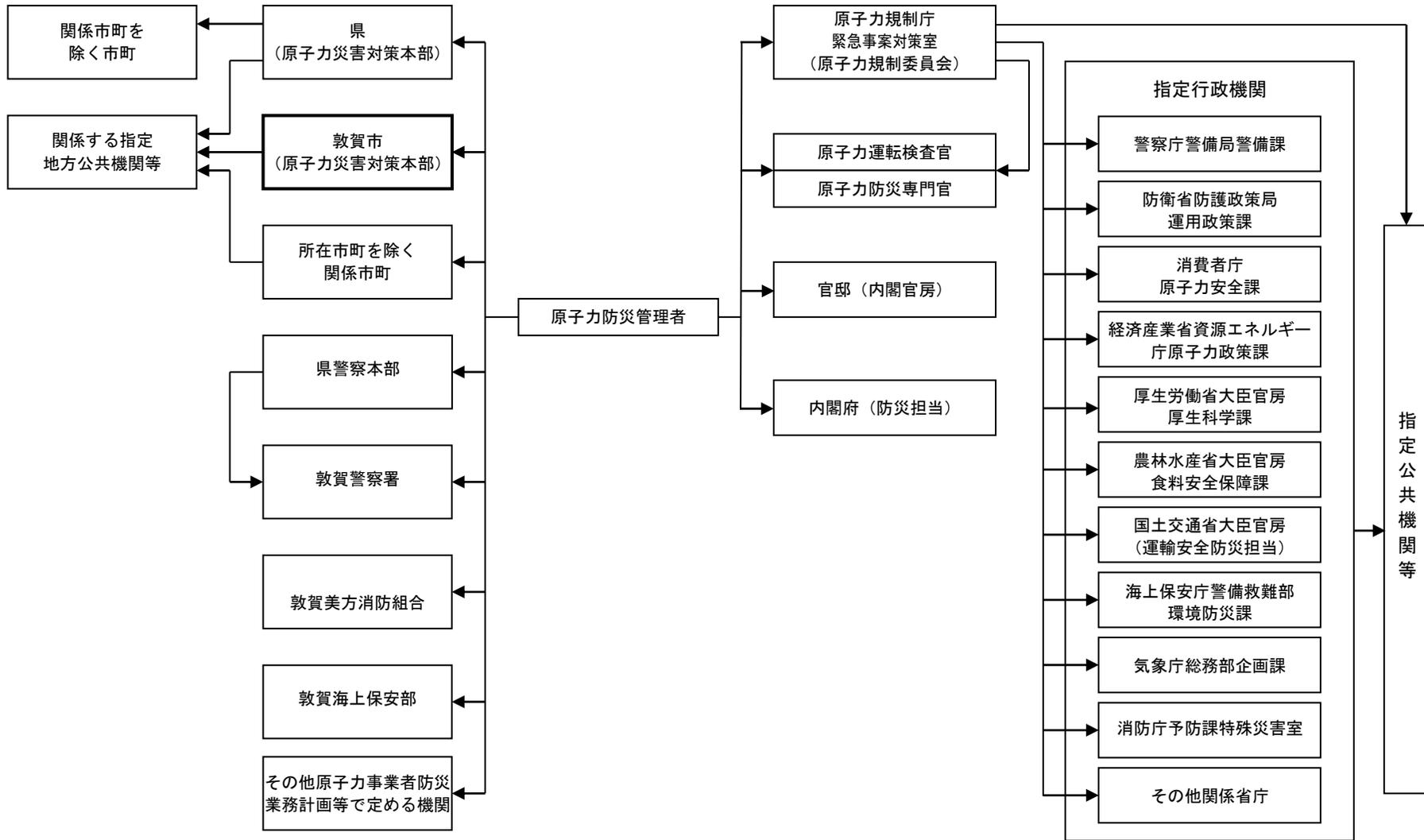
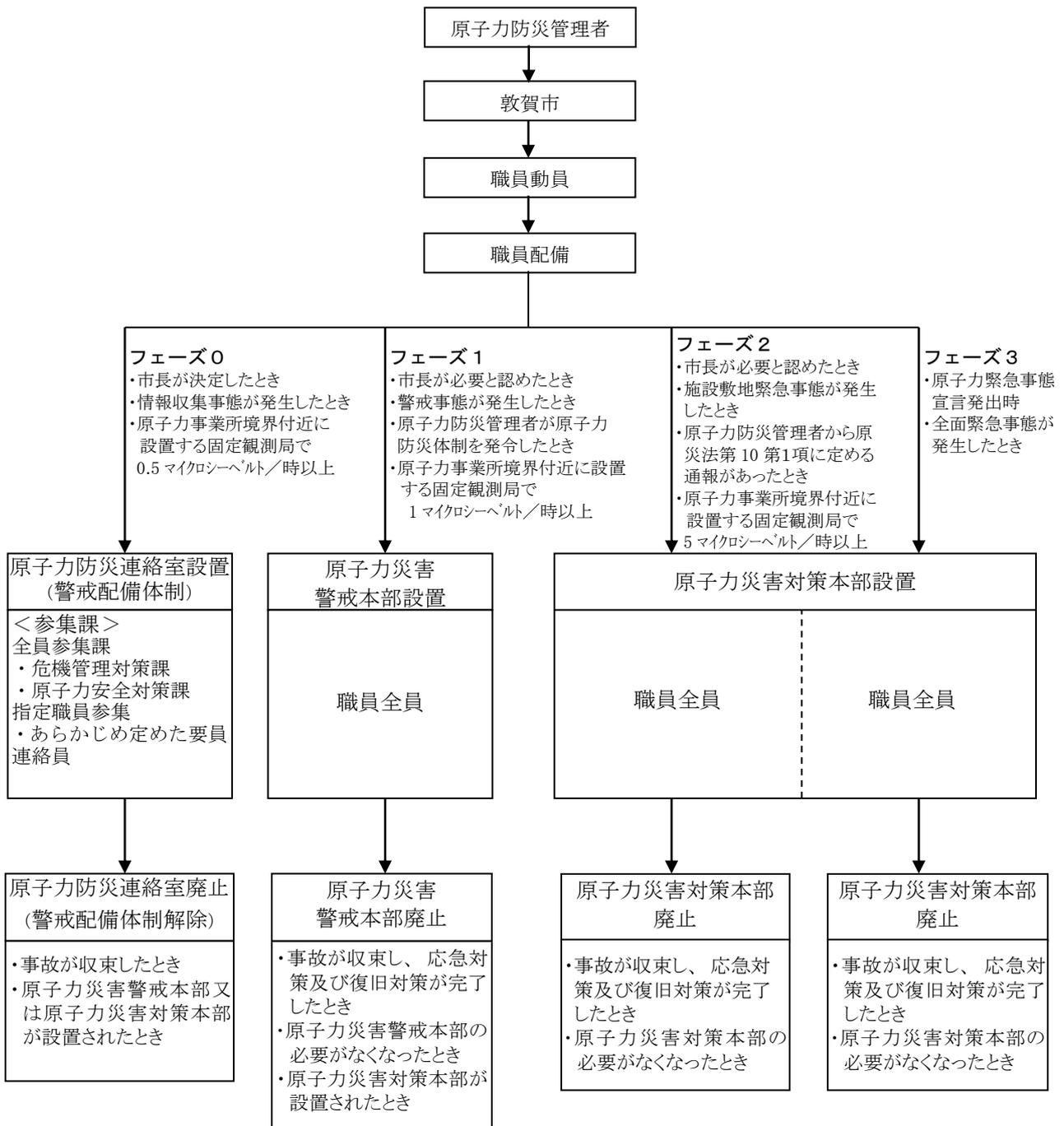


図 3 - 2 - 3 施設敷地緊急事態発生時の通報連絡系統

第3節 活動体制の確立

第1 市の活動体制

原子力災害時には、市など防災関係機関等が迅速・的確に応急対策活動を行うことが重要であることから、災害事象に応じた組織や要員配備等の活動体制を確立する。



第2 市の組織動員体制

1. 動員配備の基準と配備体制の決定

○原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報があり、表3-3-1に示す事故災害の状況等に達したとき、危機管理監が市長の指示により配備を決定する。

表3-3-1 動員配備基準

組織	配備体制	事故災害の状況等	動員体制
原子力防災連絡室	第1 配備 (警戒配備)	<p>【フェーズ0】</p> <p>(1) 情報収集事象（敦賀市若しくは美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態）が発生したとき。</p> <p>(2) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(3) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で0.5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(4) その他、市長が警戒配備体制（原子力防災連絡室設置）を決定したとき。</p>	<p>全員参集課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理対策課 ・原子力安全対策課 <p>指定職員参集 あらかじめ定めた要員 連絡員</p>
原子力災害警戒本部	第2 配備	<p>【フェーズ1】</p> <p>(1) 警戒事態が発生したとき。</p> <p>(2) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(3) 原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの通報があったとき。</p> <p>(4) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(5) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で1 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(6) その他、市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。</p>	職員全員
原子力災害対策本部	第3 配備	<p>【フェーズ2】</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき。</p> <p>(2) 原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、市長が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>(3) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。</p> <p>(4) 原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(5) 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象による場合を除く。）。</p> <p>(6) その他、市長が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき。</p> <p>【フェーズ3】</p> <p>(1) 全面緊急事態が発生したとき。</p> <p>(2) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。</p>	職員全員

注：会計年度任用職員等は、業務に応じて各部（班）の判断により調整することとする。

2. 職員への配備体制の伝達

○配備体制の伝達は図3-3-1のとおりとする。

ただし、勤務時間中は、庁内放送等で伝達する。

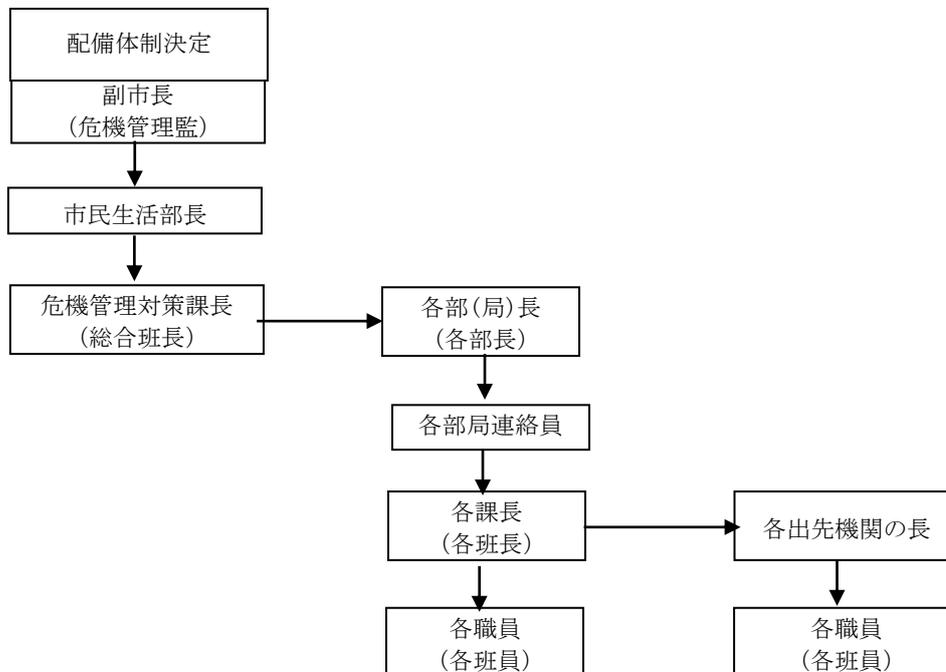


図3-3-1 配備体制の伝達系統図

注：消防職員については消防本部の定めによる。

3. 参集の方法

○指定職員は、勤務時間外又は休日等において、第1配備（警戒配備）が決定されたときは、職員の配備計画に基づき緊急参集する。

○全職員は、第2配備及び第3配備が決定されたとき、緊急参集する。

○参集場所は、自己の所属課又は勤務場所とする。

○各課長等は、職員の参集状況を記録し、その状況を各班長を通じて総合班へ報告する。

第3 警戒配備体制（原子力防災連絡室の設置）（フェーズ0の体制）

1. 警戒配備体制（原子力防災連絡室の設置）の決定及び解除基準

○市長は、以下の場合に警戒配備体制（原子力防災連絡室の設置）を決定又は解除する。

決定	原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき。 ※誤信号や自然現象による場合を除く
	県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、0.5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき。 ※誤信号や自然現象による場合を除く
	その他、市長が警戒配備体制（原子力防災連絡室の設置）を決定したとき。
解除	原子力事業所の事故が収束したとき。
	事故の進展により原子力災害警戒本部又は原子力災害対策本部が設置されたとき。

2. 原子力防災連絡室の設置及び廃止

- 原子力防災連絡室を市庁舎内に設置する。
- 原子力防災連絡室は、原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部設置時には、各々の本部内の指揮下において活動を行い、全ての事態の収束をもって廃止する。

3. 組織及び事務分掌

- 原子力防災連絡室室長は、危機管理監があたり、活動室の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- 原子力防災連絡室副室長は、市民生活部長があたり、室長を補佐し室長に事故あるときはその職務を代理する。
- 原子力防災連絡室員は、総務部長、企画政策部長、教育委員会事務局長及び消防長をもってあてる。
- 原子力防災連絡室の事務を補助するため、あらかじめ定める防災活動員をおく。
- 原子力防災連絡室の事務分掌は次のとおりとする。

- ア 原子力事業所の事故情報等の収集及び把握に関する事項
- イ 市の初期活動の実施に関する基本的及び重要事項
- ウ 県その他防災関係機関の初期活動実施状況に関する事項
- エ 住民等からの問い合わせ、相談等の対応に関する事項
- オ その他必要な事項

- 原子力防災連絡室は、事態の進展により原子力災害警戒本部及び災害対策本部に速やかに移行できるよう、体制の整備を行う。
- 原子力防災連絡室の庶務は、危機管理対策課が行う。
- 原子力防災連絡室の組織について、図3-3-2に概略を示す。

4. 警戒配備体制（原子力防災連絡室の設置）を決定したときの防災関係機関への連絡

○警戒配備体制（原子力防災連絡室の設置）を決定したときは、次の機関にその旨を連絡する。

- ア 原子力防災専門官
- イ 県
- ウ 防災関係機関（市の防災会議委員を含む。）

5. 警戒配備体制（原子力防災連絡室の設置）の決定の公表

○警戒配備体制（原子力防災連絡室の設置）の決定を次の手段を用い、住民に公表する。

- ア CATV、コミュニティFM
- イ 防災情報伝達システム
- ウ TonBoメール、緊急速報メール
- エ テレビ、ラジオ及び新聞
- オ その他可能な手段

○原子力防災連絡室の標識を市庁舎に掲示する。

第4 原子力災害警戒本部の設置（フェーズ1の体制）

1. 原子力災害警戒本部の設置及び廃止基準

○市長は、以下の場合に原子力災害警戒本部を設置又は廃止する。

設 置	警戒事態が発生したとき。
	原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
	原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの通報があったとき。
	原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき。（誤信号や自然現象による場合を除く。）
	県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、1マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき。（誤信号や自然現象による場合を除く。）
廃 止	その他、市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
	原子力事業所の事故が収束し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は原子力災害警戒本部の必要がなくなったとき。
	市の原子力災害対策本部が設置されたとき。

○原子力災害警戒本部を市庁舎内に設置する。

2. 組織及び事務分掌

- 原子力災害警戒本部長は、市長があたり、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- 原子力災害警戒本部副本部長は、副市長があたり、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 教育長は本部長付とする。
- 原子力災害警戒本部員は、市民生活部長、総務部長、企画政策部長、福祉保健部長、産業経済部長、文化交流部長、まちづくり観光部長、建設部長、水道部長、敦賀病院事務局長、教育委員会事務局長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計管理者及び敦賀美方消防組合消防長をもってあてる。
- 各部との連絡を強化するため、原子力災害警戒本部体制の連絡員を本部会議に派遣する。
- 原子力災害警戒本部の庶務は、危機管理対策課が行う。
- 原子力災害警戒本部の組織について、図3-3-3に概略を示す。

3. 原子力災害警戒本部会議

- 本部長、副本部長及び原子力災害警戒本部員で構成する。
- 本部長は、必要に応じ原子力災害警戒本部会議を招集し、次の事項を協議する。
 - ア 県その他防災関係機関の初期活動実施状況
 - イ 市の初期活動の実施に関する基本的及び重要事項
 - ウ 関係各課及び原子力災害現地警戒本部との調整に関する事項
 - エ 防災関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
 - オ 国など防災関係機関等に対する活動準備要請に関する事項
 - カ 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
 - キ その他重要な初期活動に関する事項
- 原子力災害警戒本部会議を開催するときは、情報通信システムを利用し、次の各機関等との情報の共有を図る。
 - ア 原子力災害現地警戒本部（現地原子力防災センター）
 - イ 国
 - ウ 県
 - エ 原子力事業所
 - オ その他防災関係機関

4. 庁内のその他部署の体制

○全職員は指示により参集し、原子力災害対策本部に速やかに移行できるよう、各部署事務分掌の業務体制の諸準備を行う。

5. 原子力災害警戒本部を設置したときの防災関係機関への連絡

○原子力災害警戒本部を設置したとき、次の機関にその旨を通知又は報告する。

- ア 原子力防災専門官
- イ 県
- ウ 防災関係機関（市の防災会議委員を含む。）

6. 設置の公表

○原子力災害警戒本部の設置を次の手段を用い、住民に公表する。

- ア C A T V、コミュニティFM
- イ 防災情報伝達システム
- ウ T o n B oメール、緊急速報メール
- エ テレビ、ラジオ及び新聞
- オ その他可能な手段

○原子力災害警戒本部の標識を市庁舎に掲示する。

7. 原子力災害現地警戒本部の設置

○原子力災害現地警戒本部を直ちに現地原子力防災センター内に設置する。

○原子力災害現地警戒本部長は、環境政策課長をもってあてる。

○原子力災害現地警戒本部にあらかじめ定める要員を派遣し、初動活動を行う。

8. 現地原子力防災センターの設営準備等

○原子力災害警戒本部は、県など防災関係機関等と連携して、現地原子力防災センターに係る準備を行う。

○原子力災害警戒本部は、現地原子力防災センターに必要な資機材の提供を防災関係機関等に要請することができる。

第5 原子力災害対策本部の設置（フェーズ2の体制）

1. 原子力災害対策本部の設置及び廃止基準

○市長は、以下の場合に原子力災害対策本部を設置又は廃止する。

設 置	施設敷地緊急事態が発生したとき。
	原子力防災管理者から緊急時の通報を受け、市長が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
	原子力防災管理者から原災法10条第1項に定める通報があったとき。
	原子力事業者が原子力事業所の敷地境界付近に設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき。 (誤信号や自然現象による場合を除く。)
	県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたとき（誤信号や自然現象による場合を除く。)
	その他、市長が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
廃 止	原子力事業所の事故が収束し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了したとき、又は原子力災害対策本部の必要がなくなったとき。

○原子力災害対策本部は、市庁舎内に設置する。

2. 組織及び事務分掌

○原子力災害対策本部長は、市長があたり、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

○原子力災害対策本部副本部長は、副市長があたり、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

○教育長は本部長付とする。

○原子力災害対策本部員は、市民生活部長、総務部長、企画政策部長、福祉保健部長、産業経済部長、文化交流部長、まちづくり観光部長、建設部長、水道部長、敦賀病院事務局長、教育委員会事務局長、議会事務局長、監査委員事務局長、会計管理者及び敦賀美方消防組合消防長をもってあてる。

○本部に部を置き、各部長は部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

○各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、各部長より指名された連絡員を本部会議に派遣する。

○各部に班を置き、班長は各班を指揮監督し、班員は班長の命を受けて応急対策に従事する。

→ 表3-3-2 敦賀市原子力災害対策本部の組織

→ 表3-3-3 敦賀市原子力災害対策本部事務分掌

○原子力災害対策本部の庶務は、危機管理対策課が行う。

○原子力災害対策本部について、図3-3-4に概略を示す。

3. 原子力災害対策本部会議

○本部長、副本部長、本部長付、本部員をもって構成する。

○本部長は、必要に応じ原子力災害対策本部会議を招集し、次の事項を協議する。

- ア 市の災害状況及び災害応急対策実施状況
- イ 原子力災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的及び重要事項
- ウ 原子力災害対策本部内各部及び原子力災害現地対策本部相互の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連携推進に関する事項
- オ 国など防災関係機関等に対する応援要請に関する事項
- カ その他重要な災害対策に関する事項

○原子力災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、次の各機関と情報の共有を図る。

- ア 市の原子力災害現地対策本部
- イ 国
- ウ 県
- エ 原子力事業所
- オ その他防災関係機関

4. 原子力災害対策本部会議決定事項の連絡・指示

○本部員は、連絡員を通じ、各班長に決定事項を指示・連絡する。

5. 班長会議等の実施

○各班長は、必要に応じて、班長会議や班内会議を開催する。

6. 原子力災害対策本部を設置したときの防災関係機関への通知

○原子力災害対策本部を設置したときは、次の機関にその旨を通知又は報告する。

- ア 原子力防災専門官
- イ 県
- ウ 防災関係機関（市の防災会議委員を含む。）

7. 設置の公表

○原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の設置を次の手段を用い住民に公表

する。

- ア C A T V、コミュニティFM
- イ 防災情報伝達システム
- ウ T o n B oメール、緊急速報メール
- エ テレビ、ラジオ、新聞
- オ その他可能な手段

○原子力災害対策本部の標識を市庁舎内に掲示する。

8. 原子力災害現地対策本部の設置

- 原子力災害対策本部を設置した場合、直ちに現地原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を設置する。
- 原子力災害現地対策本部長は、市長があたり、また原子力災害現地対策副本部長には副市長があたる。
- 原子力災害現地対策本部長に事故あるとき、又はその他の事由によりその職務を遂行できない場合は、副本部長がその職務を代理する。
- 原子力災害現地対策本部には、あらかじめ定める本部員及び現地本部連絡員をおく。
- 原子力災害現地対策本部広報を総括するため、あらかじめ定める職員をおく。
- 原子力災害現地対策本部の庶務は、危機管理対策課が行う。

9. 原子力防災センターの運営

- 国など防災関係機関等と連携して、原子力防災センターの円滑な運営に協力する。

10. 国の現地事故対策連絡会議への出席

- 国が開催する現地事故対策連絡会議には、別に定める職員を派遣し、市の原子力災害対策本部が行う応急対策の状況等について随時報告し、情報の共有を行う。

11. 原子力防災専門官及び国の専門家との連携

- 原子力災害対策本部長は、原子力防災専門官と連携するとともに、招聘した国の専門家の指導・助言をふまえ、必要な対策を講ずる。

12. 県との協力体制

- 原子力災害対策本部長は、県の原子力災害対策本部との協力体制を整える。

第6 原子力緊急事態宣言発出後の対応（フェーズ3の体制）

1. 原子力災害対策本部の設置（継続）

○市においては、フェーズ2における原子力災害対策本部を継続する。

2. 原子力災害対策本部の廃止

○原子力災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 原子力災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

3. 原子力災害合同対策協議会への出席等

○国は、現地原子力防災センター内に、国、県、市町の情報交換と相互協力を目的とした原子力災害合同対策協議会を組織する。

○原子力災害合同対策協議会は、以下の者で構成する。

国	原子力災害現地対策本部長
	原子力災害現地対策本部員その他の職員
県	原子力災害対策本部長（原子力災害現地対策本部長）
	原子力災害対策本部員その他の職員で原子力災害対策本部長から委任を受けた者
市町	原子力災害対策本部長（原子力災害対策副本部長）
	原子力災害対策本部員その他の職員で原子力災害対策本部長から委任を受けた者

※同協議会が必要と認めるときは、協議して指定公共機関、原子力事業者その他原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

（原災法第23条第2項）

○市においては、次の者が出席する。

ア 原子力災害現地対策本部長

イ その他の職員で原子力災害現地対策本部長から委任を受けた者

○出席者は、次の各事項等について協議する。

ア 緊急事態応急対策の実施方法

イ 原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法

ウ その他必要事項

○運営については、国が作成する「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」を参照する。

4. 機能班への職員派遣

○原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班に、別に定める職員を派遣し、次の活動に従事させる。

- ア 原子力事業所の把握
- イ モニタリング情報の把握
- ウ 医療関係情報の把握
- エ 住民避難、退避状況の把握
- オ その他必要事項

表 3 - 3 - 2 敦賀市原子力災害対策本部の組織

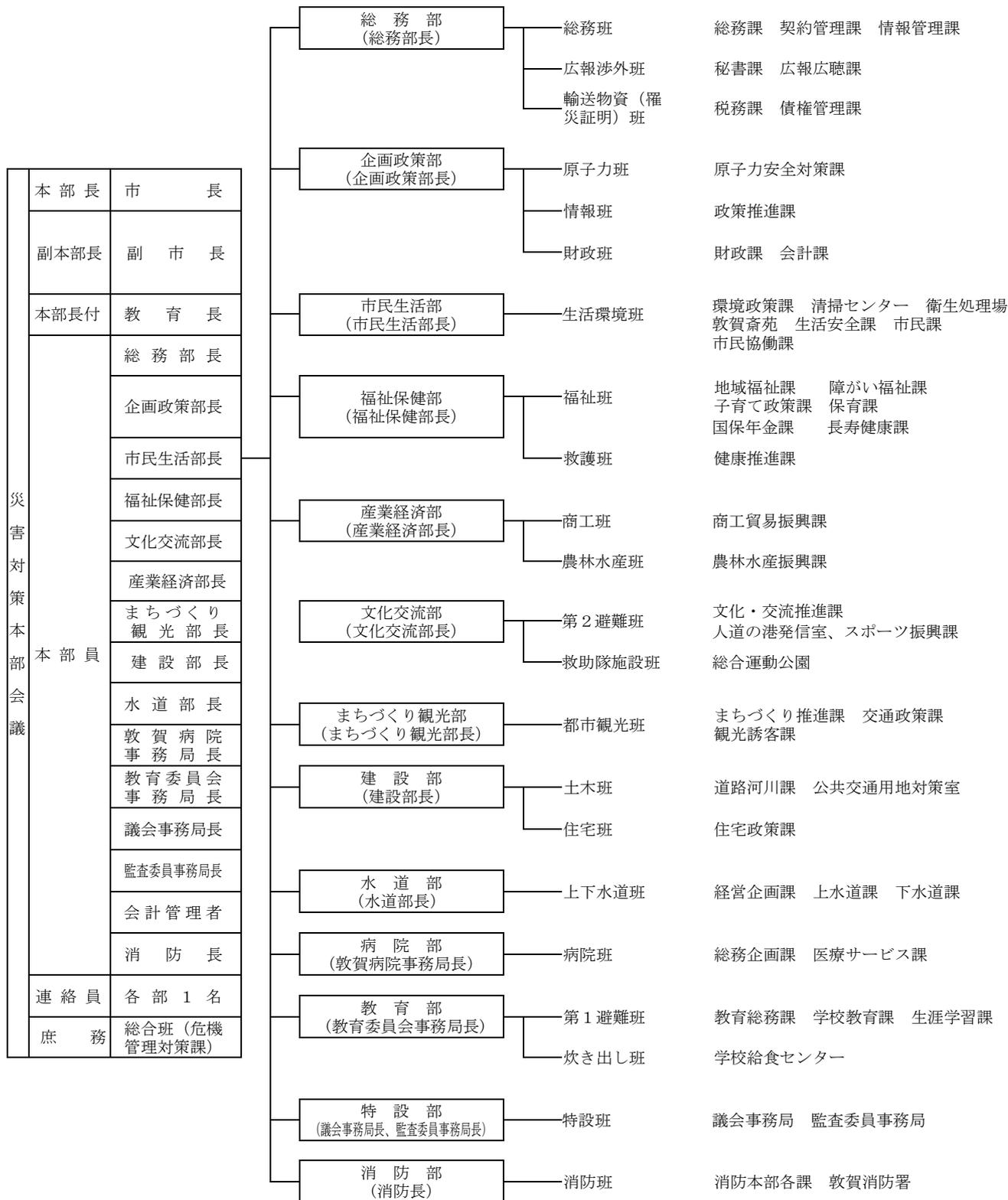


表3-3-3 敦賀市原子力災害対策本部事務分掌（1）

部名 (部局長)	班名 (班長)	担当課	事務分掌
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	総務課 契約管理課 情報管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班員の動員及び調整に関すること。 ・ 国県及び関係機関（自衛隊、他市町等）との連絡調整に関すること。 ・ 国県及び関係機関（自衛隊、他市町等）への応援要請及び受け入れに関すること。 ・ 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 ・ 車両の配車管理に関すること。 ・ 災害用電話の設置に関すること。 ・ 区長との連絡調整に関すること。
	広報渉外班 (秘書課長)	秘書課 広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害広報に関すること。 ・ 災害情報の収集、記録に関すること。 ・ 報道機関への対応及び連絡に関すること。 ・ 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること。 ・ 義務支援、義援金、見舞金の礼状の送付に関すること。
	輸送物資班 (税務課長)	税務課 債権管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所への避難地区住民の輸送に関すること。 ・ 食糧及び物資等の輸送に関すること。 ・ 応急資機材の輸送に関すること。 ・ 災害応急対策要員の輸送に関すること。 ・ 応急食料品、衣料、生活必需品の調達に関すること。 ・ 備蓄品の配分に関すること。 ・ 食糧及び物資の配分に関すること。
企画政策部 (企画政策部長)	原子力班 (原子力安全対策課長)	原子力安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電所の情報収集に関すること。 ・ 放射性物質による汚染状況等の把握及び調査の協力に関すること。 ・ 原子力防災に関わる気象状況の把握に関すること。 ・ 防災業務関係者の被ばく管理に関すること。
	情報班 (政策推進課)	政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への情報発信に関すること。 ・ 風評被害対策に関すること。 ・ 諸記録の作成に関すること。
	財政班 (財政課長)	財政課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般応急資機材の調達、配分に関すること。 ・ 応急物資の購入等の経理に関すること。

表3-3-3 敦賀市原子力災害対策本部事務分掌(2)

部名 (部局長)	班名 (班長)	担当課	事務分掌
市民生活部 (市民生活部長)	総合班 (危機管理対策課長)	危機管理対策課	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災連絡室の運営に関する事。 災害対策全般の総括及び総合調整に関する事。 本部の設置及び廃止に関する事。 本部会議及び班長会議に関する事。 避難等区域の指定に関する事。 避難指示に関する事。 国、県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 本部及び各班の連絡調整に関する事。 防災会議委員との連絡調整に関する事。 その他各班に属さない事項に関する事。
	生活環境班 (環境政策課長)	環境政策課 清掃センター 衛生処理場 敦賀斎苑 生活安全課 市民課 市民協働課	<ul style="list-style-type: none"> 住民等からの問い合わせ、相談等の対応に関する事。 被害外国人への情報提供及び相談に関する事。 避難所における被災地住民登録に関する事。 一般廃棄物の収集及び処理に関する事。
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉班 (地域福祉課長)	地域福祉課 障がい福祉課 子育て政策課 保育課 国保年金課 長寿健康課	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者の支援に関する事。 福祉避難所に関する事。 日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関する事。 園児の安全対策に関する事。
	救護班 (健康推進課長)	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> 被災者等の医療及び健康相談に関する事。 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事。 救護所の編成、配置及び開設並びに応急治療に関する事。 医薬品等の確保及び配分に関する事。
産業経済部 (産業経済部長)	商工班 (商工貿易振興課長)	商工貿易振興課	<ul style="list-style-type: none"> 搬送にかかる民間車両等の借り上げに関する事。 海上搬送にかかる船舶の借り上げに関する事。 退避所・避難所の開設、管理運営の支援に関する事。
	農林水産班 (農林水産振興課長)	農林水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> 農林畜水産物の集荷及び出荷の規制に関する事。 農作物及び家畜の災害防止対策に関する事。 主食及び生鮮食料品の確保に関する事。
文化交流部 (文化交流部長)	第2避難班 (文化・交流推進課長)	文化・交流推進課 人道の港発信室 スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> 避難所(文化施設、スポーツ施設)の開設及び管理運営に関する事。
	救援隊施設班 (総合運動公園所長)	総合運動公園	<ul style="list-style-type: none"> 救援派遣者の宿泊等に関する事。
まちづくり 観光部 (まちづくり 観光部長)	都市観光班 (まちづくり 推進課長)	まちづくり推進課 交通政策課 観光誘客課	<ul style="list-style-type: none"> 広報車による広報活動に関する事。 交通規制に伴う指導に関する事。 旅行者(外国人旅行者を含む)への情報提供及び相談に関する事。 退避所・避難所の開設、管理運営の支援に関する事。

表3-3-3 敦賀市原子力災害対策本部事務分掌(3)

部名 (部局長)	班名 (班長)	担当課	事務分掌
建設部 (建設部長)	土木班 (道路河川課長)	道路河川課 公共交通用地対策室	・道路通行制限に関する事 ・立入等制限区域への規制に関する事
	住宅班 (住宅政策課長)	住宅政策課	・避難所への避難誘導及び責任者に関する事 ・コンクリート屋内退避所への退避等誘導及び責任者に関する事
水道部 (水道部長)	上下水道班 (経営企画課長)	経営企画課 上水道課 下水道課	・汚染水源及び飲料水の摂取制限に関する事 ・応急給水に関する事
病院部 (敦賀病院事務局長)	病院班 (総務企画課長)	総務企画課 医療サービス課	・救急患者の収容及び診療助産に関する事 ・医療材料の調達、供給に関する事 ・災害派遣医療チーム(DMAT)の受け入れに関する事 ・その他応急医療に関する事
教育部 (教育委員会事務局長)	第1避難班 (教育総務課長)	教育総務課 学校教育課 生涯学習課	・園児、児童、生徒の安全対策に関する事 ・公民館との連絡に関する事 ・退避所及び避難所の開設、管理運営及び責任者に関する事
	炊き出し班 (学校給食センター所長)	学校給食センター	・炊き出しに関する連絡調整及び資材の調達、供給に関する事
特設部 (議会事務局長) (監査委員事務局長)	特設班 (議会事務局次長) (監査委員事務局次長)	議会事務局 監査委員事務局	・特命事項に関する事
消防部 (消防長)	消防班 (消防本部次長)	消防本部各課 敦賀消防署	・住民の避難誘導、救出等に関する事 ・救急搬送に関する事 ・緊急時における市等との連絡調整に関する事 ・消火、救出救助に関する事 ・消防団員の動員に関する事 ・災害情報の収集に関する事 ・警戒監視及び被災地の被害調査に関する事 ・広域消防応援の受け入れ及び調達に関する事 ・避難誘導指示に関する事
共 通 事 項			<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事 ・各課所管及び関連施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・応急対策の購入に関する事 ・復旧用応急資機材の購入に関する事 ・各課所管の避難所の開設及び管理、運営に関する事 ・各部、各班の相互協力に関する事 ・部内関係の災害記録に関する事

本事務分掌に定めのない項目については、敦賀市地域防災計画（一般災害対策編、地震災害対策編及び津波災害対策編）に基づく。

(市庁舎内)

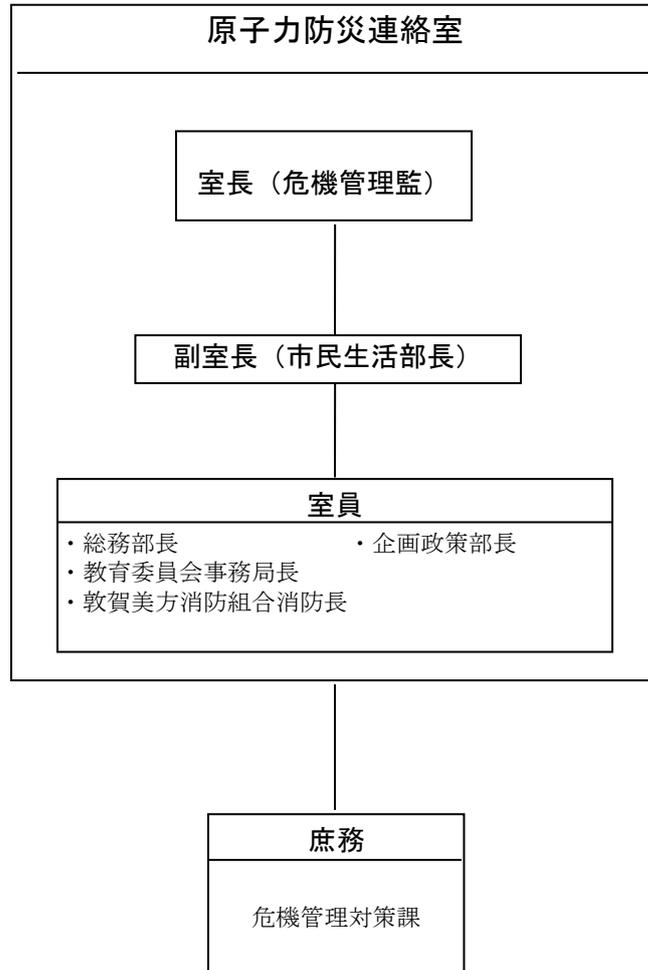
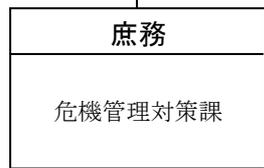
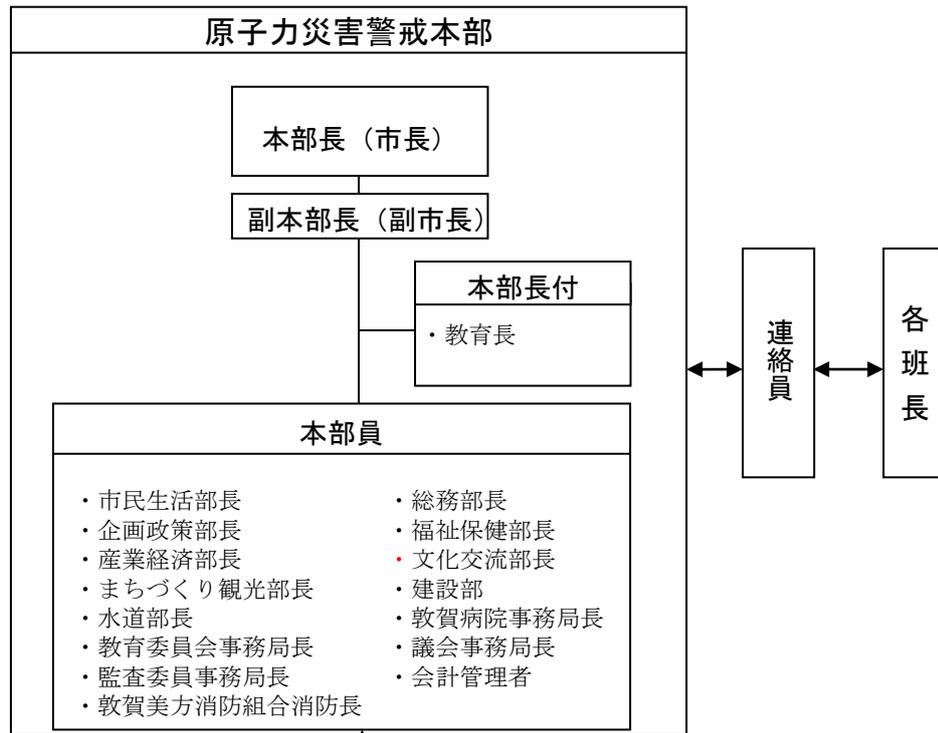


図 3 - 3 - 2 原子力防災連絡室組織 (概略) 図

(市庁舎内)



(現地原子力防災センター内)

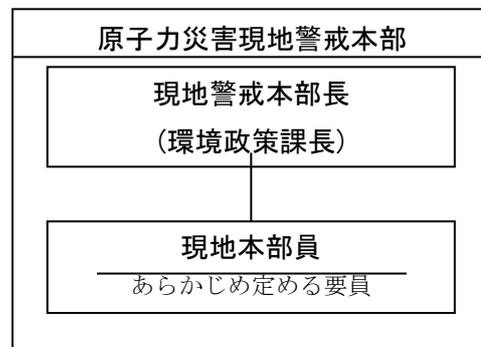
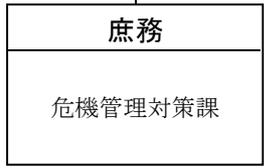
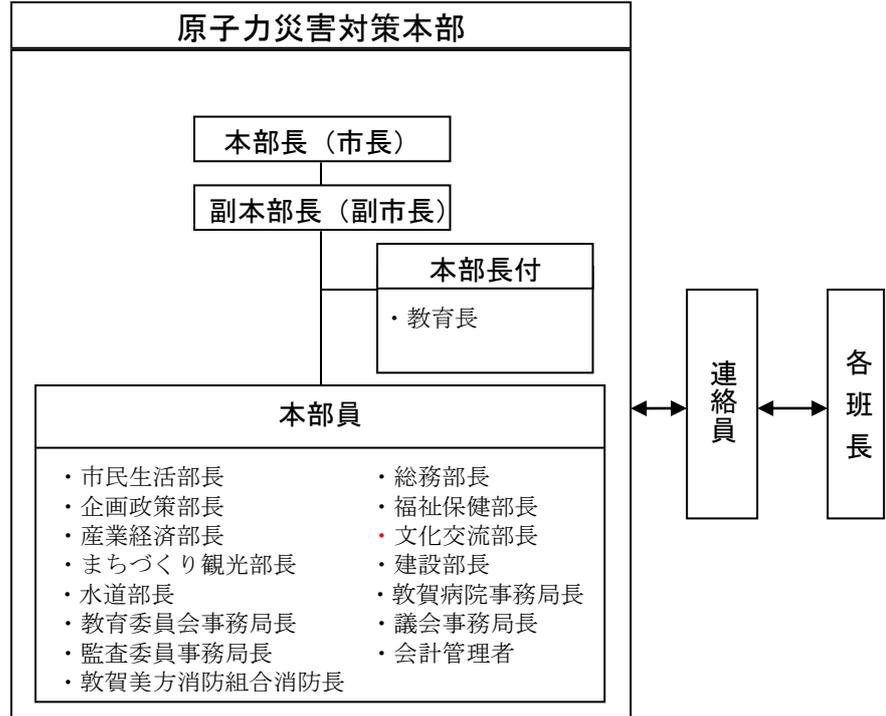


図 3 - 3 - 3 敦賀市原子力災害警戒本部組織 (概略) 図

(市庁舎内)



(現地原子力防災センター内)

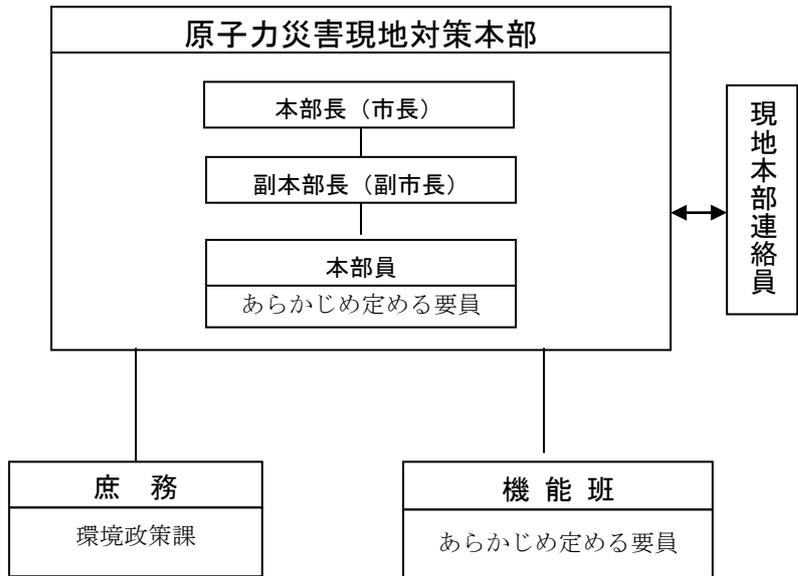


図 3 - 3 - 4 敦賀市原子力災害対策本部組織 (概略) 図

第7 専門家の派遣要請

○市は、特定事象発生 of 通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

第8 原子力被災者生活支援チームとの連携

○市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、以下の対策を推進する。

- ア 子ども等をはじめとする健康管理調査等
- イ 環境放射線モニタリングの総合的な推進
- ウ 適切な役割分担に基づいた汚染廃棄物の処理や除染等
- エ その他、被災者生活再建支援に係る事項

第4節 緊急時モニタリング計画

(注) 県が、国、原子力事業者及び関係指定公共機関と協力して作成する緊急時モニタリング計画に準ずる。

第1 基本方針

緊急時に、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握し、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供する。さらに、環境放射線量や環境試料中の放射性物質濃度等から、公衆の被ばく線量を推定・評価し、住民の健康調査や健康相談を適切に行うための評価材料を提供することにより、住民の安全確保を図る。

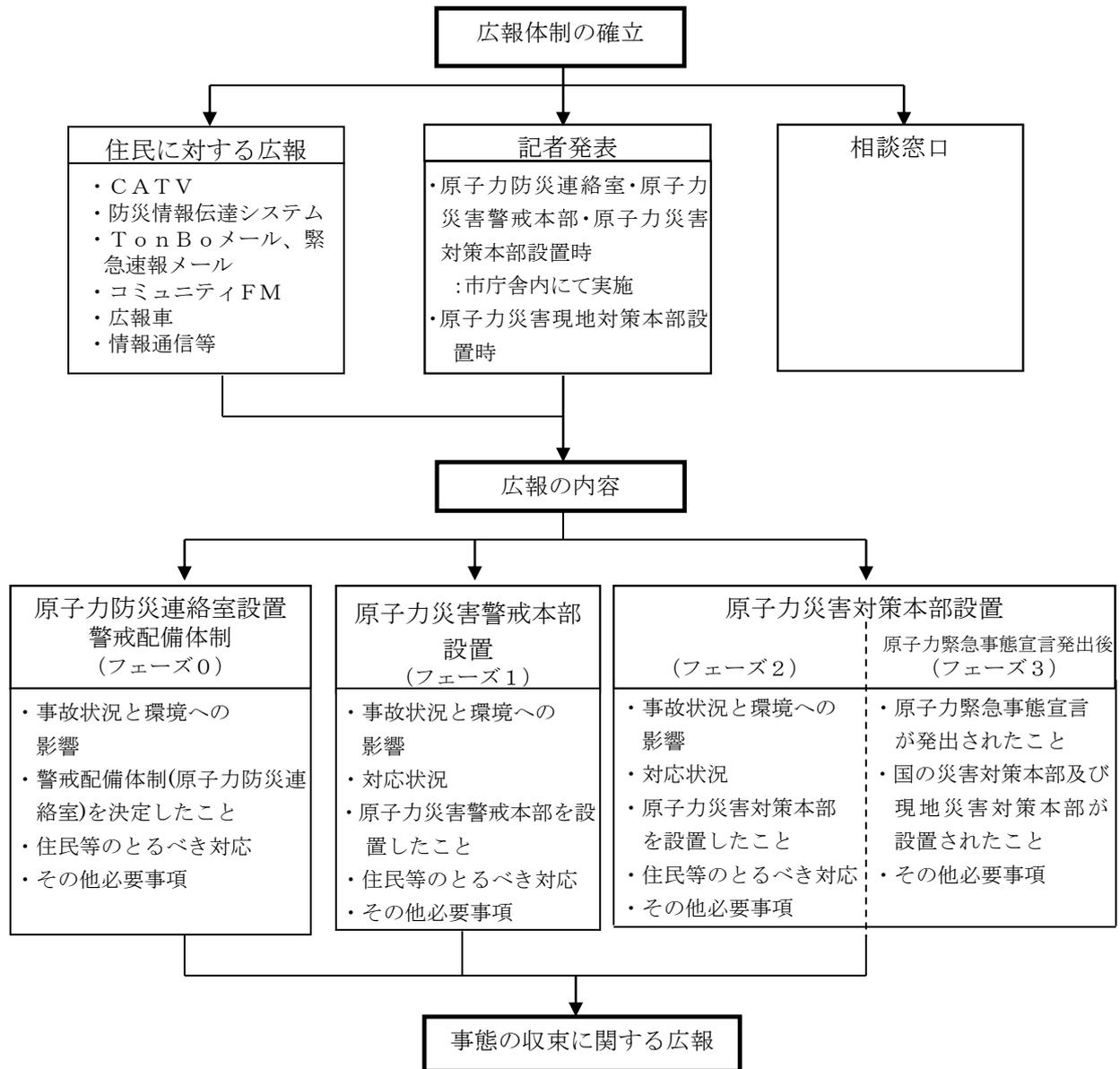
第2 緊急時モニタリングに対する協力

○市は、国から福井県モニタリング本部への職員の派遣及びその他緊急時モニタリングの実施に関して協力要請を受けた場合、それに協力する。

第5節 広報計画

第1 計画の方針

原子力災害の特性に配慮し、心理的動揺や混乱を防止するため、住民等への迅速・的確な情報提供や広報を行う。



第2 広報の留意事項

- 国など防災関係機関等と連携し、住民に提供する情報の一元化を図る。
- 住民が理解しやすく、誤解を招かないように広報する。
- 情報の発信元及び発信時刻を明確にして広報する。
- 定期的に繰り返し広報する。

第3 住民等に対する広報

次に示す段階ごとに、CATV、コミュニティFM、防災情報伝達システム、T o n B oメール、緊急速報メール、広報車等適切な媒体を活用し、的確に行う。

1. 警戒配備体制（原子力防災連絡室設置時）での広報（フェーズ0）

○警戒配備体制（原子力防災連絡室設置時）を決定したときは、次の事項について広報する。

- ア 緊急広報であること
- イ 発表の日時
- ウ 事故が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- エ 事故の状況
- オ モニタリング結果、放射性物質の大気中拡散計算結果、気象情報等
- カ 市が原子力防災連絡室（警戒配備体制）を設置したこと
- キ 市、県など防災関係機関の対応状況
- ク 住民等のとるべき対応
- ケ その他必要な事項

○微量な放射性物質等の放出があった場合でも、再度環境への影響がない程度の水準であることを広報する。

2. 原子力災害警戒本部設置時の広報（フェーズ1）

○原子力災害警戒本部を設置したときは、次の事項について広報する。

- ア 緊急広報であること
- イ 発表の日時
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- エ 事故の状況
- オ モニタリング結果、放射性物質の大気中拡散計算結果、気象情報等
- カ 市が原子力災害警戒本部を設置したこと
- キ 市、県など防災関係機関の対応状況
- ク 住民等のとるべき対応

- ケ 相談窓口の設置場所及び問い合わせ先
- コ その他必要な事項

3. 原子力災害対策本部設置時の広報（フェーズ2）

○原子力災害対策本部を設置したときは、次の事項について広報する。

- ア 緊急広報であること
- イ 発表の日時
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- エ 事故の状況
- オ モニタリング結果、放射性物質の大気中拡散計算結果、気象情報等
- カ 市が原子力災害対策本部を設置したこと
- キ 市、国など防災関係機関等の対応状況
- ク 住民等のとるべき措置
- ケ 相談窓口の設置場所及び問い合わせ先
- コ その他必要事項

4. 原子力緊急事態宣言発出時の広報（フェーズ3）

○原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会などの対応内容等を十分確認し、次の事項について広報する。

- ア 市からの緊急広報であること
- イ 発表の日時
- ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- エ 事故の状況
- オ モニタリング結果、放射性物質の大気中拡散計算結果、気象情報等
- カ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
- キ 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されたこと
- ク 市、国など他防災関係機関等の対応状況
- ケ 住民等のとるべき対応
- コ 相談窓口の設置場所及び問い合わせ先
- サ その他必要事項

○避難、屋内退避の地域が設定されたときは、次の事項を広報するとともに、退避等施設に対しても同様の事項を通知する。

- ア 防護対策の内容（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難）
- イ 対象地区の範囲及び具体的な地域

- ウ 対象地区及びその周辺の交通規制の内容
- エ 飲料水・飲食物等の摂取制限
- オ 安定ヨウ素剤の服用等防護措置
- カ その他必要事項

第4 事態の収束に関する広報

- 各フェーズで事態が収束したときには、そのフェーズに応じた事項を広報する。

第5 記者発表

- 原子力防災連絡室(警戒配備体制)、原子力災害警戒本部及び原子力災害対策本部を設置したときは、市庁舎内でその内容を発表する。
- 市及び県の原子力災害現地対策本部又は国が現地事故対策連絡会議を設置したときは、県又は国が現地原子力防災センターに記者発表室を設置し、記者発表を行う。その際、市も同席し、市の対応等必要な情報を提供する。
- 記者発表は定時に行うとともに、災害状況の変化等に応じその都度対応する。
- 原子力災害時には、指定されたところを除き、市庁舎及び現地原子力防災センターへの報道機関の立入を制限する。

第6 情報通信システムの活用

- 情報通信システムを活用し、災害情報等を迅速に収集するとともに、住民、関係機関等に対する的確な情報を提供する。

第7 住民からの問い合わせへの対応

(1) 相談窓口の開設

- 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。
- 市は、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

(2) 安否確認

- 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- 市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、

配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第8 要配慮者に対する配慮事項

○要配慮者に対する配慮事項は、本章第7節「要配慮者応急対策計画」による。

第6節 退避及び避難計画

第1 退避、屋内退避等の防護措置の実施

1. 警戒事態発生時の措置

○市は、警戒事態発生時には、国若しくは県の指示又は独自の判断により、以下の対応を行う。

- ア P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難準備指示
- イ 施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バス等の派遣準備
- ウ P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者が一時的に避難する施設として、「一時集合施設」を開設

5km 圏内の一時集合施設	旧西浦小中学校 旧常宮小学校
---------------	-------------------

※一時集合施設に対して、換気設備や窓・扉の気密性の向上等の放射線防護対策を講じている。

2. 施設敷地緊急事態発生時の措置

○市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の指示又は独自の判断により、以下の対応を行う。

- ア P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示
- イ 施設敷地緊急事態要避難者の輸送のためのバス等の派遣要請
- ウ P A Z内の住民に対する避難準備指示
- エ P A Z内の住民がバス避難のために集合する施設として、「一時集合場所」を開設

5km 圏内の一時集合場所	立石会館 浦底ふれあい会館 色浜ふれあい会館 手漁村センター 白木公民館
---------------	--

オ 「避難車両中継所」を敦賀市総合運動公園に開設

3. 全面緊急事態発生時の活動

(1) P A Z

○内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（全面緊急事態若しくは原災法15条事象）を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の避難を行う。

○市は、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

○市は、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請する。

(2) U P Z

○放射性物質が放出された後は、国は、市や県に対し、緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて市が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

○市は、国及び県と連携し、緊急時放射線モニタリング結果や原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対するU P Z内の屋内退避の実施を指示するとともに、O I Lに基づく防護措置の準備を行うよう伝達又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

○避難の対象区域は、小学校区（一部は旧小学校区）単位で設定する。

○市は、国から避難の指示が出された場合、対象区域の一時集合場所を開設する。

一時集合場所	敦賀西小学校	敦賀南小学校
	旧敦賀北小学校	東浦公民館
	松原小学校	中央小学校
	杳見小学校	旧常宮小学校
	旧西浦小中学校	東浦小中学校
	ハートフル・スクール	中郷小学校
	旧葉原小学校	粟野小学校
	愛発公民館	黒河小学校
	粟野南小学校	

○市は、避難指示対象区域の一時集合場所に原子力防護対策を講じている施設については、放射線防護対策施設を開設する。

放射線防護対策施設	東浦小中学校 市立体育館
-----------	-----------------

○市は、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請する。

4. 避難等防護活動に関する情報伝達

○避難対象区域において、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努める。

○市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提

供する。

5. 避難状況の確認

○避難対象区域に対し、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

○市は、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供する。

6. 市外への避難等の協議・調整

○市外へ避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

○県は受入先の市町村と協議のうえ、市に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

7. 感染症対策

○感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第2 避難場所

1. 県内の避難先と県外の避難先

○市は、県内の避難先及び県外の避難先を以下の表のように定める。

表3-6-1 県内の避難先

地域（小学校区別）	県内避難先
栗野小学校、栗野南小学校、黒河小学校、敦賀南小学校、中郷小学校、敦賀西小学校、中央小学校、敦賀北小学校、咸新小学校、赤崎小学校、東浦小学校、松原小学校、沓見小学校	福井市
常宮小学校	小浜市、福井市
西浦小学校	小浜市、福井市

※西浦、常宮小学校区の避難先は、日本原電敦賀発電所の場合は、小浜市、関西電力美浜発電所の場合は、福井市へ避難する。

表 3 - 6 - 2 県外の避難先

地域 (小学校区別)	県外避難先
栗野小学校、栗野南小学校、黒河小学校、敦賀南小学校、中郷小学校、敦賀西小学校	奈良県奈良市
中央小学校	奈良県大和郡山市
敦賀北小学校、咸新小学校、赤崎小学校、東浦小学校	奈良県天理市
松原小学校、沓見小学校、常宮小学校、西浦小学校	奈良県生駒市

2. 避難所等の開設

○市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難所及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

表 3 - 6 - 3 スクリーニング・除染候補地

名称	所在地
国道 27 号六路谷検問所	高浜町六路谷
県道舞鶴野原港高浜線鎌倉交差点	高浜町鎌倉
きのこの森駐車場	おおい町鹿野
うみんぴあ大飯駐車場	おおい町成海
道の駅名田庄駐車場	おおい町名田庄納田終
県若狭合同庁舎駐車場	小浜市遠敷
若狭鯉川海水浴場駐車場	小浜市鯉川
小浜市総合運動場駐車場	小浜市口田縄
若狭町役場上中庁舎駐車場	若狭町市場
道の駅若狭熊川宿駐車場	若狭町熊川
美浜町役場駐車場	美浜町郷市
敦賀市総合運動公園駐車場	敦賀市沓見
国道 8 号疋田検問所	敦賀市疋田
国土交通省新道基地駐車場	敦賀市新道
国土交通省山中基地駐車場	敦賀市山中
県産業振興施設駐車場	越前市瓜生町
県立音楽堂駐車場	福井市今市町
県産業会館駐車場	福井市下六条町
福井市きらら館駐車場	福井市風巻町
越前水仙の里駐車場	福井市蒲生町
美山アンデパンダン広場駐車場	福井市縫原町
舞鶴若狭自動車道加斗 P A (上り)	小浜市飯盛

//	小浜西 I C	小浜市岡津
//	三方五湖 P A	若狭町生倉
	北陸自動車道刀根 P A (上り)	敦賀市刀根
//	南条 S A (下り)	南越前町上野
//	北鯖江 P A (下り)	鯖江市下河端町
//	賤ヶ岳 S A (上り)	滋賀県長浜市余呉町坂口
//	木之本 I C	滋賀県長浜市木之本町木之本
	舞鶴若狭自動車道綾部 P A (上り) あやべ球場	京都府綾部市上杉町
	美山長谷運動広場	京都府南丹市美山町長谷

- 必要があれば、あらかじめ指定した避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- 市は、県や広域避難先と連携し、避難住民の確認及び自家用車を一時保管する場所として拠点避難所を開設する。

表 3 - 6 - 4 広域避難先における拠点避難所候補地

名称	所在地
福井県立図書館	福井市下馬町
福井運動公園	福井市福町
福井競輪場	福井市明里町
鴻ノ池運動公園	奈良県奈良市法蓮佐保山四丁目
生駒市総合公園	奈良県生駒市小明町

3. 避難者の情報の早期把握

- 市は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。
- 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供する。

4. 避難所運営

- 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。
- 市は、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。特に要配慮者の心身双方の健康状態には特段に配慮する。
- 市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- 市は、県と連携し、避難所の生活環境を確保するために必要な措置を講ずる。
- 市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- 市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。
- 市は、福井県防災ネットを活用し、避難者受付及び避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

第3 広域一時滞在

- 市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- 県は、市から協力要請があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待たないとまがないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を市に代わって行うものとされている。
- 市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第4 学校等施設における避難措置

- 学校等施設において、生徒等の在校時に警戒事態が発生した場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を帰宅若しくは保護者への引き渡しを行うものとする。
- また、引き渡しができなかった生徒等は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、

事態が悪化し市原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。

第5 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

○駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設利用者等避難させる。

第6 飲食物、生活必需品等の供給

1. 生活必需品等の調達、確保、供給

○市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

○市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資を被災者に対して供給を行う。

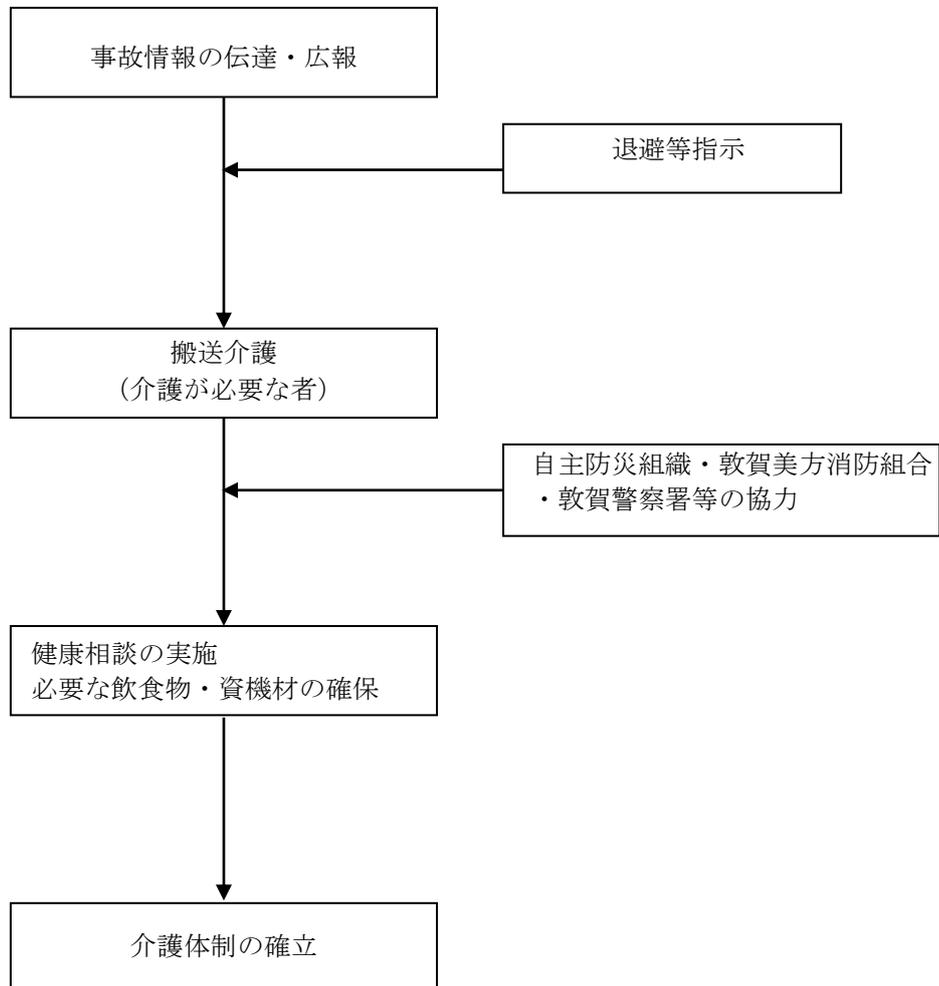
2. 国等への物資支援要請

○市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

第7節 要配慮者応急対策計画

第1 計画の方針

原子力災害時には、要配慮者に配慮した応急対策を行う。



第2 情報伝達及び広報における配慮事項

1. 要配慮者に対する配慮事項

○県（原子力災害対策本部長）と連携し、情報伝達は次の多様な媒体を活用して行う。

- ア テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送
- イ 多言語に対応したソーシャルメディアによる発信
- ウ 退避等施設での文字媒体並びに手話通訳者の活用
- エ その他可能な媒体

○自主防災組織や社会福祉協議会等に協力を求め、要配慮者への情報連絡を徹底する。

2. 一時滞在者への配慮事項

○県（災害対策本部長）と連携し、広報車、防災情報伝達システム等を活用し、一時滞在者への的確な情報を提供する。

○警戒事態が発生した場合は、観光客等一時滞在者に対し、帰宅を呼びかける。

第3 退避等における配慮事項

1. 退避等誘導及び輸送に関する配慮事項

○県（原子力災害対策本部長）と連携し、要配慮者の退避等誘導や輸送などについては、次の機関と連携して行う。

- ア 自主防災組織
- イ 市社会福祉協議会
- ウ 敦賀美方消防組合
- エ 敦賀警察署
- オ 自衛隊
- カ その他防災関係機関

在宅の要介護高齢者・障害者等の避難先となる福祉避難所

避難対象地域 (小学校区)	対象発電所	避難先
西浦	敦賀発電所	おおい町 いきいき長寿村
	美浜発電所	福井市 福井美山荘

2. 退避等施設での生活に関する配慮事項

- 県（原子力災害対策本部長）と連携し、要配慮者の健康状態の把握、情報伝達及び飲料水・飲食物等の確保など、生活環境に十分配慮する。
- 県（原子力災害対策本部長）と協力し、退避等施設での介護体制を確立する。

3. 介護体制の整備

- 退避等施設内に介護等の設備が整っていないときは、他の社会福祉施設や医療機関等へ移送する。

4. 病院等医療機関等への支援

- 市は国及び県等と連携し、必要に応じて、病院等医療機関、社会福祉施設の避難の支援を行う。

ア 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

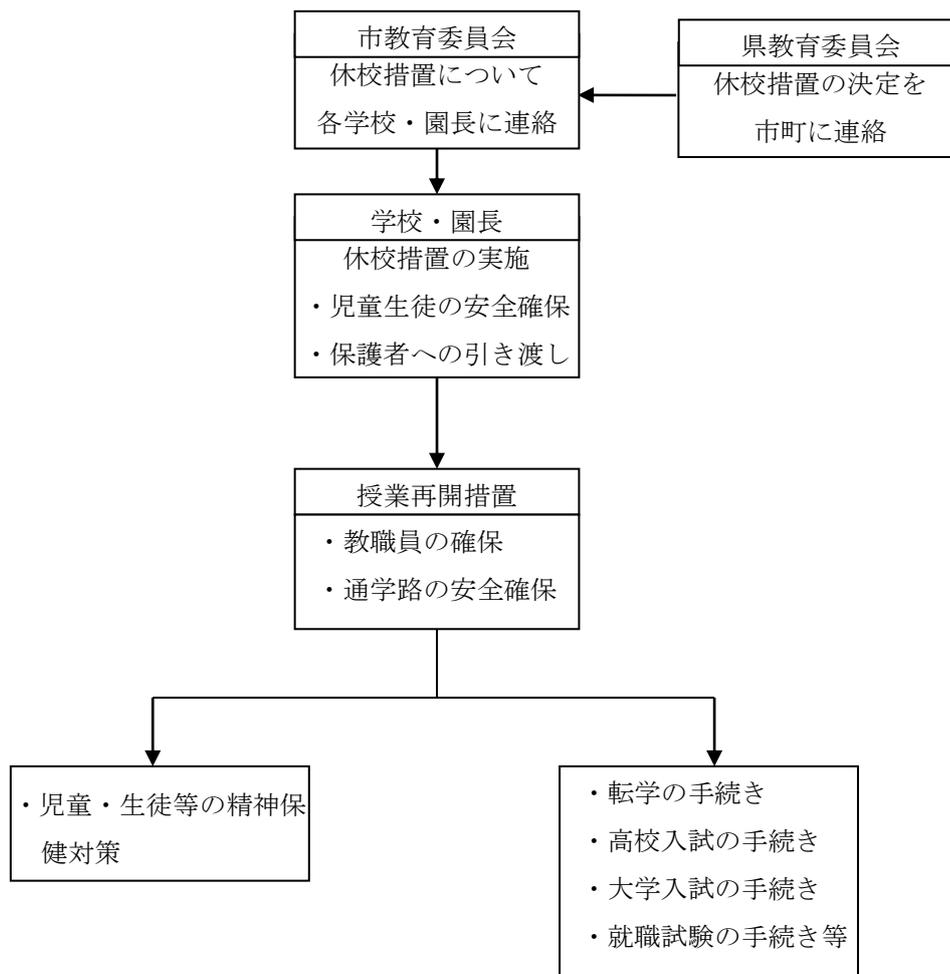
イ 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

第8節 文教対策計画

第1 計画の方針

原子力災害の影響で通常の教育ができないときは、代替施設の確保等に努め、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所での避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。



第2 学校等施設の休校措置

- 退避等の措置が行われた区域内の学校等は休校措置をとり、直ちに市教育委員会に報告する。県教育委員会から休校などの指示があったときは、各学校長等へ指示する。
- 指示を受けた各学校長等は即時に全校休校とし、児童・生徒等の安全を確保するとともに保護者等に連絡する。

第3 授業再開措置

- 市（原子力災害対策本部長）は、防災関係機関と連携し、退避等措置が解除され身体への安全が確保されたときは、市教育委員会に授業の再開を通告し、市教育委員会はその旨を各学校長等へ通告する。
- 各学校長等は、児童・生徒等へ授業再開時期や授業内容等を的確に保護者に連絡をする。

第4 教職員の確保

- 市教育委員会は、授業再開に必要な教職員に不足を生じたときは、代替教員等の補充等を行う。
- 代替教職員の補充にあたっては、県教育委員会に対し、必要な人材の派遣又はあつせんを求める。

第5 通学路の安全確認

- 市教育委員会は、防災関係機関等と連携し、通学路の安全を確認する。

第6 児童生徒・教職員の精神保健対策

- 市教育委員会は、防災関係機関等と連携し、児童・生徒や教職員の心身状況の把握に努め、専門家等のカウンセリング要員が必要なときは、その確保に努める

第7 その他の対策

1. 転学手続き

- 市教育委員会は、保護者が転学等を希望するときは、その状況の掌握に努め、県内市町及び県教育委員会を通じて他府県の速やかな受入を要請する。

2. 高校入試手続き

- 市教育委員会は、原子力災害時に高校入試が行われるときは、県教育委員会と連携し、次の事項について弾力的な対応を求めるとともに、高校や中学校との連絡調整等の措置を講ずる。

- ア 入試期日
- イ 出願資格
- ウ 出願手続き
- エ 試験場所
- オ 募集人員
- カ 入学手続きの延期
- キ その他対応すべき事項

3. 大学入試手続き、企業の採用試験、採用手続き等

○市教育委員会は、県教育委員会と連携して、関係大学、企業等との連絡調整、関係学校への指示等の措置を講ずる。

第9節 防災業務関係者防護計画

第1 計画の方針

原子力災害時には、防災業務関係者の安全確保が重要であることから、被ばく管理など必要な防護対策を行う。

第2 防災業務関係者の安全確保

- 防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で業務を行うときは、適切な被ばく管理を行うとともに、原子力災害特有の異常な心理下であって冷静な判断と行動がとれるよう対策を講ずる。
- 二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

第3 防災業務関係者の防護対策

- 防災業務関係者に対し、必要に応じ次の措置を講ずる。
 - ア 防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着
 - イ 安定ヨウ素剤の携帯配布
 - ウ その他必要な措置
- 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- 防護資機材に不足が生じたとき又は生じるおそれがあるときには、県など防災関係機関等に対して調達を要請する。

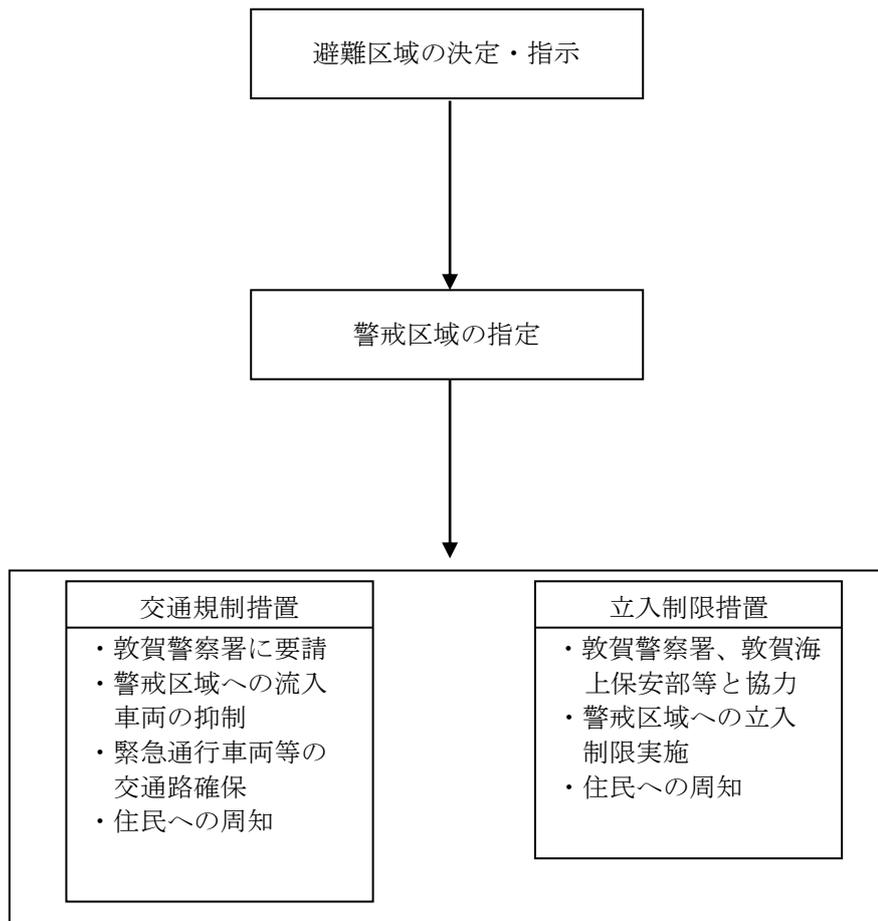
第4 防災業務関係者の被ばく管理

- 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行う。
- 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。
- 線量限度を超えて被ばくするなど、万一被ばくしたときは、県（原子力災害対策本部長）等に除染等の医療措置を要請する。
- 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第10節 警備及び交通対策計画

第1 計画の方針

原子力災害時には、住民の生命、身体及び財産の保護を図ることが重要であることから、関係機関が緊密な連携を行い災害情報の収集に努めるとともに、早期に警備等活動を行う。



第2 警戒区域の設定等

1. 市（原子力災害対策本部長）による警戒区域の設定等

○警戒区域の設定及び防災業務関係者を除き、当該区域への立入制限・禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条第1項）

2. 県（原子力災害対策本部長）からの指示による警戒区域の設定等

○警戒区域を設定し、必要な措置を講ずる。

（災害対策基本法第72条第1項）

3. 住民への周知

○敦賀警察署長及び敦賀海上保安部長と協力して、警戒区域を設定したときは、CATV、コミュニティFM、防災情報伝達システム、広報車等により、住民に対して周知を図る。

4. 犯罪の防止

○敦賀警察署は、警戒区域及びその周辺について、犯罪の発生状況に関する情報を提供するとともに警戒警らを実施して、犯罪の防止に努めるものとする。

5. 警戒区域への一時立入り

○敦賀警察署は、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係機関と連携して、その安全な実施に必要な支援を行うものとする。

6. 原子力緊急事態解除宣言後の措置

○敦賀警察署は、原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、市が引き続き警戒区域、避難指示区域等を設定したときは、必要な措置を継続するものとする。

第3 災害警備対策

敦賀警察署は、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第4 交通規制対策

1. 道路管理者の措置

○管理に属する道路橋りょう等で通行に支障ある箇所は、次の機関に連絡する。

ア 敦賀警察署

イ 敦賀土木事務所

ウ 敦賀美方消防組合

エ その他防災関係機関

○連絡する内容は次のとおりとする。

- ア 路線名
- イ 箇所
- ウ 被害状況
- エ う回路の有無
- オ その他必要な事項

○管理する道路等に被害が生じた場合は応急復旧を図る。

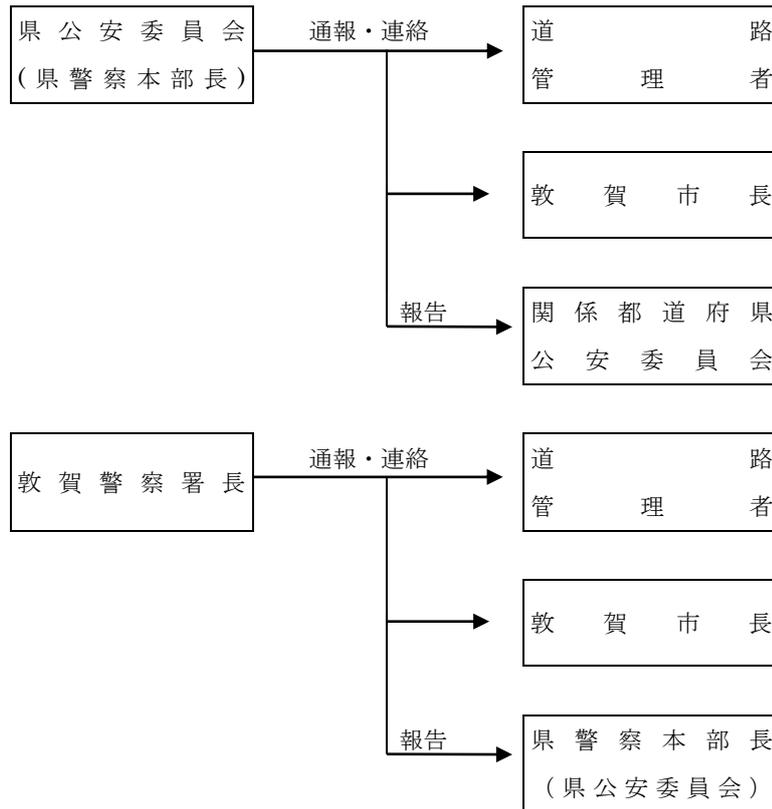
○交通等に危険のおそれがあるときは、敦賀警察署と協議して区間を定めて、通行を禁止・制限する。

2. 交通規制措置

○敦賀警察署に対し、次の交通規制等の措置を要請する。

- ア 警戒区域への流入車両の抑制
- イ 緊急通行車両等の交通路の確保

○県公安委員会及び敦賀警察署等が行う交通規制等の措置は、次により各関係機関へ通報されるとともに、市は住民への周知に協力する。



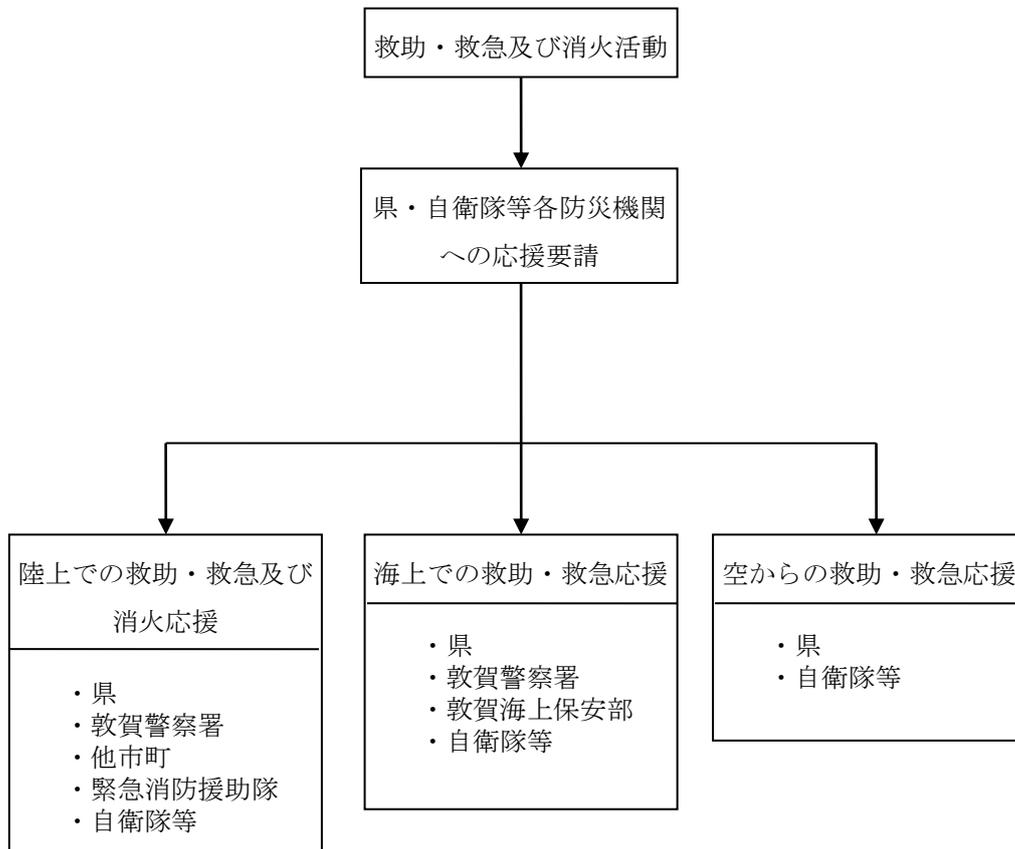
第5 立入制限措置

○市（原子力災害対策本部長）は、敦賀警察署長及び敦賀海上保安部長と協力し、警戒区域への立入制限を行う。

第 1 1 節 救助・救急及び消火計画

第 1 計画の方針

原子力災害は広域にわたる可能性があることから、防災関係機関が緊密に連携し、迅速・的確な救助・救急及び消火活動を行う。



第2 陸上における救助・救急及び消火対策

1. 市（原子力災害対策本部長）及び敦賀美方消防組合の措置

- 市（原子力災害対策本部長）及び敦賀美方消防組合は、敦賀警察署など防災関係機関等の協力を得て救助・救急活動を行う。
- 県（原子力災害対策本部長）に対し、被害の状況及び応援の必要性等を連絡する。
- 敦賀美方消防組合は、市（原子力災害対策本部長）、敦賀警察署など防災関係機関等と連携し、退避等の指示に合わせ出火防止等を広報する。

2. 救助・救急及び消火活動の応援要請

- 市自体で救助活動が困難なとき、又は救助活動に必要な車両等に不足が生じたときは、福井県広域消防相互応援協定に基づき、敦賀美方消防組合を通じ他市町等に応援を要請する。
- 市内の消防力で対処できないときは、県（原子力災害対策本部長）に広域消防応援隊、緊急消防援助隊又は自衛隊の出動を要請する。
 - 本章第17節「広域的応援対応計画」
 - 本章第18節「自衛隊災害派遣要請計画」

3. 原子力事業者の措置

- 原子力事業者は、原子力事業所の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行うものとする。

第3 海上における救助・救急対策

1. 海上における救助・救急活動への協力

- 敦賀海上保安部、敦賀警察署など防災関係機関等と連携し、船舶による避難等海上における災害発生に伴う救助・救援活動に協力する。

2. 海上における救助・救急活動の応援要請

- 海上での救助・救急について、必要なときは県（原子力災害対策本部長）に応援を要請する。
- 自衛隊の災害派遣要請は、本章第18節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

第4 空からの救助・救急対策

1. 空からの救助・救急活動への協力

- 航空機等による救助・救急を行うときは、迅速・的確な情報収集と伝達に努め、緊急離着陸場の指定を行うなど、機動的な航空機等の活用を図る。

2. 空からの救助・救急活動の応援要請

- 空からの救助・救急について、必要なときは県（原子力災害対策本部長）に応援を要請する。
- 自衛隊の災害派遣要請は、本章第 18 節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

第 1 2 節 原子力災害医療計画

(注)原子力災害医療は県の所管事項で、その体制の中で市の原子力災害医療業務が定められているため、県の原子力災害医療体制に準じて市の原子力災害医療体制を定めた。

第 1 計画の方針

住民及び原子力事業者の従事者の生命及び身体を原子力災害から保護するには、関連医療機関が密接な連携を図り、総合的な判断と統一された見解に基づいた医療措置を行うことが重要であることから、県が行う原子力災害医療体制の中で、市の原子力災害医療体制の確立を図る。

第 2 県原子力災害医療体制

1. 県緊急時医療連絡室の設置

- 県（原子力警戒本部長）が、必要と認めるときは、現地における緊急時医療本部の設置準備を行うため、緊急時医療連絡室を敦賀原子力防災センターに設置する。
- 緊急時医療連絡室長は、二州健康福祉センター所長をもって充てる。
- 緊急時医療連絡室は、県、市立敦賀病院ほか地域医療機関を代表する者で構成する。
- 緊急時医療連絡室は、必要に応じて県緊急時医療本部に準じた業務を行う。

2. 県緊急時医療本部の設置

- 県は、原子力災害対策本部を設置したときは、直ちに敦賀原子力防災センターに緊急時医療本部を設置し、現地における医療活動を総括し、適切な医療活動を行う。
- 緊急時医療本部長は、健康福祉部副部長を充て、その指揮下に県が別に定める職員を配置する。
- 緊急時医療本部は、県、市立敦賀病院ほか地域医療機関を代表する者及び国から派遣される原子力災害に係る医療チームを代表するもので構成する。
- 県は、必要に応じ、災害医療コーディネーターを原子力災害対策本部及び緊急時医療本部に配置する。

3. 国及び各関係医療機関への要請等

- 市（原子力災害対策本部長）は、県を経由して、管轄の原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）に対し、派遣チームの派遣の要請を行うものとする。また、高度被ばく医療支援センターに対し、被ばく者の受入れの要請を行うものとする。
- 緊急時医療本部は、健康福祉センター及び県立病院の職員に緊急時医療に当たらせるとともに、公的医療機関、日本赤十字福井県支部、一般社団法人福井県医師会及び原子力事業所に対し協力を要請するものとする。

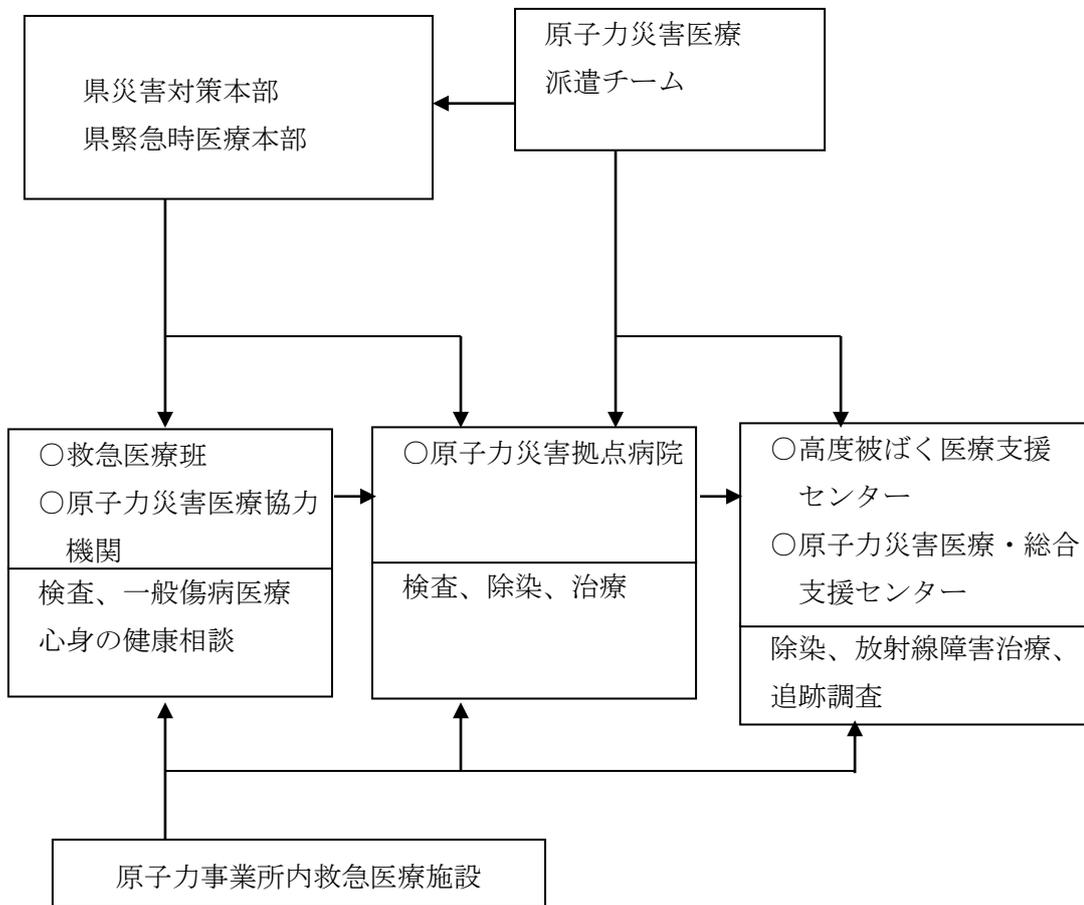
○緊急時医療本部は、市が避難所を設置したときは、直ちに救護所を設置するものとする。全ての避難所への救護所の設置が困難な場合は主要避難所を選定し救護所を設置する。救護所の運営については、市（原子力災害対策本部長）との密接な連携のもとに実施する。

4. 原子力災害医療体制の基本的活動体制

○組織

原子力災害時には、図3-12-1のような組織を整備し、実効性の向上に努める。

図3-12-1 原子力災害医療体制基本活動体制



○原子力災害医療派遣チーム

他道府県の原子力災害拠点病院又は原子力災害医療・総合支援センター等による派遣チームは、緊急時医療本部の構成員として、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む）に対する診断及び処遇について、現地医療関係者等を指揮するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする

○原子力災害医療協力機関等における原子力災害医療

ア 原子力事業所における原子力災害医療

事故が発生した原子力事業所内救急医療施設は、原子力事業所内における傷病者の応急処置とともに、サーベイランス、スクリーニングと被ばく線量測定を行うものとする。その後、除染や汚染の拡大防止を行い、除染や被ばくの程度に応じて、県（緊急時医療本部長）に依頼し、県（緊急時医療本部長）が決定した原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院又は高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターに搬送するものとする。

この場合、放射線管理要員（放射性物質や放射線に関する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を被ばく患者に随行させるものとする。

放射線管理要員は、搬送に際し、汚染の拡大防止措置を実施するとともに、搬送機関や搬送車両等の汚染の有無を確認し、原子力事業者を含む関係機関へ報告するものとする。

また、当該事故が発生した以外の原子力事業所内救急医療施設は、緊急時医療本部のもとで、原子力災害医療に協力するものとする。

イ 避難所等における原子力災害医療

避難の場合の医療措置は、避難所等において救急医療班が実施するものとする。

県（緊急時医療本部長）は、救護所に、救護所責任者（総括責任者）を置くこととする。

救急医療班は、別表 3-12-1 に示す健康福祉センター、福井県立病院、福井大学医学部附属病院等の公的医療機関及び一般社団法人福井県医師会が派遣するものとする。

国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、スクリーニング及び簡易除染を実施するよう県に指示するものとされている。

県は、指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及びスクリーニング結果に応じたOILに基づく簡易除染を行うものとする。

汚染検査にあたっては、救急医療班は、緊急時医療本部のもとで、汚染検査、ふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行うものとする。

また、市も健康相談窓口を設置するものとする。

(救急医療班の構成)

①救急医療班の人員

4～7名(医師1名、看護師、放射線技師、薬剤師、その他)

②1日達成可能班数

59班

③その他

一般的傷病等の検診器材、薬剤、及び自動車は原則として派遣機関で調達する。

原子力災害医療活動従事者は、放射性物質の汚染からの二次的取込み及び医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意するものとする。

表3-12-1 救急医療班一覧

区分	派遣機関	班数
県		5
公的医療機関		21
	国立病院機構あわら病院	1
	坂井市立三国病院	1
	福井県済生会病院	1
	福井大学医学部附属病院	1
	日本赤十字社福井県支部 (福井赤十字病院)	8 (8)
	福井勝山総合病院	1
	公立丹南病院	1
	越前町国民健康保険織田病院	1
	国立病院機構敦賀医療センター	1
	市立敦賀病院	1
	杉田玄白記念公立小浜病院	1
	若狭高浜病院	1
	レイクヒルズ美方病院	1
	若狭町国民健康保険上中診療所	1
医師会	一般社団法人福井県医師会	33
合 計		59

ウ 原子力災害医療機関における原子力災害医療

表 3-12-2 に示す原子力災害医療機関では、原則として避難所等や原子力事業所から搬送されてくる被ばく患者の外来診療を行うものとし、ふき取り等の簡易な除染や救急処置を行うものとする。

表 3-12-2 原子力災害医療協力機関（医療機関）

医療機関名	所在地
国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町 3 3-1
市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
若狭高浜病院	高浜町宮崎 8 7-1 4-2
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-2 1
公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-3 1
国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 2 3 8-1
坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-3 4
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 1 0 6-4 4-1
レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 3 1 5-1-9
若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場 1 9-5

○原子力災害拠点病院への転送

被ばく傷病者等の初期診療の後、汚染の残存する被ばく患者又は相当程度の被ばくをしたと推定される被ばく患者を、入院診療を行う原子力災害拠点病院に転送する。

原子力災害拠点病院は表 3-12-3 に示す。緊急時医療本部のもとで、国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チームの専門家及び原子力事業所救急医療施設の医師と協力して、汚染の残存する被ばく患者又は相当程度の被ばくをしたと推定される被ばく患者の入院診療を行うものとする。

表 3-12-3 原子力災害拠点病院

医療機関名	所在地
福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月 2 3-3
福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1

原子力災害拠点病院においては、局所被ばく患者の診療、合併損傷の治療を行うとともに、福井県立病院を活用して、除染室を用いた細密な除染、ホールボディカウンタなどによる被ばく線量の測定、血液・尿等の生体試料による汚染状況及び被ばく線量の測定、高線量被ばく患者、内部被ばく患者等に対する治療を行う。

入院治療を行うに際しては、各医療機関の要員及び資機材を有効に活用する。

○高度被ばく医療支援センターへの転送

原子力災害医療協力機関や原子力災害拠点病院等での診療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センターに転送し、治療を行う。

表 3-12-4 高度被ばく医療支援センター

医療機関名	所在地	備考
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 Q S T 病院	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	基幹高度被ばく医療支援センター
福井大学医学部附属病院	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3	
広島大学病院	広島県広島市南区霞 1-2-3	
福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘 1	
弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町 53	
長崎大学病院	長崎県長崎市坂本 1-7-1	

第3 原子力災害医療の実施

表3-12-5 原子力災害医療体制の概要

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	<p>傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふき取り等の簡易な除染等 ・ ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・ 救急蘇生法（ACLS） ・ 合併損傷（創傷、熱傷） 	<p>放射能汚染除去の措置を施すとともに、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿及び血液の放射能の計測及び必要な医療措置を行う。</p> <p>[緊急時医療対策施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除染室を用いた細密な除染 ・ ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・ 血液、尿等の生体試料による汚染状況及び線量評価等 ・ 局所被ばく患者の診療の開始 ・ 高線量被ばく患者の診療の開始 ・ 合併損傷の診療の開始 ・ 内部被ばく患者の診療の開始 	<p>原子力災害拠点病院で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・ 重篤な局所被ばく患者の診療 ・ 高線量被ばく患者の診療 ・ 重症の合併損傷の治療 ・ 重篤な内部被ばく患者に対する診療
担当機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所 ・ 事業所内救急医療施設 ・ 県が定める医療機関（外来診療） <p>国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 越前町国民健康保険織田病院 レイクヒルズ美方病院 若狭町国民健康保険上中診療所</p>	<p>福井県立病院</p> <p>福井大学医学部附属病院</p> <p>福井赤十字病院</p>	<p>高度被ばく医療支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福井大学 ・ 広島大学 ・ 弘前大学 ・ 福島県立医科大学 ・ 量子科学技術研究開発機構 ・ 長崎大学 <p>原子力災害医療・総合支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島大学（福井県管轄） ・ 弘前大学 ・ 福島県立医科大学 ・ 長崎大学

原子力災害医療協力機関においては上記被ばく傷病者等の初期診療のほか、以下の対応を行う。

- ・甲状腺被ばく線量モニタリング実施のための測定要員の派遣
- ・派遣チームの保有及び派遣体制の整備
- ・救護所への医療チーム又は医療関係者の派遣
- ・スクリーニング実施のための放射性物質の検査チームの派遣
- ・地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援
- ・その他原子力災害発生時に必要な支援

1. 被ばく患者の搬送先・転院先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられる者に対しては、原子力災害医療協力機関を経ずに、原子力災害拠点病院や原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターによって対応を行うことが有効である。この場合、それぞれの医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、実際に医療にあたる現場の医師が原子力災害拠点病院相互あるいは原子力災害拠点病院や原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターとの連携を考慮して、適切な搬送先や転院先を判断するものとする。

2. 外部専門機関への協力要請

県（緊急時医療本部長）は、必要に応じ、専門医師の派遣等、原子力災害医療に関する外部専門機関の協力を国（安全規制担当省庁）に要請するものとする。

3. 被ばく患者の原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターへの搬送

県（原子力災害対策本部長）は、被ばく患者の原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターへの搬送を、自ら必要と認めるとき又は、市（原子力災害対策本部長）から、被ばく患者の原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターへの搬送について要請があった場合には、県防災ヘリコプターによる被ばく患者の搬送、自衛隊又は消防庁への航空機による搬送要請などを判断するものとする。

4. 安定ヨウ素剤の服用

市は、指針に準拠し、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

○事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

ア 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、指針では、原

子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。

県は、市と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、国の安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。

イ 県は、市と連携し、安定ヨウ素剤が事前配布されたUPZ内の住民等に対しては、避難等の際の安定ヨウ素剤の携行を呼びかけるとともに、国の原子力規制委員会の判断に基づき、服用指示を伝達するものとする。

○緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

ア 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、指針では、原則として、国の原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

イ 県は、市と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。

5. 原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院における汚染及び被ばくの防止

○原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院においては、被ばく患者の診療に際して、医療関係者の二次汚染及び被ばくを防止する。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患者等に対して、汚染及び被ばくを防止するものとする。

6. 原子力災害医療の情報の共有化

○原子力災害医療機関で得られた情報は、速やかに県（緊急時医療本部）を含む関係機関に伝達するとともに、県（緊急時医療本部）及び原子力事業者で得られた緊急被ばく医療を実践するために必要な情報は、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に提供するものとする。

第4 緊急時の公衆の放射性物質汚染の計測と被ばく線量の推計

国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

甲状腺被ばく線量モニタリングは、対象者をOILに基づく避難等を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く）であって19歳未満の者、妊婦及び授乳婦を基本として、避難所又はその近傍の適所等で実施する。

このほか、放射性セシウムによる内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第5 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本章第19節「災害救助法の適用計画」によるものとする。

第6 避難退域時の検査及び除染

避難退域時検査等による汚染程度の把握は、被ばくの抑制及び低減並びに汚染の拡大防止には不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施するものとする。

その実施にあたっては、実施できるような場所を選定し、可能な限りバックグラウンドの値が低いところで行うことが望ましい。

○国、指定公共機関及び県は、OILに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等を対象に避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

ア 検査の方法

自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、結果が40,000cpm（β線）以下でない場合には、乗員の代表者（避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名）に対して検査を

行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。
携行物品の検査は、これを携行している住民がO I L 4以下でない場合にのみ検査を行う。

イ 簡易除染の方法

検査の結果、O I L 4以下でない住民、40,000cpm（β線）以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。

簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民は、除染が行える機関で除染を行い、簡易除染によっても40,000cpm（β線）以下にならない車両や携行物品は、検査場所で一時保管等の措置を行う。

なお、簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民に対する説明は、簡易除染後の除染が行える機関での除染実施とともに行うことが望ましい。

内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院に搬送する。

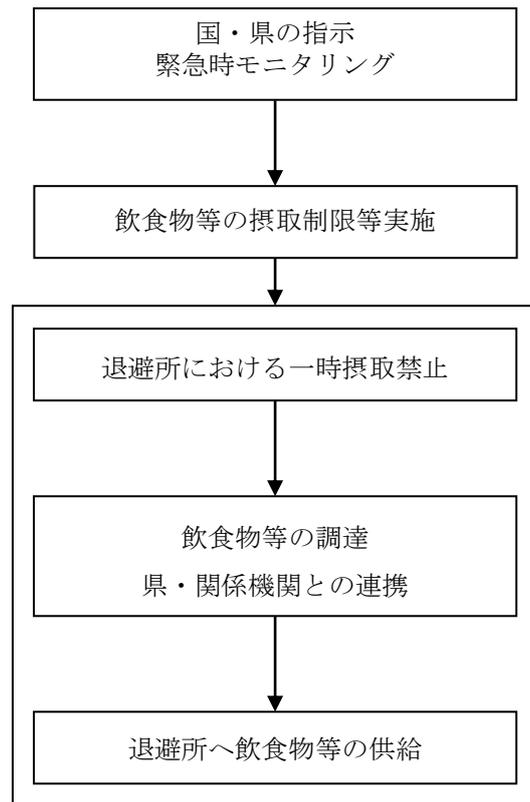
第 13 節 治安の確保及び火災の予防

- 市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期す。
- 避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努める。

第14節 飲食物の摂取制限、出荷制限等

第1 計画の方針

原子力災害時には、放射性物質等による飲料水・飲食物等の汚染のおそれがあることから、県など防災関係機関等と連携し、その汚染度の的確な把握や摂取制限を行うなど、適切な措置を講ずる。



第2 摂取制限の措置

○市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限等及びこれらの解除を実施する。

飲料水	汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止
飲食物	汚染飲食物の摂取を制限又は禁止
農林畜水産物	汚染地区住民及び農林畜水産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取又は漁獲禁止、出荷制限等

○飲料水・飲食物等の緊急時モニタリング結果が確認されるまでは、防護対策区域内での飲料水・飲食物等の摂取を一時禁止する。

第3 退避所等への飲料水・飲食物の供給

○次のいずれかのときには、県（災害対策本部長）など防災関係機関等と連携し、退避所等に飲料水・飲食物の供給を行う。

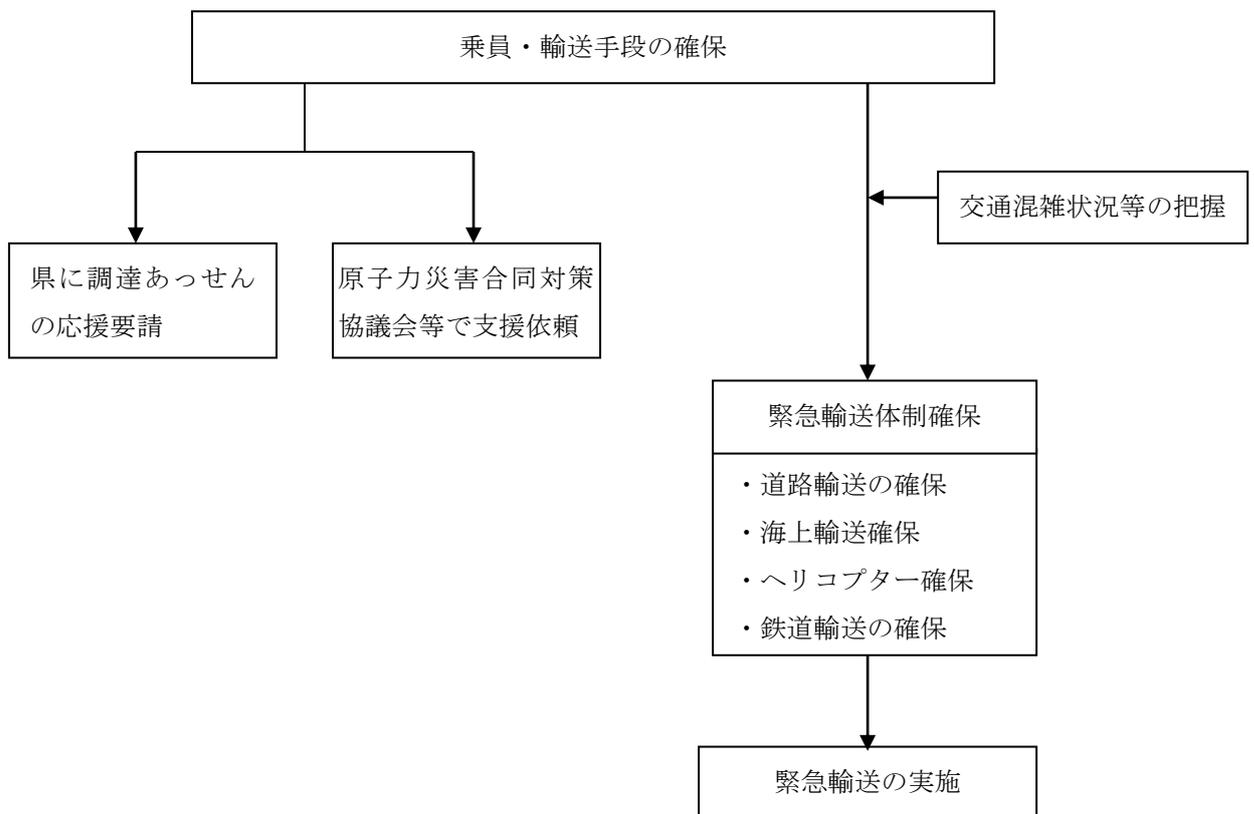
ア 県（災害対策本部長）等が退避措置を指示したとき

イ 県（災害対策本部長）等が飲料水・飲食物の摂取制限を指示したとき

第15節 緊急輸送活動

第1 計画の方針

原子力災害時には、災害対策要員及び物資の輸送が重要であることから、迅速な緊急輸送を行う。



第2 緊急輸送活動

1. 緊急輸送の順位

○避難対象区域を含む市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー
- 第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

2. 緊急輸送の範囲

○緊急輸送の範囲は以下のとおり。

- ア 救助、救急、医療及び救護の活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 対応方針を定める少人数グループのメンバー（国の現地対策本部長及び県の災害対策本部長、関係市町の現地災害対策本部長等）、災害応急対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材
- エ 避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

3. 緊急輸送体制の確立

○市は、以下の事項に配慮した緊急輸送体制を整備する。

- ア 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- イ 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。
- ウ 市は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

第3 緊急輸送のための交通確保

○市は、避難対象区域を含む道路管理者及び交通規制に当たる県警と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保する。

第4 海上輸送の交通確保

○次のときに海上輸送を実施する。

- ア 海上輸送がより効果的と認められるとき
- イ 陸上輸送が不可能なとき
- ウ 重量かつ大量な復旧資材の運搬等

○海上輸送は、次の各関係機関等の協力のもとに行う。

- ア 海上自衛隊
- イ 敦賀海上保安部
- ウ 中部運輸局福井運輸支局敦賀庁舎
- エ その他協力団体・事業者等

第5 航空輸送の交通確保

○県（災害対策本部長）の要請で防災関係機関が航空輸送を行うときは、直ちに離着陸場を選定し、県（災害対策本部長）に連絡する。

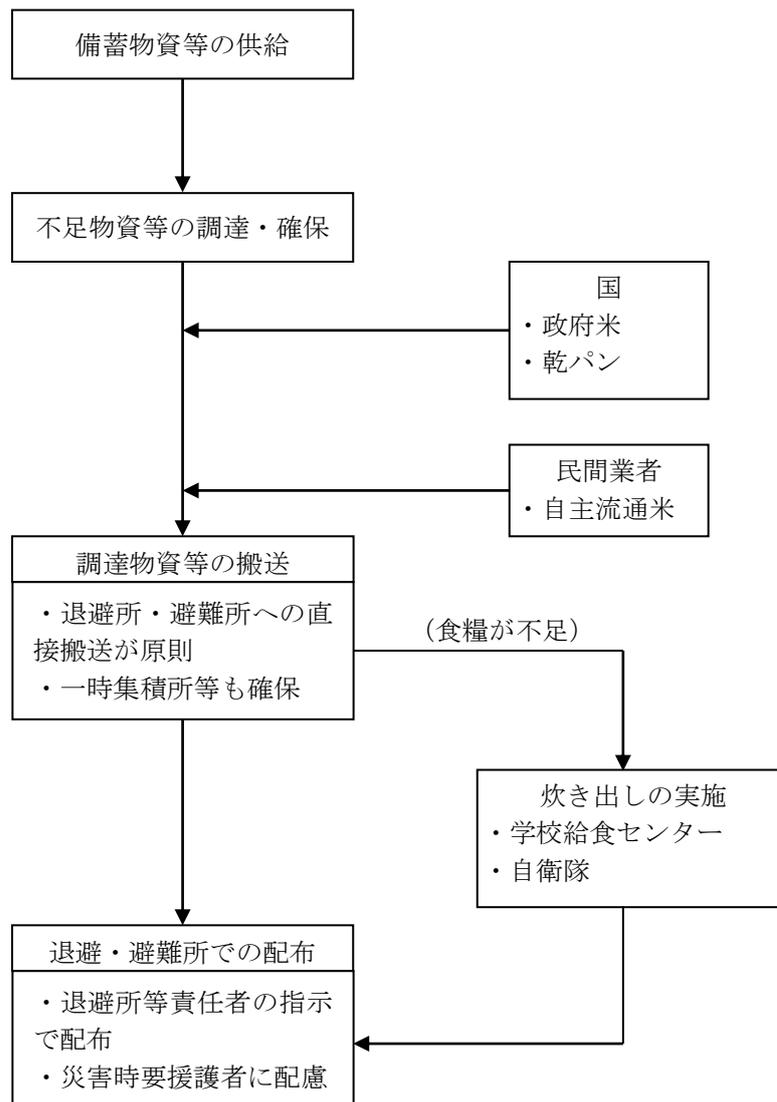
第6 鉄道輸送の交通確保

○鉄道輸送のときは、西日本旅客鉄道株式会社等と協議して行う。

第16節 飲料水・飲食物及び生活必需品の供給計画

第1 計画の方針

原子力災害時において、退避等措置又は飲料水・飲食物の摂取制限等の措置を行ったときは、住民生活を確保するため、飲料水・飲食物等の確保及び供給など必要な措置を講ずる。



第2 飲料水の供給

1. 給水体制

- 被災者への給水は、県など防災関係機関等と連携し、場所や時刻等を十分広報して行う。
- 被災者への給水は、放射性物質の汚染の影響のない区域の飲料水を供給する。

第3 飲食物の供給

1. 備蓄品等の供給

- 被災者への備蓄品等の供給は、県など防災関係機関等と連携し、場所や時刻等を十分広報して行う。

2. 政府米等の調達確保

- 政府米等の調達確保については、「敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）」第3章第28節「災害救助法の適用に関する計画」による。

3. 炊き出し等による食品の給与

- 退避等により炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者等には、応急的に炊き出し等を行い、被災者の食生活を確保する。
- 炊き出し等は、原則として学校給食センターにおいて行う。
- すべての被災者に飲食物の給与を行うことができないときは、県（災害対策本部長）に対し、自衛隊等の出動要請を行う。

4. 放射性物質の影響に関する措置

- 飲食物は、放射性物質の影響がないものを供給する。

第4 生活必需品の供給

1. 被災者への物資の供給

- 被災者への物資の供給は、原則として災害救助法の適用後は物資の確保及び輸送は県（災害対策本部長）が行い、被災者への給与又は貸与は市（災害対策本部長）が行う。

2. 備蓄品等の供給

- 被災者への備蓄品等の供給は、県など防災関係機関等と連携し、場所や時刻等を十分広報して行う。

3. 寝具、衣服その他日用品の供給

- 関係業界と連携し、災害時の所要数量の把握に努め、速やかに供給する。

4. 燃料、光熱材料の供給

○冬期においては、燃料や光熱材料の確保に努め、必要なものを被災者に供給する。

5. 放射性物質の影響に関する措置

○生活必需品は、放射性物質の影響がないものを供給する。

第5 その他の調達方法

1. 広域相互応援協定等による調達

○本節第2から第4の方法により物資の調達ができないときは、速やかに被災情報を把握し、第2章第17節に定める広域相互応援協定及び関係機関との協定等を活用し、また県（災害対策本部長）に対し、調達を要請する。

2. 全国に対する物資の提供要請

○前記の措置を講じても、物資が不足するときには、報道機関に協力を求め全国にこれらの提供を要請する。

第6 物資の供給調整、受入、配付方法等

1. 物資の供給調整

○調達された物資は、常にその状況の把握と調整などを行い、適切な供給に努める。

2. 物資の受入及び集積場所

○市（災害対策本部長）及び県（災害対策本部長）は、物資の一時集積所を選定するとともに、当該地に職員を派遣し、その受入作業や仕分作業を行う。

3. 配付方法

○退避等施設に搬送された物資は、退避所等責任者の指示により、各自主防災組織等を通じ、災害時要援護者に配慮しながら配付する。

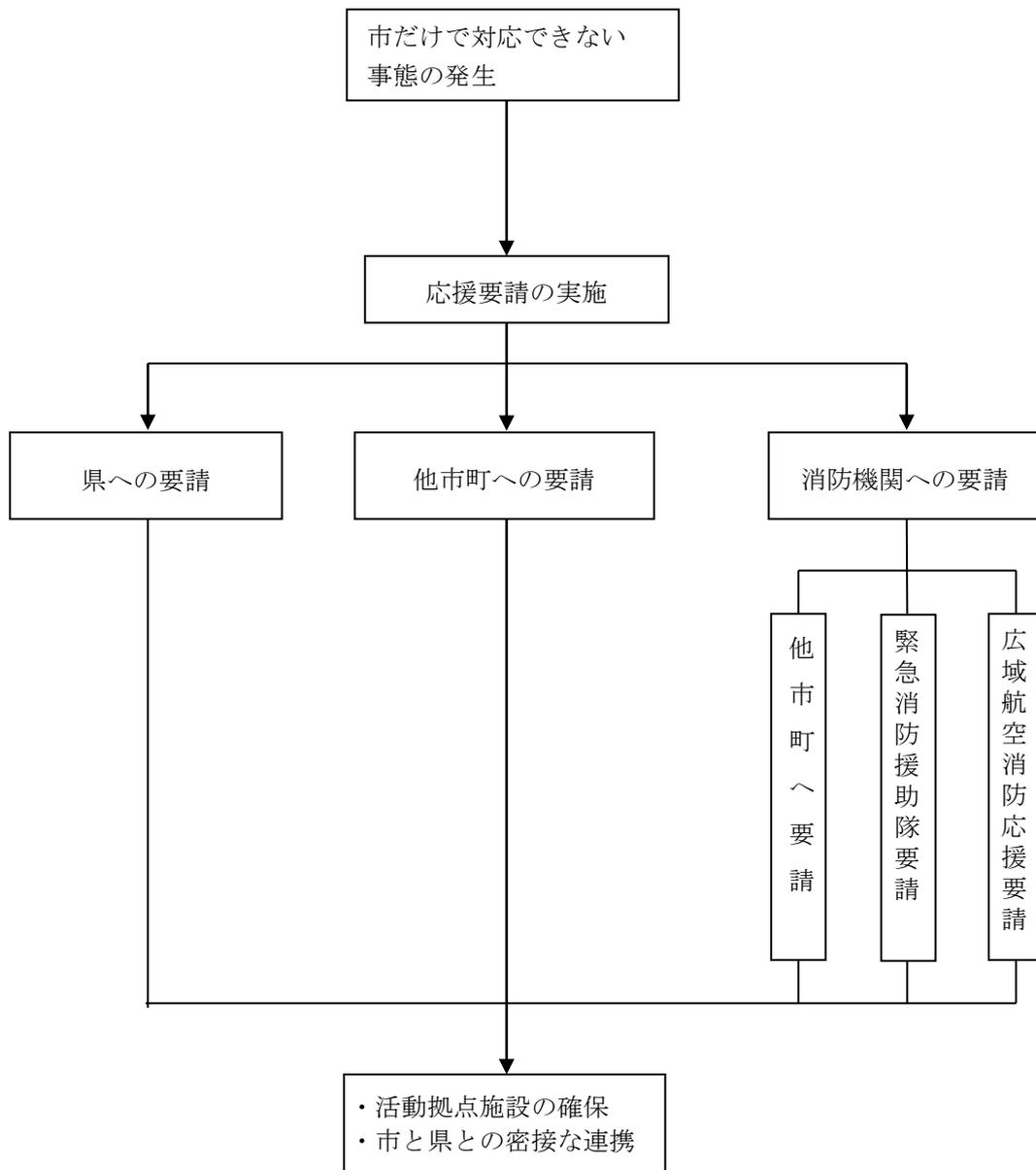
○避難所以外で災生活を行っている被災者には、広報車等により物資の供給情報を提供する。

第 17 節 広域的応援対応計画

第 1 計画の方針

原子力災害時の特性から、市など一地域の機関で対応できないときに備え、県、他市町等からの広域的な支援を求め、対応する。

なお、自衛隊の派遣要請は、本章第 18 節「自衛隊災害派遣要請計画」による。



第2 応援要請

1. 県及び他市町に対する応援要請

○市のみで十分に対応できないと判断したときは、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県及び他市町長に応援要請を行う。

2. 消防機関に対する応援要請

① 県内市町に対する広域応援要請

○市のみで十分に対応できないと判断したときは、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、敦賀美方消防組合を通じ、他市町に応援要請を行う。

② 県外市町村に対する応援要請

○隣接する県外市町村との応援協定に基づき応援要請を行う。

③ 他都道府県に対する応援要請

○他都道府県の消防機関に応援を要請するときは、知事を通じて、次の事項を明らかにして、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

(消防組織法第44条の3)

ア 救助・救急、火災の状況及び応援要請の理由並びに応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別及び人員

ウ 関係市町村への進入路及び集結地点（待機場所）

○知事は、市長の要請がないときでも必要があると認められたときは、消防庁長官に前記の出動等を要請し、直ちに市長に連絡する。

○敦賀美方消防組合は、連絡係等を設け、次の事項に留意し応援消防機関の受入体制を整備する。

ア 応援消防機関の誘導方法

イ 応援消防機関の人員、資機材数、責任者等の確認

④ 広域航空消防応援の要請

○敦賀美方消防組合消防長は、広域航空消防応援が必要と判断したときは、市長に報告するとともに、その指示に従い次の事項を明らかにして、知事に派遣を要請する。

(「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」)

(昭和61年消防救第61号消防庁次長通知)

ア 要請先（応援側）市町村

イ 要請者及び要請日時

ウ 災害の発生日時、場所及び時間

エ 必要な応援の概要

○知事は、消防庁長官に対し広域航空消防応援を要請するとともに、その決定について、敦賀美方消防組合消防長を通じて市長に通知する。

第3 防災活動拠点

○市（災害対策本部長）及び県（災害対策本部長）は、適切に役割分担を行い、次の広域応援に対応する活動拠点・施設を確保する。

- ア 長期的な物資の流通配給拠点
- イ 各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点
- ウ 救急・救助並びに消火の活動拠点となる施設の確保
- エ その他必要な拠点施設

第4 応援に係る留意事項

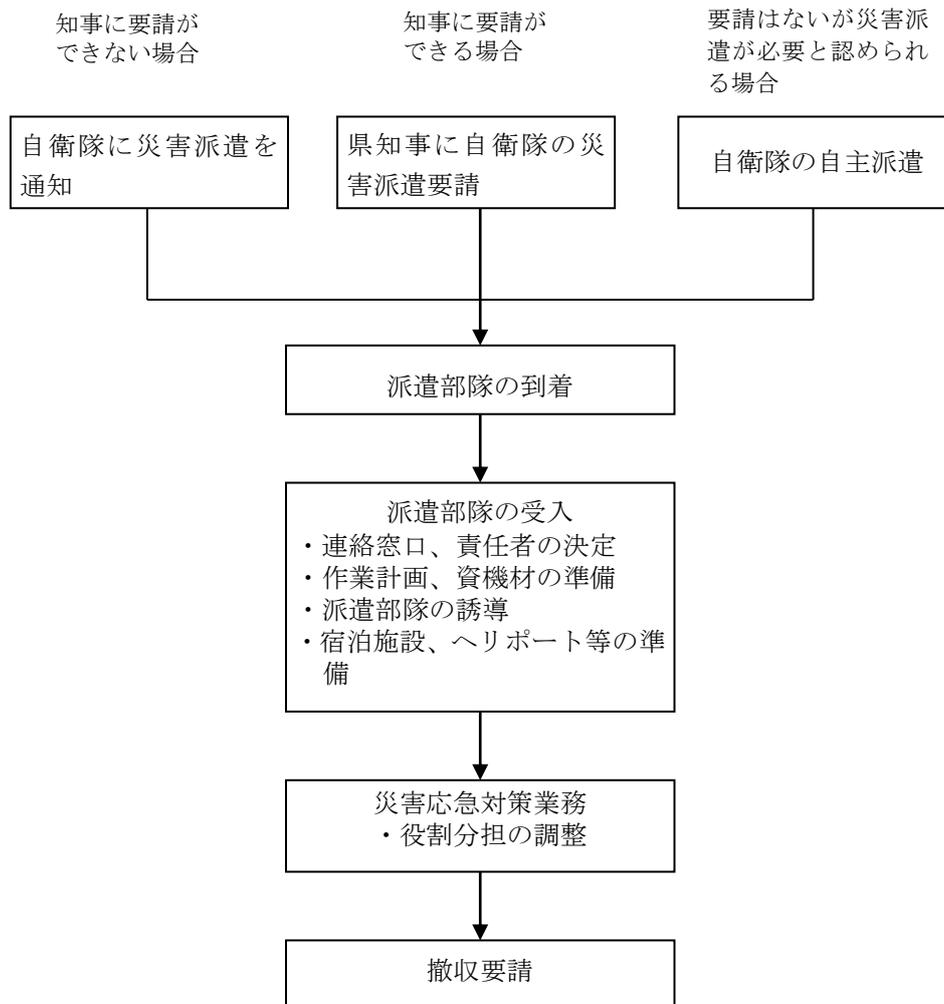
- 県外市町村に対して協定に基づく応援要請を行ったときは、知事に報告する。
- 応援隊は、受入を行った災害対策本部の総合的調整のもとで活動する。
- 応援隊は、協定等で特別な定めがあるときを除き、原則的に放射性物質等の影響のない地域において活動する。
- 応援等の要請に際し、市（災害対策本部長）と県（災害対策本部長）は密接な連携をとり、その内容について次の応援要請機関と十分協議する。

- ア 都道府県
- イ 市町村
- ウ 民間団体
- エ その他応援を要請する機関

第 18 節 自衛隊災害派遣要請計画

第 1 計画の方針

原子力災害において、住民の生命、身体及び財産を保護するために、自衛隊への災害派遣要請の手続き、受入等を定める。



第2 派遣要請の手続き

1. 県知事に対して行う派遣要請の手続き

○自衛隊の派遣要請が必要と判断したときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

○災害派遣要請は文書で行うが、事態が急を要するときは、電話等で次の事項を明らかにし、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他必要な事項

2. 直接関係部隊に対して行う派遣要請の手続き

○災害状況から事態が切迫し、前記の手続きがとれないときは、直接その旨及び災害の状況を表3-18-1に掲げる関係部隊に通知することができる。

この場合、知事に対して、事後速やかに所定の手続きをとる。

表3-18-1 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（注） （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）	（0727）82-0001 （内線2259又は2351）
海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	（0773）62-2250 （防災行政無線 7-451）
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 （埼玉県狭山市稻荷山2-3）	（04）2953-6131

（注） 陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは、陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）に連絡するものとする。（金沢市野田町1-8 TEL076-241-2171 内線238）

3. 市長から直接要請を受けた関係部隊の行う派遣

○市長からの通知を受けた関係部隊は、その事態に照らし特に緊急を要するときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

第3 自主派遣

○自衛隊は、原子力災害に際し、その事態が緊急を要し、知事の要請及び市長の通知を待ついとまがないと判断したときは、部隊等を派遣することがある。

○部隊等を自主派遣した後に、知事が派遣要請を行ったときは、その時点から知事の派遣要請に基づいた救援活動を行う。

第4 派遣の内容

○要請を受けて派遣された自衛隊は、次の業務に従事する。

- ア 緊急時モニタリング支援
- イ 被害状況の把握
- ウ 避難の援助
- エ 避難者等の捜索救助
- オ 消防活動
- カ 救護
- キ 人員及び物資の緊急輸送
- ク スクリーニング及び除去
- ケ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第5 派遣部隊の受入

○自衛隊の派遣決定を知事から通知を受けたときは、次の受入体制を整備する。

- ア 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 派遣部隊の誘導
- エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備
- オ 住民の協力

○市長及び知事は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と必要以上に競合することがないよう、最も効果的に作業を分担するよう配慮する。

○自衛隊が部隊を派遣するときは、市又は県の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、防災関係機関等との調整にあたらせる。

第6 派遣部隊の撤収要請

○派遣部隊が派遣目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、住民の心理的な動揺に配慮しながら、知事、派遣部隊の長と十分協議し、撤収要請を行う。

第7 経費の負担区分

○自衛隊の救援活動に要した経費については、原則として要求を行った機関が負担し、その調整は県が行う。負担区分について疑義が生じたときは、その都度協議する。

- ア 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等に関する費用
- イ 派遣部隊の宿泊等に伴う費用

- ウ 活動に必要な自衛隊以外の資機材等に関する費用
- エ 必要な有料道路の通行料
- オ 放射能防護資機材に関する費用

第8 派遣部隊の被ばく管理

- 派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、これが困難な場合は派遣部隊の長等から県に対し派遣部隊の被ばく管理の要請を行うものとする。
- 県は、派遣部隊の被ばく管理を行い、これが困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して被ばく管理要員の派遣要請を行うものとする。
- 県は、派遣チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。

第 19 節 災害救助法の適用計画

第 1 計画の方針

災害救助法の適用は、同法、同法施行令及び福井県災害救助法施行細則等の規定に基づく。

第 2 災害救助法の適用

市長は、原子力災害により災害救助法を適用する必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。

なお、災害救助法の適用要請は、「敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）」第 3 章第 28 節「災害救助法の適用に関する計画」による。

第20節 自発的支援の受入れ等

市は、国内・国外から寄せられる多くの善意の支援申し入れに対し、適切に対応する。

第1 ボランティアの受入れ

○市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

○市は、ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮する。

○市は、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1. 義援物資の受入れ

○市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、義援物資の円滑な受入に努める。

2. 義援金の受入れ

○市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。

○市は、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

第2 1 節 行政機関の業務継続に係る措置

第1 市庁舎等の移転

- 市は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。
- 行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。

第2 移転先における業務の継続

- 市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第 2 2 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

第 1 方針

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

第 2 原子力事業者及び市の活動

○原子力事業者は、原子力災害の発生の防止を図るため、直ちに、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる危険時の措置等を迅速かつ的確に実施する。

○さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の発電所に要員及び資機材の派遣要請を行う。

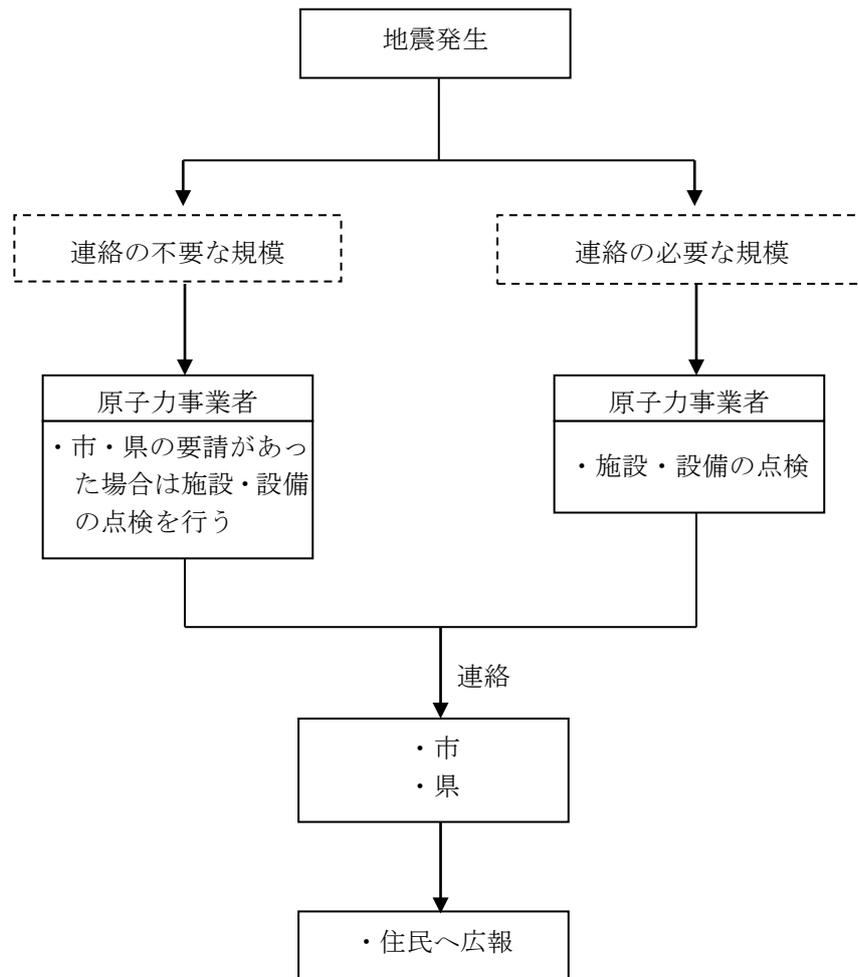
- ア 消火及び延焼の防止の措置
- イ 立入制限区域の設定
- ウ モニタリングの実施
- エ 核燃料物質による汚染及び漏えいの拡大防止及び除去対策の実施
- オ 付近にいる者の避難
- カ 放射線障害を受けた者の救出及び避難等の措置
- キ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

○市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、県、消防機関、県警察と連携して、必要に応じて事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

第23節 地震応急対策計画

第1 計画の方針

地震が発生したときは、原子力事業所の異常の有無の情報は非常に重要であることから、的確な関係情報の収集と伝達体制について定める。



第2 地震応急対策

1. 原子力事業者の措置

- 原子力事業者は、表3-23-1に掲げる規模の地震が発生した場合には、直ちに原子力事業所の施設及び設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無に関わらず、市及び県に連絡する。
- 原子力事業者は、表3-23-1に掲げる規模以外の地震の場合でも、市又は県から要請があった場合には、同様の措置をとる。

2. 市及び県の措置

- 市及び県は、前記の措置について、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対し、CATV、コミュニティFM等で直ちに情報を伝達するとともに、報道機関の協力を得て広報する。
- 県は、原子力事業者と連携し、万一来に備え、緊急時モニタリング活動における警戒配備体制への諸準備を行うとともに、環境放射線モニタリング情報を市に連絡する。

表3-23-1 連絡の必要な地震

原子力事業所名	連絡の必要な地震
<ul style="list-style-type: none">・日本原子力発電(株)敦賀発電所・日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん・日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ・関西電力(株)美浜発電所	敦賀市中央町又は敦賀市松栄町若しくは美浜町郷市に設置している震度計において、震度5弱以上の地震発生を福井地方気象台が発表したとき、又は発電所にある地震計が震度5弱相当以上の地震を観測したとき

第24節 県内における広域一時滞在の受入れ

- 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- 市は、県内他市町から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節	復旧・復興対応
第2節	被災者等の生活再建等の支援
第3節	産業等への支援
第4節	心身の健康相談体制の整備

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 復旧・復興対応

第1 方針

○市は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2 避難区域等の設定

○市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて原子力災害事後対策実施区域における避難区域の設定を見直す。

第3 放射性物質による環境汚染への対処

○市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4 各種制限措置の解除

○市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の摂取制限、出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第5 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

○市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2. 災害対策措置状況の記録

○市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておく。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

第1 生活資金等の支援の仕組み構築

○市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けた支援の仕組みの構築に努める。

- ア 住まいの確保のための仕組みの構築
- イ 生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築
- ウ 生業や就労の回復による生活資金の継続的確保
- エ コミュニティの維持回復
- オ 心身のケア
- カ その他、生活全般に関する支援

第2 相談窓口体制の整備

○市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

○居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第3 災害復興基金等による支援制度の整備

○市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3節 産業等への支援

第1 風評被害等の影響の軽減

○市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第2 被災中小企業等に対する支援

○市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

○被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第4節 心身の健康相談体制の整備

○市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する

第5章 広域避難受入計画

第1節	計画の目的
第2節	事前対策
第3節	応急対策

第5章 広域避難受入計画

第1節 計画の目的

- この計画は、敦賀市外において原子力災害が発生し、福井県広域避難計画要綱等に基づき敦賀市への広域避難が考えられる市町（以下、「避難市町」という。）からの避難者（以下、「広域避難者」という。）を受け入れる場合に備え、広域避難者の受入れ体制について整備しておくとともに、県や避難市町等から要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難の受け入れを実施し、広域避難者の生活を支援することを目的とする。

第2節 事前対策

第1 職員配備体制等の整備

- 広域避難者の規模等に基づき、配備体制等を整備する。

第2 避難市町の受け入れ体制整備

- 市は、県、避難市町及び関係機関と協議し、広域避難時の情報伝達や避難市町の受け入れ等の体制について整備しておくものとする。

第3 広域避難者の受け入れ体制整備

- 市は、広域避難者を受け入れる施設を事前に定めておくものとする。また、広域避難者を避難施設へ誘導する際に混乱等を避けるため一時的に集合する施設についても定めておく。
- 広域避難者の受け入れ施設については、避難市町以外からも広域避難者が発生する可能性を考慮する。

第3節 応急対策

第1 活動体制の確立

- 市は、県若しくは避難市町から広域避難の受け入れに関する要請があった場合、広域避難受入れ体制を講じる。
- 広域避難受入れの体制については、初期段階として避難所開設、要配慮者対応、物資供給等を担当する関係部局が対応する「原子力災害支援連絡室」、避難が長期化し全庁で対応する「原子力災害支援本部」の二段階の体制で対応する。
- 職員への配備体制の伝達や参集方法については、第3章第3節「活動体制の確立」に準ずる。

1. 原子力災害支援連絡室の設置

- 市長は、以下の場合に原子力災害支援連絡室を設置する。
 - ア 県若しくは避難市町から広域避難受入れに関する要請があったとき
 - イ その他、市長が原子力災害支援連絡室の設置を決定したとき
- 原子力災害支援連絡室を市庁舎内に設置する。
- 原子力災害支援連絡室長は、危機管理監があたり、連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- 原子力災害支援連絡室副室長は、市民生活部長があたり、室長を補佐し、室長が不在のときはその職務を代理する。
- 原子力災害支援連絡室員は、総務部長、福祉保健部長、教育委員会事務局長をもってあてる。
- 原子力災害支援連絡室の庶務は、危機管理対策課が行う。
- 原子力災害支援連絡室は、県、避難市町、関係機関等と協力し、広域避難者への災害情報の提供、避難所生活支援、行政サービスの提供等を行う。

2. 原子力災害支援本部の設置

- 市長は、以下の場合に原子力災害支援本部を設置する。
 - ア 避難者受入れに際し、全庁的な対応が必要となったとき
 - イ その他、市長が原子力災害支援本部の設置を決定したとき
- 原子力災害支援本部を市庁舎内に設置する。
- 原子力災害支援本部長は、市長があたり、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- 原子力災害支援本部副本部長は、副市長があたり、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。
- 原子力災害支援本部員は、総務部長、企画政策部長、市民生活部長、福祉保健部長、産業経済部長、観光部長、建設部長、都市整備部長、水道部長、敦賀病院事務局長、教育委員会事務局長及び敦賀美方消防組合消防長をもってあてる。
- 原子力災害支援本部の庶務は、危機管理対策課が行う。
- 原子力災害支援本部は、県、避難市町、関係機関等と協力し、広域避難者への災害情報の提供、避難所生活支援、行政サービスの提供等を行う。

第2 情報連絡体制

- 市は、県若しくは避難市町から広域避難の受入れ要請を受ける。
- 市は、広域避難の受入れ要請を受けた場合、受入れ可能かどうかの判断を行い、要請があった県若しくは避難自治体に回答する。

第3 市民への広報

- 広域避難受け入れが決定した場合は、市民にその旨を広報する。また、その際に災害の概況、広域避難者は避難退域時検査を受け安全が保証されていることなどを広報し、不当な差別等が起こらないように配慮する。

第4 避難市町への支援

- 市は、避難市町が災害対策本部の設置及び執務できる施設、設備、人員等提供し支援する。また、

避難の長期化等によって状況が変化した場合も同様に支援する。

第5 避難施設への支援

- 市は、受け入れ施設を開設し広域避難者の受け入れを実施する。
- 市は、県や避難市町と連携し、避難住民の確認及び自家用車を一時保管する場所として、敦賀市総合運動公園を拠点避難所として開設する。
- 拠点避難所及び広域避難者を受け入れた施設の運営については、市、避難市町、広域避難者が協力して行う。また、避難市町以外からの広域避難者が避難する施設については、市と広域避難者が協力して運営を行う。
- 避難施設の詳細な運営については第3章第6節「退避及び避難計画」に準ずる。
- 広域避難者に対しての食料、飲料水及び生活必需品等の供給については第3章第16節「飲料水・飲食物及び生活必需品の供給計画」に準ずる

発電所毎の緊急時活動レベル（EAL）

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説 明
その他	—	<地震発生（震度6弱以上）> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき
	—	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令 第 4 条 第 4 項 第 1 号	<p>< 敷地境界付近の放射線量の上昇 ></p> <p>1. 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備により、5 マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5 マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排気筒モニタ ・ 換気系モニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて 5 マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1 マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第 4 条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5 マイクロシーベルト/時以上のもとなっているとき。</p> <p>ただし、1 マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記 1. (1) 又は (2) に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1. (1) の「5 マイクロシーベルト/時」は、「1 マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・ 「放射線測定設備により、5 マイクロシーベルト/時(1 マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2 分以内のものとして「1 分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が 5 マイクロシーベルト/時(1 マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。 ・ 「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。 ・ 「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。 ・ 「通報事象等規則第 4 条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1 時間あたりの数値に換算することにより行われることをいう。 ・ なお、SE01 を判断する過程において、放射線測定設備の 1 基で 10 分以上継続又は 2 基以上について、5 マイクロシーベルト/時を検出した場合は、同時に GE01 にも該当する。この場合は、SE01 と GE01 が同時に検出されたものとして、特定事象(10 条)の通報書面に緊急事態事象(15 条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1 本化して通報を行うことができる。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・ 放射性物質放出	SE02	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10分間以上継続して検出する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排気筒モニタが設置されている場所をいう。①排気筒モニタ 「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
	SE03	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10分間以上継続して検出する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下に示す排水モニタが設置された場所をいう。①放水口放射線モニタ 「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。 「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、放水口にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令第 4 条第 4 項第 3 号 (イ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第 6 条第 2 項及び第 3 項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1 時間当たり 50 マイクロシーベルト以上の放射線量（10 分間以上継続して検出する）</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 「1 時間当たり 50 マイクロシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、50 マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。
	SE05	政令第 4 条第 4 項第 3 号 (ロ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。）外の場所（政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第 6 条第 2 項及び第 3 項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第 6 条第 2 項で定める基準以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 「その放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が放射能水準として 5 マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 「通報事象等規則第 6 条第 2 項及び第 3 項で定めるところにより検出」とは、以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合であっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合であっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 50 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE06	規則 第7条 第1項 第2号	<施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の高蓋然性が高い状態にあること。	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の高蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
その他脅威	SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー(14) 又は へー (2)	<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地内に止まると原子力防災管理者が判断した事象をいう。 ・「防護措置の一部実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。
事業所外運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の高蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XSE62	省令 第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災・爆発等により省令第3条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか又は漏えいの高蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く。)	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（原子力規制委員会規則第13号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 1 5 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第 6 条第 3 項第 1 号	<p>< 敷地境界付近の放射線量の上昇 ></p> <p>原災法第 1 1 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備について、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において又は 1 地点において 1 0 分間以上継続して検出された場合に限る。</p> <p>ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原災法第 1 1 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・「5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01 に該当すると判断したときをいう。 ・「1 地点において 1 0 分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の 1 基で検出値が 5 マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、1 0 分間以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 1 2 条	<p>< 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p style="text-align: center;">イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (1 0 分間以上継続して検出する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GE02 は、SE02 と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE02 に準ずる。
	GE03	政令第 6 条第 4 項第 1 号 規則第 1 2 条	<p>< 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p style="text-align: center;">ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (1 0 分間以上継続して検出する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GE03 は、SE03 と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE03 に準ずる。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE04	政令第6条第3項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量（10分間以上継続して検出する）</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。
	GE05	政令第6条第4項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常経路放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が、放射能水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「通報事象規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質」とは、以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	GE06	政令第6条第4項第3号	<p><施設内（原子炉外）での臨界事故></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 1 号機
(原災法第 1 5 条第 1 項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
その他脅威	GE55	規則 第 1 4 条 表中 イ (13)	<住民避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE 61	政令 第 6 条 第 3 項 第 3 号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から 1 メートル離れた場所において、1 時間当たり 1 0 ミリシーベルト以上の放射線量が省令第 2 条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XGE 62	省令 第 4 条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 火災・爆発等により省令第 4 条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 1 2 年政令第 1 9 5 号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令
（平成 2 4 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説 明
止める	AL11 ※1	<p><原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>運転モード1及び2において、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>(1) 原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、その他のチャンネルが不動作であるか否かが不明な状態が1時間以上継続したとき。 ただし、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、直ちに原子炉トリップパーシャル信号が誤作動と判断できる場合は除く。</p> <p>(2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの操作を行っても制御棒が挿入されず、原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。</p> <p>① 自動原子炉トリップ ② 手動原子炉トリップ ③ MGセット電源断(中央制御室からの母線しゃ断器開放) ④ 制御棒の手動(自動)挿入</p>
冷やす	AL21 ※1	<p><原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<p>運転モード1、2、3及び4において、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が$0.23\text{ m}^3/\text{h}$を超えた場合において、4時間以内に$0.23\text{ m}^3/\text{h}$以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内モード3、又は56時間以内にモード5にできないとき。</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却装置作動設定値に達した場合、又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。</p>
	AL24 ※1	<p><蒸気発生器給水機能喪失のおそれ> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p>	<p>運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が除熱のために使用されている場合)において、主給水ポンプ(蒸気発生器水張りポンプを含む)からの給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が$100\text{ m}^3/\text{h}$未満となったとき。</p>

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説明
冷 や す	AL25 ※1	<非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	全ての運転モード及び運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 ①使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、又は空冷式非常用発電機のどれか1つとなり、その状態が15分間以上継続したとき。 ②全ての非常用交流母線が外部電源及び非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 ③外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。
	AL29 ※1	<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、1つの余熱除去系の機能が喪失し、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端となったとき。 1つの余熱除去ポンプが動作不能とは、以下のいずれかの状態となった場合をいう。 ①電源供給の喪失、ポンプの故障等により、1台の余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ②余熱除去冷却器の機能喪失等により1系統の余熱除去機能が喪失したとき
	AL30 ※1	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端以下まで低下したとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての設備を含む。 使用済燃料ピット出口配管下端 水位：EL+5.49m(NWL-1.36m)
	AL31 ※2	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉)> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が確認され、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。 水位：EL+3.40m(NWL-3.45m) ②使用済燃料ピット水位低警報が発信、又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説明	
閉じ込める	AL42 ※1	<p><単一障壁の喪失又は喪失のおそれ> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	<p>運転モード1、2及び3において、以下の障壁の喪失又は喪失するおそれがあるとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 (2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 (3) 燃料被覆管障壁が喪失したとき。 (4) 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。 各障壁の状況は、以下のとおり。</p>	
			燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が35℃以上
			原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、抽出ライン隔離※1が動作した状態で、充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプによる最大注入流量(45m ³ /h)を超過した場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。
			燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が60℃以上
			原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、加圧器圧力が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力※2以下となった場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。
<p>※1 抽出ライン隔離の設定値 加圧器水位 15%</p> <p>※2 非常用炉心冷却装置の設定値 加圧器圧力 12.18MPa</p>				

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説 明
その他脅威	AL51 ※1	<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤、及び中央制御室外原子炉停止盤室での監視及び操作が容易にできなくなったとき。
	AL52 ※1	<所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれかが1つの手段のみとなったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段となったとき。
	AL53 ※1	<重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等(※3)の機能の一部が喪失するおそれがあること。	重要区域において、火災 ^{※1} 又は溢水 ^{※2} により、別表3-1-3に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち、使用できる系統が1系統のみとなったとき。 なお、別表3-1-3に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。 ※1 発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ※2 発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。(滞留水、流水、蒸気を含む)。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説 明
	—	<地震発生(震度6弱以上)> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき
	— ※1	<新規制基準を超える外的事象発生> 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山等)が発生したとき	・新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。
	—	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき

(※1) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用する。

(※2) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用するまで適用する。

(※3) 「安全機器等」:「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-3に示す。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合（5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒ガスモニタ ・格納容器エリアモニタ※ ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ ・燃料取扱棟排気ガスモニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p> <p>※ 照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器エリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。</p> <p>①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト</p> <p>・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時（1マイクロシーベルト/時）以上を検出」とは、単位時間（2分以内のものとして「1分」とする）ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時（1マイクロシーベルト/時）以上のときをいう。</p> <p>・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。</p> <p>・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。</p> <p>・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算することにより行われることをいう。</p> <p>・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、同時にGE01にも該当する。この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象（10条）の通報書面に緊急事態事象（15条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE02	政令第4条第4項第2号規則第5条第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定（10分間以上継続して検出する）</p>	<p>・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排気筒モニタが設置されている場所をいう。</p> <p>①排気筒ガスモニタ</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。</p> <p>・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象（10条）の通報書面に緊急事態事象（15条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE03	政令第4条第4項第2号規則第5条第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定（10分間以上継続して検出する）</p>	<p>・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下に示す排水モニタが設置された場所をいう。</p> <p>①放水口モニタ</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、放水口にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。</p> <p>・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象（10条）の通報書面に緊急事態事象（15条）にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE04	政令第4条第4項第3号（イ）	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量（10分間以上継続して検出する）</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合において、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</p> <p>・「1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。</p>

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE05	政令第4条第4項第3号(ロ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</p> <p>・「その放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</p> <p>・「通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出」とは、以下の①及び②をいう。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</p>
	SE06	規則第7条第1項第2号	<p><施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<p>・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。</p>
止める	SE21(※1)	規則第7条第1項第1号表中ロー(1)	<p><原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合、又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>①全ての充てん/高圧注入ポンプ及び高圧注入ポンプが起動しないとき。</p> <p>②高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。</p> <p>③全ての余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>④低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。</p>

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
冷やす	SE24 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(2)	<蒸気発生器給水機能の喪失> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が除熱のために使用されている場合)において、主給水ポンプ(蒸気発生器水張りポンプを含む。)からの給水が喪失し、全ての蒸気発生器の狭域水位が0%未満となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプが全て起動しないとき。 ② 流量調整以外の要因で補助給水流量の合計が100m ³ /h未満となったとき。
	SE25 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(3)	<全交流電源の30分以上喪失> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	交流動力電源が以下となったとき。 全ての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ空冷式非常用発電機からの受電ができない状態が30分間以上継続したとき。
	SE27 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(4)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	電源供給可能な非常用直流母線が1つになった場合において、当該非常用直流母線への供給電源が蓄電池、充電器(予備充電器を含む。)又は代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。 ただし、計画的な点検作業により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。
	SE29 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(5)	<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、全ての余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端以下となり、30分間以上経過したとき。 全ての余熱除去ポンプが動作不能とは、以下のいずれかの状態となった場合をいう。 ① 電源供給の喪失、ポンプの故障等により、全ての余熱除去ポンプが運転不能となったとき。 ② 余熱除去冷却器の機能喪失等により、全ての余熱除去機能が喪失したとき。
	SE30 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(6)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が継続し、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。 水位: EL+3.40m(NWL-3.45m) ② 使用済燃料ピット水位低警報が発信、又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器及び目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
冷やす	SE31 (※2)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 へー(1)	<使用済燃料貯蔵槽冷却機能の喪失(旧基準炉)> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	使用済燃料ピット水の漏えい、又は蒸散が継続し、使用済燃料ピット水位が以下となったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方2mの水位まで低下したとき。 水位：EL+1.40m(NWL-5.45m)
	SE41 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(10)	<格納容器健全性喪失のおそれ> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレイ作動の設定値※を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分間以上継続しているとき。 ※格納容器スプレイ作動の設定値は以下のとおり。 格納容器圧力：195kPa
閉じ込める	SE42 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(12)	<2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	<p>運転モード1、2及び3において、以下の障壁の喪失又は喪失するおそれがあるとき。</p> <p>(1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p> <p>(2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ</p> <p>(3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器の障壁が喪失</p> <p>(4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器の障壁が喪失</p> <p>各障壁の状況は、以下のとおり。</p>
			燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
			燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が650℃以上
			原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む)が発生し、抽出ライン隔離※が動作した状態で、充てんポンプ又は充てん/高圧注入ポンプによる最大注入流量(45m ³ /h)を超過した場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。
			原子炉格納容器の障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 ①格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作、又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ②格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。
				※ 抽出ライン隔離の設定値 加圧器水位 15%

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
閉 じ 込 め る	SE43 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(11)	＜原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用＞ 炉心の損傷が発生していない場合にお いて、炉心の損傷を防止するために原子 炉格納容器圧力逃がし装置を使用するこ と。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転モード1, 2, 3及び4において適用する。 ・「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容 器内高レンジエリアモニタで1×10^5 mSv/h 未満である場合をいう。 <p style="margin-top: 10px;">＜補足＞ 本基準については、該当する設備が未設置である ため、設置後に適用されるものとする。</p>

日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	SE51 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(7)	<原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない場合において、以下となったとき。 ①中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。 (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象若しくは使用済燃料ピット水の漏えい、又は蒸散が確認されている状態において、以下のいずれかになったとき。 ①中央制御室の放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は空気浄化装置等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができなくなったとき。 ②中央制御室における主に原子炉を制御する盤、又は原子炉以外の原子炉施設を制御する盤のいずれかにおいて、直流電源及び計器用電源からの給電停止により、操作盤全ての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。
	SE52 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(8)	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全てが使用不能となったとき。 (2) 原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全てが使用不能となったとき。
	SE53 (※1)	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(9)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等(※3)の機能の一部が喪失すること。	火災 ^{※1} 又は溢水 ^{※2} が発生し、以下のいずれかとなったとき。 ①別表3-1-3に定める安全機器本体又は動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。 ②別表3-6に定める安全機器等のサポート設備が故障し、安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。 なお、別表3-1-3に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。 ※1 発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 ※2 発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。(滞留水、流水、蒸気を含む)。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(13)	<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質、又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。
事業所外運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XSE62	省令 第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災・爆発等により省令第3条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く。)	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

(※1) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用する。

(※2) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用するまで適用する。

(※3) 「安全機器等」:「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-3に示す。

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法 : 原子力災害対策特別措置法

政令 : 原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(原子力規制委員会規則第13号)

省令 : 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説 明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト ・「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。 ・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。
	GE02	政令第6条第4項第1号規則第12条	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p style="text-align: center;">イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10分間以上継続して検出する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE02に準ずる。
	GE03	政令第6条第4項第1号規則第12条	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p style="text-align: center;">ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10分間以上継続して検出する)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断及び発生の報告の取扱いは、SE03に準ずる。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE04	政令第6条第3項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量（10分間以上継続して検出する）</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。
	GE05	政令第6条第4項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が、放射能水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質」とは、以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	GE06	政令第6条第4項第3号	<p><施設内（原子炉外）での臨界事故></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
止める	GE11 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(1)	<全ての原子炉停止操作の失敗> 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。	運転モード1及び2において、原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしゃ断器開放) ② 現場での原子炉トリップしゃ断器開放 ③ ATWS緩和設備*1及びほう酸注入 ※1 ATWS緩和設備とは、原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。
冷やす	GE21 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(2)	<原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。	運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合、又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。 ①全ての充てん/高圧注入ポンプ、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。 ②高圧系及び低圧系の弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。 ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入圧力以下に低下するまでの間は除く。 ③炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して観測されたとき。 ④原子炉への注水が確認できない状態において、蒸気発生器における除熱機能が喪失(全ての蒸気発生器広域水位10%未満)したとき。(原子炉が高圧状態にあり低圧注水ができない場合を含む。)
	GE24 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(3)	<蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する節による注水が直ちにできないこと。	運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、主給水ポンプ(蒸気発生器水張りポンプを含む。)からの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつ全ての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかとなったとき。 ① 全ての充てん/高圧注入ポンプ、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。 ② 高圧系及び低圧系の弁が「開」しないこと等により原子炉への注水が確認できないとき。 ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。 ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して観測されたとき。 ④ 1次冷却材圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
冷やす	GE25 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(5)	<非常用交流高圧母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	交流動力電源が以下となったとき。 全ての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器からの受電に失敗し、かつ空冷式非常用発電機からの受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。
	GE27 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(6)	<全直流電源の5分以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	全ての蓄電池、充電器(予備充電器を含む。)又は代替電源設備を含む非常用直流母線からの受電ができず、全ての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が5分間以上継続したとき
	GE28 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(7)	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	運転モード1、2及び3において、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が $1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$ 以上となり、かつ炉心出口温度が 350°C 以上となったとき。 ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く
	GE29 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(8)	<停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失、及び余蒸気発生器を通じた全ての除熱機能(リフラックス冷却)が喪失し、かつ燃料取替用水タンクから充てん/高圧注入ポンプ、充てんポンプ、高圧注入ポンプを用いた注水手段及び停止中の余熱除去ポンプを通じた炉心への注水手段の全てが喪失したとき。
	GE30 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(9)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	使用済燃料ピットが以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方2mの水位まで低下したとき。 水位：EL+1.40m(NWL-5.45m) ②使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示値が有意に上昇した状態で、直接的又は間接的な手法によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。
冷やす	GE31 (※2)	規則 第14条 表中 ロー(1)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。 なお、使用済燃料ピットの水位の維持・回復手段には、可搬型設備等による全ての補給を含む。 ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部の水位まで低下したとき。 水位：EL-0.45m(NWL-7.30m)

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明					
閉 じ 込 め る	GE41 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(4)	<格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当 該格納容器の設計上の最高使用圧力又は 最高使用温度に達すること。	<p>運転モード1、2、3及び4において、原子炉格 納容器が最高使用圧力※1又は最高使用温度※2に達 したとき。</p> <p>※1 最高使用圧力：392kPa ※2 最高使用温度：144℃（最高使用圧力時の 飽和温度）</p>					
	GE42 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(11)	<2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失 又は喪失のおそれ> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の 障壁が喪失した場合において、原子炉格 納容器の障壁が喪失するおそれがあるこ と。	<p>運転モード1、2及び3において、以下となつた とき。</p> <p>(1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が 喪失+原子炉格 納容器の障壁が喪失 各障壁の状況は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">燃料被覆管障壁 が喪失</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">炉心出口温度の最高値が 650℃以上。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原子炉冷却系障 壁が喪失</td> <td style="padding: 2px;">1次冷却材漏えい（蒸気 発生器伝熱管からの漏え いを含む）が発生し、加 圧器圧力が非常用炉心冷 却装置の作動を必要とす る設定圧力※1以下となつ た場合をいう。ただし、 2次系破断又は制御系故 障等に伴う一時的な冷却 収縮による場合は除く。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原子炉格納容器 の障壁が喪失す るおそれ</td> <td style="padding: 2px;">格納容器圧力が格納容器 スプレイ作動の設定値※2 を超過し、更に10分以 上継続して圧力が上昇し ている場合。</td> </tr> </table> <p>※1 非常用炉心冷却装置の設定圧力 加圧器圧力 12.18MPa ※2 格納容器スプレイ作動の設定値 格納容器圧力 195kPa</p>	燃料被覆管障壁 が喪失	炉心出口温度の最高値が 650℃以上。	原子炉冷却系障 壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気 発生器伝熱管からの漏え いを含む）が発生し、加 圧器圧力が非常用炉心冷 却装置の作動を必要とす る設定圧力※1以下となつ た場合をいう。ただし、 2次系破断又は制御系故 障等に伴う一時的な冷却 収縮による場合は除く。	原子炉格納容器 の障壁が喪失す るおそれ
燃料被覆管障壁 が喪失	炉心出口温度の最高値が 650℃以上。								
原子炉冷却系障 壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気 発生器伝熱管からの漏え いを含む）が発生し、加 圧器圧力が非常用炉心冷 却装置の作動を必要とす る設定圧力※1以下となつ た場合をいう。ただし、 2次系破断又は制御系故 障等に伴う一時的な冷却 収縮による場合は除く。								
原子炉格納容器 の障壁が喪失す るおそれ	格納容器圧力が格納容器 スプレイ作動の設定値※2 を超過し、更に10分以 上継続して圧力が上昇し ている場合。								

日本原子力発電(株)敦賀発電所 2号機
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	GE51 (※1)	規則 第14条 表中 ロー(10)	<原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	以下のいずれかとなったとき。 (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない場合において、以下となったとき。 ①中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室からの退避が必要となったとき。 (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散が発生している場合において、以下のいずれかとなったとき。 ①中央制御室からの退避が必要となったとき。 ②中央制御室における主に原子炉を制御する盤、及び原子炉以外の原子力施設を制御する盤の両方において、直流電源及び計器用電源からの給電停止により、操作盤全ての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。
	GE55	規則 第14条 表中 ロー(12)	<住民避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質、又は放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。
事業所外運搬	XGE 61	政令 第6条 第3項 第3号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XGE 62	省令 第4条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 火災・爆発等により省令第4条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

(※1) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点）以降に一斉適用する。

(※2) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日（品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点）以降に一斉適用するまで適用する。

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令
（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説明
その他	—	<地震発生(震度6弱以上)> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。
	—	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主排気筒ガスモニタ ・燃料貯蔵プールエリアモニタ ・キャスク洗浄室エリアモニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。</p> <p>①モニタリングポスト、モニタリングポスト2</p> <p>・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。</p> <p>・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。</p> <p>・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は、原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。</p> <p>・「規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。</p> <p>・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分間以上継続又は、2基以上について5マイクロシーベルト/時を検出した場合はGE01にも該当する。</p> <p>この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE02	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に対応するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「排気筒その他これらに類する場所」とは以下のモニタが設置されている場所をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①主排気筒ガスモニタ ②主排気筒トリチウムモニタ ③主排気筒ゲストモニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、ふげんの「敷地境界」をいう。 ・「放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に対応するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、各排気筒にて測定される計数率等で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
	SE03	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に対応するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「排水口その他これらに類する場所」とは以下のモニタが設置されている場所をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①放水槽モニタ ・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、ふげんの「排水口」をいう。 ・「放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に対応するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水槽にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。 ・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令第4条第4項第3号(イ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 50マイクロシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る主排気筒及び放水槽をいう。 ・「50マイクロシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。
	SE05	政令第4条第4項第3号(ロ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路に係る主排気筒及び放水槽をいう。 ・「その放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 <ol style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき。 ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類である場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射 放射性物質 放出	SE06	規則 第7条 第1項 第2号	<施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。
その他 脅威	SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 チ	<防護措置の準備及び一部実施が必要な発生事象> その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、ふげんの外部から自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地内に止まると防災管理者が判断した事象をいう。 ・「防護措置の一部の実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。
事業所外 運搬	XSE 61	政令 第4条 第4項 第4号	<事業所外運搬での放射線量の上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100マイクロシーベルト/時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ
	XSE 62	命令 第3条	<事業所外運搬での放射性物質の漏えい> 火災、爆発その他これらに類する事象により省令第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。 ○計測器等 ・表面汚染密度測定用サーベイメータ

本別表における法、政令、規則及び省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

EAL区分	EAL番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇> (1)原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において、又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト、モニタリングポスト2 ・「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。 ・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。</p>
	GE02	政令第6条第4項第1号 規則第12条	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<p>・GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02に準ずる。</p>
	GE03	政令第6条第4項第1号	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<p>・GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03に準ずる。</p>

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE04	政令第6条第3項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 5ミリシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)</p> <p>なお、測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路にかかる主排気筒及び放水槽をいう。</p> <p>・「5ミリシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。</p>
	GE05	政令第6条第4項第2号	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第20条で定める基準(規則第6条第2項で定める基準の100倍)以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>・「規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第4条第4項第2号で規定する場所」とは、通常放出経路にかかる主排気筒及び放水槽をいう。</p> <p>・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</p> <p>・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは、以下の①及び②をいう。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類である場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</p>
	GE06	政令第6条第4項第3号	<p><施設内(原子炉外)での臨界事故></p> <p>原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。</p>	<p>・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。</p>

日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	GE55	規則 第14条 表中チ	<住民の避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	・「その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象」とは、ふげんの外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE 61	政令 第6条 第3項 第3号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10ミリシーベルト/時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用サーベイメータ ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。
	XGE 62	命令 第4条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 事業所外運搬の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令第4条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	○計測器等 ・表面汚染密度測定用サーベイメータ ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。

本別表における法、政令、規則及び命令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

EAL 区分	EAL 番号	EAL事象	説明 ^(注)
その他	—	<地震発生(震度6弱以上)> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合	・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合	・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。 【原子力事業者からの連絡は不要】
	—	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合	・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。
	—	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令第4条第4項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒モニタ ・格納容器エリアモニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のもとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。</p> <p>①モニタリングポスト1, 2, 3, 4</p> <p>・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。</p> <p>・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。</p> <p>・「原因を直ちに原子力規制委員会へ報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。</p> <p>・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行われることをいう。</p> <p>・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、GE01にも該当する。</p> <p>この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE02	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分以上継続して検出する。)</p>	<p>・「排気筒その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。</p> <p>①排気筒ガスモニタ(スタックモニタ計器室(A))</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断する。</p> <p>・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明(注)
放射線量・放射性物質放出	SE03	政令第4条第4項第2号 規則第5条第1項	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「排水口その他これらに類する場所」とは、以下のモニタが設置されている場所をいう。 ①排水モニタ(排水モニタ室) 「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、もんじゅの「敷地境界」をいう。 「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。」とは、放水口にて測定される計数率で判断する。 なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。
	SE04	政令第4条第4項第3号(イ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 50マイクロシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 「50マイクロシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE05	政令第4条第4項第3号(ロ)	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出」とは以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	SE06	規則第7条第1項第2号	<p><施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、新燃料又は使用済燃料の管理において、所在管理又はラック等の形状管理ができなくなり、臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第10条第1項に基づく特定事象)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	SE55	規則第7条第1項第1号表中ヌ	<p><防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 「防護措置の一部の実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。
	XSE61	政令第4条第4項第4号	<p><事業所外運搬での放射線量率の上昇></p> <p>火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において100マイクロシーベルト/時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</p>	<p>○計測器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ガンマ線測定用サーベイメータ
事業所外運搬	XSE61	命令第3条	<p><事業所外運搬での放射性物質漏えい></p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象により命令第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<p>○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。</p> <p>○計測器等</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面汚染密度サーベイメータ

本別表における法、政令、命令及び規則は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第3号）

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令第6条第3項第1号	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備について、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。 ①モニタリングポスト1, 2, 3, 4 ・「5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01に該当すると判断したときをいう。 ・「1地点において10分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の1基で検出値が5マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10分間以上継続した場合をいう。</p>
	GE02	政令第6条第4項第1号 規則第12条	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<p>・GE02は、SE02と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02に準ずる。</p>
	GE03	政令第6条第4項第1号 規則第12条	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5マイクロシーベルト/時以上に相当するものとして規則第5条第1項で定める基準(規則第5条第1項の表の中欄の値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。 ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)</p>	<p>・GE03は、SE03と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03に準ずる。</p>

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明 ^(注)
放射線量・放射性物質放出	GE04	政令第6条第3項第2号	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 5ミリシーベルト/時以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)</p> <p>なお、測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「5ミリシーベルト/時以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用サーベイメータで検出された値が、5ミリシーベルト/時以上である場合をいう。
	GE05	政令第6条第4項第2号	<p>＜火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出＞</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が500マイクロシーベルト/時の放射線量に相当するものとして規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出。</p> <p>なお、測定が困難である場合であって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。 ・「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路に係る排気筒及び放水口をいう。 ・「その放射能水準が500マイクロシーベルト/時以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。 ・「規則第6条第2項で定める基準の100倍以上の放射性物質の検出」とは以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍以上のとき ②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上である場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき
	GE06	政令第6条第4項第3号	<p>＜施設内(原子炉外)臨界事故＞</p> <p>原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。

日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ
(原災法第15条第1項に関する緊急事態事象)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	GE55	規則 第14条 表中 又	<住民の避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、もんじゅ外部からの自然現象の影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 ・「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。
事業所外運搬	XGE 61	政令 第6条 第3項 第3号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において10ミリシーベルト/時以上の放射線量が命令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあつて、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 <ul style="list-style-type: none"> ・ガンマ線測定用サーベイメータ ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。
	XGE 62	命令 第4条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 事業所外運搬の場合にあつては、火災、爆発その他これらに類する事象により命令第4条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。	<ul style="list-style-type: none"> ○計測器等 <ul style="list-style-type: none"> ・表面汚染密度サーベイメータ ○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。

本別表における法、政令、規則及び命令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第3号）

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1, 2号機																			
放射線量・放射性物質放出	AL	-	-	-	-																			
	SE01	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇></p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋排気筒ガスモニタ 格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ、3uのみ) * 使用済燃料ピット区域エリアモニタ <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計し得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p> <p>* 照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器内高レンジエリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】</p> <p>(1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクロシーベルト/時以上(1地点)が検出されたとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No. 1、2、5モニタポスト <p>ただし、下記の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)は、検出されなかったものとみなす。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタの種類</th> <th>1u</th> <th>2u</th> <th>3u</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器排気筒ガスモニタ</td> <td>1R-16</td> <td>2R-16</td> <td>3R-24</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気筒ガスモニタ</td> <td>1R-14</td> <td>2R-14</td> <td>3R-14</td> </tr> <tr> <td>格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3R-91A or 3R-92A</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット区域エリアモニタ</td> <td>1R-15</td> <td>2R-5</td> <td>3R-5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 放射線測定設備No. 1、2、5モニタポストで、1マイクロシーベルト/時以上(1地点)が検出された場合かつ中性子線サーベイメータによる測定中性子線の放射線量の合計が5マイクロシーベルト/時以上検出されたとき。</p>	モニタの種類	1u	2u	3u	格納容器排気筒ガスモニタ	1R-16	2R-16	3R-24	補助建屋排気筒ガスモニタ	1R-14	2R-14	3R-14	格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	-	-	3R-91A or 3R-92A	使用済燃料ピット区域エリアモニタ	1R-15	2R-5	3R-5	○
モニタの種類	1u	2u	3u																					
格納容器排気筒ガスモニタ	1R-16	2R-16	3R-24																					
補助建屋排気筒ガスモニタ	1R-14	2R-14	3R-14																					
格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ)	-	-	3R-91A or 3R-92A																					
使用済燃料ピット区域エリアモニタ	1R-15	2R-5	3R-5																					

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1, 2号 機
放射線量・放射性物質放出	GE 01	<p><敷地境界付近の放射線量の上昇> 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が2地点以上において又は1地点において10分間以上継続して検出された場合に限る。 ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 (1) 原災法第11条第1項の規定により設置された下記放射線測定設備で、5マイクロシーベルト/時以上が2地点以上で検出されたとき。 ・No. 1、2、5モニタポスト (2) 放射線測定設備No. 1、2、5モニタポストで、5マイクロシーベルト/時以上が1地点で10分間以上継続して検出されたとき。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機											
放射線量・放射 性物質放出	AL	—	—	—	—											
	SE 02	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口 その他これらに類する場所において、当該原子力 事業所の区域の境界付近に達した場合における その放射能水準が1時間当たり5マイクロシー ベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同 条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空气中の放射性物質濃度の測定(10分間 以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたもので ある。</p> <p>【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベ ルトに相当するものとして通報事象等規則第5 条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条 同項で定めるところにより検出されたとき。」と は、各排気筒モニタにて測定される計数率が以下 の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して 検出する)</p> <p>○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基 準 (5マイクロシーベルト/時相当換算値) 単位: c p m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタの種類</th> <th>1u</th> <th>2u</th> <th>3u</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器排気筒 ガスモニタ</td> <td>1E+07</td> <td>1E+07</td> <td>7E+06</td> </tr> <tr> <td>補助建屋排気筒 ガスモニタ</td> <td>1E+07</td> <td>1E+07</td> <td>1E+06</td> </tr> </tbody> </table>	モニタの種類	1u	2u	3u	格納容器排気筒 ガスモニタ	1E+07	1E+07	7E+06	補助建屋排気筒 ガスモニタ	1E+07	1E+07	1E+06	○
モニタの種類	1u	2u	3u													
格納容器排気筒 ガスモニタ	1E+07	1E+07	7E+06													
補助建屋排気筒 ガスモニタ	1E+07	1E+07	1E+06													
	GE 02	<p><通常放出経路での気体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口 その他これらに類する場所において、当該原子力 事業所の区域の境界付近に達した場合における その放射能水準が1時間当たり5マイクロシー ベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同 条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空气中の放射性物質濃度の測定(10分間 以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたもので ある。</p> <p>【解説】 GE02は、SE02と同じ基準である。この ため、判断及び発生への報告の取扱いは、SE02 に準ずる。</p>	○	○											

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1,2号 機									
放射線量・放射性物質放出	AL	-	-	-	-									
	SE	03	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口 その他これらに類する場所において、当該原子力 事業所の区域の境界付近に達した場合における その放射能水準が1時間当たり5マイクロシー ベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同 条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以 上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたもので ある。</p> <p>【解説】 「放射能水準が1時間当たり5マイクロシー ベルトに相当するものとして通報事象等規則第5 条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条 同項で定めるところにより検出されたとき。」と は、放水口水モニタにて測定される計数率が以 下の値以上の場合をいう。(10分間以上継続して 検出する)</p> <p>○放射性物質の通常経路での放出に係る通報基 準 (5マイクロシーベルト/時相当換算値) 単位: c p m</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタの種類</th> <th>1u</th> <th>2u</th> <th>3u</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放水口モニタ</td> <td colspan="2">8E+04</td> <td>5E+04</td> </tr> </tbody> </table>	モニタの種類	1u	2u	3u	放水口モニタ	8E+04		5E+04	○	○
	モニタの種類	1u	2u	3u										
放水口モニタ	8E+04		5E+04											
GE	03	<p><通常放出経路での液体放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口 その他これらに類する場所において、当該原子力 事業所の区域の境界付近に達した場合における その放射能水準が1時間当たり5マイクロシー ベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同 条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以 上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたもので ある。</p> <p>【解説】 GE03は、SE03と同じ基準である。この ため、判断及び発生 of 報告の取扱いは、SE03 に準ずる。</p>	○	○									

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機	
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—	
	SE	04	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	○	○
	GE	04	<p><火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5ミリシーベルト以上の放射線量が検出された場合をいう。(10分間以上継続して検出する) なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機	
放射線量・放射 性物質放出	AL	—	—	—	—	
	SE	05	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質として以下を検出した場合をいう。 (1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき。 (2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	○	○
	GE	05	<p><火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたものである。</p> <p>【解説】 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質として以下を検出した場合をいう。 (1) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍以上のとき (2) 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機	
放射線量・放射性物質放出	AL	—	—	—	—	
	SE	06	<p><施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の 本体及び再処理施設の内部を除く。)において、 核燃料物質の形状による管理、質量による管理そ 他の方法による管理が損なわれる状態その他 の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるこ と。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 本基準は、原災法第10条に規定されたもので ある。</p> <p>【解説】 原子炉施設内(原子炉外)にある核燃料物質同 士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在 し、その状況から臨界条件が満たされていると推 定される状態をいう。</p>	○	○
	GE	06	<p><施設内(原子炉外)での臨界事故> 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の 本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨 界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状 態をいう。)にあること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 本基準は、原災法第15条に規定されたもので ある。</p> <p>【解説】 原子炉施設内(原子炉外)にある核燃料物質同 士が以上に接近、かつ、減速材としての水が存在 し、その状況から臨界条件が満たされていると推 定され、核分裂による中性子線又はガンマ線を検 出した場合をいう。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
止 め る	A L 1 1	<p><原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャン ネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が 一定時間継続された場合において、当該原子炉停 止信号が発信された原因を特定できないこと、又 は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子 炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉 を停止することができないこと、若しくは停止し たことを確認することができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャン ネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が 一定時間継続された状態においては、原子炉停止 信号をリセットする場合があります、追加で一部の原 子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止 に至らない可能性があることから、警戒事態の判 断基準とする。 また、事象の進展によっては、上記の状態を経 ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可 能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿 入操作により原子炉を停止することができない ときは、早期に関係者の体制を構築する必要があ ることから併せて警戒事態の判断基準とする。 一定時間については、各原子力事業者がそれぞ れの原子炉施設の特性に応じて設定するもので ある。 「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード 5（一次冷却材の温度が93℃以下のことをい う。）に至るまでの状態を含むものとする。（以下 この表において同じ。） 「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子 炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状 態を示す事項（パラメータ）が原子炉トリップ設 定値に達した場合をいう。（以下この表におい て同じ。） 「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作によ り原子炉を停止することができないこと、若しく は停止したことを確認することができないこと」 とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制 御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉 内の中性子束が一定値以下にならないこと、又は その状態が確認できないことをいう。</p>	○	—
			<p>【解説】 運転モード1、2において、以下のいずれかとなった とき。 (1) 原子炉保護系の1チャンネルから原子炉トリッ プパーシャル信号が発信し、その他のチャンネル が不動作であるか否かが不明な状態が、1時間以 上継続したとき。 ただし、原子炉トリップ信号に係る関係パラメ ータにより、直ちに原子炉トリップパーシャル信 号が誤動作と判断できる場合、及び当該原子炉ト リップパーシャル警報の発信が、試験、保守作業 等計画的なものであることが明らかな場合は除 く。 (2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制 御室からの以下のいずれの操作によっても制御棒 が挿入されず、原子炉出力（中性子束）が定格出 力の5%以上又は中間領域中性子束起動率が正の とき、又はそれらの状態でないことが確認できな いとき。 ① 自動原子炉トリップ ② 手動原子炉トリップ ③ MGセット電源断（中央制御室からの母線し ゃ断器開放） ④ 制御棒の手動（自動）挿入</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
止 め る	SE	—	—	—	—
	GE 11	<p><すべての原子炉停止操作の失敗> 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p> <p>【解説】 運転モード1、2において、原子炉トリップが必要な場合に、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下のいずれの原子炉停止操作によっても原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%以上又は中間領域中性子束起動率が正のとき、又はそれらの状態でないことが確認できないとき。 ① MGセット電源断(現場でのしゃ断器開放) ② 現場での原子炉トリップしゃ断器開放 ③ ATWS緩和設備及びほう酸注入</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
冷 や す	A L 2 1	<p><原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用炉心冷却装置（以下この表において「DB設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。 また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。</p>	○	—
			<p>【解説】 運転モード1、2、3及び4において、以下のいずれかとなったとき。 (1)原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付属する機器の破損等により、1次冷却材が原子炉格納容器内に漏えいし、その漏えい率が0.23m³/hを超えた場合において、4時間以内に0.23m³/h以下に漏えい量を回復できないと判断した後、12時間以内にモード3、又は56時間以内にモード5にできないとき。 (2)原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却設備作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
冷 や す	S E 2 1	<p><原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷 却装置による一部注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動 を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した 場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同 等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧 又は低圧で注水するもののいずれかによる注水 が直ちにできないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るお それがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準と する。 「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能 を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故 等の防止のための設備(実用発電用原子炉及びそ の附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する 規則第2条第2項第14号に規定する重大事故 等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けて いるもの(以下この表においてこれらを「SA設 備」という。))であって、DB設備と同程度の能 力(吐出圧力及び容量)を有する設備をいう(以 下この表において同じ。) 「注水が直ちにできない」とは、DB設備及び これと同等の機能を有する設備のうち即応性を 有する設備による注水ができないことをいい、当 該即応性とは、条件を満たした場合(DB設備の 作動失敗等)に自動起動し、又は原子炉制御室や 現場での簡単な操作により速やかに起動できる ことであり、現場で系統構成等の工事を要する場 合は含まない(以下この表において同じ。)</p>	○	—
			<p>【解説】 運転モード1、2、3及び4において、原子炉 冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれ に付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏 えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。) し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系 作動設定値に達した場合(ただし、起動・停止時 にブロックしている場合や誤作動は除く。)又は 手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場 合において、以下のいずれかになったとき。 ① すべての充てん/高圧注入ポンプが起動し ないとき。 ② 高圧注入系の弁が「開」とならないこと等 により、原子炉への注水流量が確認できな いとき。 ③ すべての余熱除去ポンプが起動しないと き。 ④ 低圧注入系の弁が「開」とならないこと等 により、原子炉への注水流量が確認できな いとき。ただし、1次冷却材圧力が余熱除 去ポンプの注入可能圧力以下に低下するま での間は除く。</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
冷 や す	G E 2 1	<p><原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷 却装置による注水不能></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動 を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した 場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこ れと同等の機能を有する設備による注水が直ち にできないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】</p> <p>当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却 されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が 高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等 の機能を有する設備による注水が直ちにできな いこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポン プが起動しないこと又はこれらの装置に係る注 入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から 低圧のDB設備及びSA設備による注水のため に必要な運転操作ができないこと等をいう(以下 この表において同じ)。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備によ り原子炉への注 水がなされる場合に、炉心の冷却が可能であるこ とから、全面緊急事態には該当しないこととな る。</p>	○	-
			<p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3及び4において、原子炉 冷却材圧力バウンダリを構成する配管、又はこれ に付属する機器の破損等により、1次冷却材が漏 えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、加圧器圧力低下等により、非常用炉心冷却系 作動設定値に達した場合又は手動により非常用 炉心冷却装置を作動させた場合において、以下の いずれかとなったとき。</p> <p>① すべての充てん/高圧注入ポンプ及び余熱 除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧系及び低圧系の注入弁が「開」しない こと等により、原子炉への注水流量が確認 できないとき。ただし、原子炉が高圧状態 にあり低圧注入ができない場合を除く。</p> <p>③ 炉心出口温度350℃以上の状態が、30 分以上継続して計測されたとき。</p> <p>④ 原子炉への注水が確認できない状態にお いて、蒸気発生器における除熱機能が喪失 (すべての蒸気発生器広域水位10%未 満)したとき(原子炉が高圧状態にあり低 圧注入ができない場合を含む)。</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1, 2号機
冷やす	A L 2 4	<蒸気発生器給水機能喪失のおそれ> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合)において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動しないとき。</p> <p>② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が、次の流量未満となったとき。 3号機：75 m³/h</p>	○	—
	S E 2 4	<蒸気発生器給水機能の喪失> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関する重大事故等の防止のための設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)及び即応性を有する設備をいう。</p> <p>なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、主給水ポンプからの給水が喪失し、すべて蒸気発生器の狭域水位が0%未満となった状態で、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプがすべて起動しないとき。</p> <p>② 流量調整以外の要因で、補助給水流量の合計が、次の流量未満となったとき。 3号機：75 : m³/h</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
冷 や す	GE 24	<p><蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1系統以上の非常用炉心冷却装置及び重大事故等の防止のための設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>	○	-
			<p>【解説】</p> <p>運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつすべての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① すべての充てん/高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。</p> <p>② 高圧系及び低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。なお、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間を含む。</p> <p>③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。</p> <p>④ 1次冷却材圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
冷 や す	A L 2 5	<p><非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ> 非常用交流母線が一となった場合において当 該非常用交流母線に電気を供給する電源が一と なる状態が15分間以上継続すること、全ての非 常用交流母線からの電気の供給が停止すること、 又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止する という深刻な状態又はそのおそれがある状態 であることから、警戒事態の判断基準とする。 また、外部電源が喪失している状況が継続する 場合についても、交流電源の喪失に至る可能性 があることから、警戒事態の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に 必要な電気を供給する交流母線のことをいう。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が 停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、 非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止 に必要な電力の供給を行うための常設代替電源 設備(特定重大事故等対処施設に属するものを 含む)のいずれかの電源からも受電ができてい ないことをいい、常用交流母線からのみ電気が 供給される場合も本事象に該当する。</p>	○	-
			<p>【解説】 すべての運転モード及び運転モード外におい て、交流動力電源が以下のいずれかとなったと き。 なお、空冷式非常用発電装置については、2基 で1つの常設代替電源設備とみなす。 ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統 となった場合において、当該母線への供給 電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧 器、起動変圧器、予備変圧器又は空冷式非 常用発電装置のどれか1つになり、その状 態が15分間以上継続したとき。 ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源及び 非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗し たとき。 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間 以上継続したとき。</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1, 2号機
冷や す	SE 25	<非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】</p> <p>すべての運転モード及び運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。</p> <p>なお、空冷式非常用発電装置については、2基で1つの常設代替電源設備とみなす。</p> <p>(1)すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器及び空冷式非常用発電装置のいずれの電源からも受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。</p>	○	—
	GE 25	<非常用交流高圧母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p> <p>【解説】</p> <p>すべての運転モード及び運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。</p> <p>なお、空冷式非常用発電装置については、2基で1つの常設代替電源設備とみなす。</p> <p>(1)すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器及び空冷式非常用発電装置のいずれの電源からも受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
冷 や す	AL	—	—	—	—
	SE	27 <直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当 該直流母線に電気を供給する電源が一となる状 態が5分間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び 直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流 母線からの電気の供給が停止するおそれがある ことから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、 必要な電力を確保できる原子力事業所内の全て の直流電源設備をいう。 【解説】 すべての運転モード及び運転モード外におい て、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場 合に、当該直流母線への供給電源が蓄電池(安全 防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充 電器を含む)又は可搬型整流器な どを含む代替電源設備がいずれか1つとなり、そ の状態が5分間以上継続したとき。 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線 が1つとなっている場合は除く。 <補足> 蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系 統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了し た時の原子炉施設に係る使用前確認終了日から 適用する。	○	—
	GE	27 <全直流電源の5分間以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停 止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下する こと及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心 冷却装置その他の設備の起動ができなくなるこ とから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必 要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての 直流電源設備からの電気をいう。 【解説】 すべての運転モード及び運転モード外におい て、すべての蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3 系統目)、充電器(後備充電器を含む)又は可搬 型整流器などを含む代替電源設備からの受電が できず、すべての非常用直流母線が使用不能とな り、その状態が5分間以上継続したとき。 <補足> 蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系 統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了し た時の原子炉施設に係る使用前確認終了日から 適用する。	○	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
冷 や す	AL	—	—	—	—
	SE	—	—	—	—
	GE 28	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。</p> <p>また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p> <p>【解説】 運転モード1、2及び3において、原子炉格納容器内の格納容器内高レンジエリアモニタの線量率が1×10^5 mSv/h以上となり、かつ炉心出口温度が350℃以上となったとき。 ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1, 2号機
冷やす	AL 29	<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】</p> <p>1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、1つの余熱除去系の機能が喪失し、かつ1次冷却材配管の水位が低下して余熱除去配管の吸込口上端(ノズルセンター -15.4cm)となったとき。</p> <p>「1つの余熱除去系の機能が喪失」とは、以下のいずれかとなった場合をいう。</p> <p>① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、1台の余熱除去ポンプが運転不能(1次冷却材配管の水位低下により、運転中の余熱除去ポンプを停止した場合を含む。)となったとき。</p> <p>② 余熱除去冷却器の機能喪失等により1系統の余熱除去機能が喪失したとき。</p>	○	—
	SE 29	<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】</p> <p>1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)において、すべての余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ1次冷却材配管の水位が低下して、余熱除去配管の吸込口上端(ノズルセンター -15.4cm)以下となった状態が30分以上継続したとき。</p> <p>「すべての余熱除去ポンプが動作不能」とは、以下のいずれかとなった場合をいう。</p> <p>① 供給電源の喪失、ポンプの故障等により、すべての余熱除去ポンプが運転不能となったとき。</p> <p>② 余熱除去冷却器の機能喪失等により、すべての余熱除去機能が喪失したとき。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
冷や す	GE 29	<p><停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原 子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から 残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替 用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】</p> <p>原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事 象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上 昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、 全面緊急事態の判断基準とする。</p>	○	—
			<p>【解説】</p> <p>1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管 の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状 態)において、すべての余熱除去ポンプへの電源 供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の 冷却水喪失等による炉心の冷却機能の喪失及び 蒸気発生器を通じたすべての除熱機能(リフラク クス冷却)が喪失し、かつ燃料取替用水タンクか ら炉心へ注入する手段のすべてが喪失したとき。 なお、「燃料取替用水タンクから炉心へ注入す る手段」とは、充てん/高圧注入ポンプ、A、B 内部スプレポンプもしくは恒設代替低圧注水ポ ンプを用いた注水手段又は停止中の余熱除去ポ ンプを通じた注水手段をいう。</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1, 2号機
冷やす	AL 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p> <p>【解説】 使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 3号機：E L. 30. 37m</p>	○	—
	SE 30	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。 「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう。</p> <p>【解説】 使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下のいずれかとなったとき。 なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。 ① 使用済燃料ピット水位が、以下の照射済燃料集合体頂部上4mの水位に低下したとき。 3号機：E L. 28. 76m ② 使用済燃料ピット水位低警報が発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器及び目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
冷や す	GE 30	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の 頂部から上方2メートルの水位まで低下する こと、又は当該水位まで低下しているおそれがある 場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できない こと。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する 基準】</p> <p>直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失する わけではないが、何らかの異常の発生により、水 位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場へ の立入りが困難となり水位の回復が出来ず、照射 済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性 に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該水位まで低下しているおそれがある 場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できな いときは、上記と同様な状況にある可能性がある こと及び水位を測定できないという何らかの異常 が発生していると考えられることから併せて全 面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集 合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下す ること、又は当該水位まで低下しているおそれ がある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考 慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下 しているおそれがある場合をいう。</p>	○	—
			<p>【解説】</p> <p>使用済燃料ピットが以下のいずれかとなった とき。</p> <p>なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復手段 には、可搬型設備等によるすべての補給を含む。</p> <p>① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集 合体頂部上方2mの水位に低下したとき。 3号機：E L. 26. 76m</p> <p>② 使用済燃料ピット区域エリアモニタの指 示値が有意に上昇した状況で、直接的又は 間接的な手段によっても、使用済燃料ピ ットの水位が①の水位を上回っていることが 確認できないとき。</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機	
閉じ 込める	AL	—	—	—	—	
	SE	41	<p><格納容器健全性喪失のおそれ> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 この状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。</p> <p>【解説】 運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、以下の格納容器スプレイ作動の設定値を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分間以上継続しているとき。 3号機：131kPa</p>	○	—
	GE	41	<p><格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 運転モード1、2、3及び4において、原子炉格納容器が以下の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。 なお、最高使用温度とは最高使用圧力における飽和温度をいう。 3号機：261kPa</p>	○	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
閉じ 込める	AL 4 2	<p><単一障壁の喪失又は喪失のおそれ> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が 喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障 壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】</p> <p>以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災 業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	○	—
			<p>【解説】</p> <p>運転モード1、2及び3において、以下の障壁 が喪失又は喪失するおそれがあるとき。</p> <p>(1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。</p> <p><障壁の状況> 炉心出口温度の最高値が350℃以上</p> <p>(2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある とき。</p> <p><障壁の状況></p> <p>1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管から の漏えいを含む)が発生し、抽出隔離をし た状態で、充てん/高圧注入ポンプ1台分の 充てん流量を超過した場合</p> <p>(3) 燃料被覆管障壁が喪失したとき。</p> <p><障壁の状況> 炉心出口温度の最高値が650℃以上</p> <p>(4) 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p> <p><障壁の状況></p> <p>1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管から の漏えいを含む)が発生し、「加圧器圧力」 又は「加圧器水位及び加圧器圧力」が非常 用炉心冷却装置の作動を必要とする設定 圧力又は設定水位以下</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
閉 じ 込 め る	S E 4 2	<p>< 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+格納容器障壁が喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	○	—
			<p>【解説】</p> <p>(1) 運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失するおそれがあるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ② 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ ③ 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+原子炉格納容器障壁が喪失 <p>(2) 「格納容器障壁が喪失」とは、以下のいずれかとなったとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ② 格納容器の隔離後も環境への直接放出経路があるとき。 		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
閉じ込める	GE 4 2	<p>< 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>	○	—
			<p>【解説】 運転モード1、2及び3において、以下の状況になったとき。 (1) 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ「格納容器障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分間以上継続して圧力が上昇している場合をいう。</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
閉じ込める	AL	—	—	—	—
	SE	43 <原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉 心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力 逃がし装置を使用すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 原子炉格納容器の圧力を低下させることによ り、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止 することに成功することが想定されるが、原子炉 格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象 の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準と する。 【解説】 (1) 運転モード1、2、3及び4において適用 する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、 格納容器内の格納容器内高レンジエリアモ ニタで 1×10^5 mSv/h未満である場合 をいう。 (3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」 とは、[特重フィルタベント]の実施をいう。 <補足> [特重フィルタベント]については、特重施設の 工事の計画に係るすべての工事が完了した時の 原子炉施設に係る使用前確認終了日から適用す る。	○	—
	GE	—	—	—	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
その他脅威	AL 5 1	<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室から の原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性 が生じること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能 性があることから警戒事態の判断基準とする。 【解説】 すべての運転モード及び運転モード外におい て、放射線レベルの上昇等により、運転員が中央 制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止盤 での操作が容易にできなくなったとき。	○	—
	SE 5 1	<原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の 環境が悪化することにより原子炉の制御に支障 が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯 蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御 室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置 若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置 の機能の一部が喪失すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室 外操作盤室の環境が悪化することによって、原子 炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高 いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生し た場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機 能の一部が喪失することによって、原子炉施設の 安全な状態を確保できなくなる可能性が高いこ とから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とす る。 【解説】 すべての運転モード及び運転モード外におい て、以下のいずれかとなったとき。 (1)原子炉もしくは使用済燃料ピットに異常が 発生していないとき ① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停 止盤室の放射線レベルの上昇等により、 防護具又は空気浄化装置等を用いなければ、 運転員が監視及び操作ができな いとき。 (2)原子炉過渡事象もしくは使用済燃料ピット の異常が発生している場合において、以下の いずれかとなったとき。 ① 中央制御室の放射線レベルや室温の上 昇等により、防護具又は空気浄化装置等 を用いなければ、運転員が監視及び操作 できなくなったとき。 ② 中央制御室における主に原子炉を制御 する盤又は原子炉以外の原子炉施設を制 御する盤のいずれかにおいて、すべての 表示灯、警報、指示計及び記録計が使用 不能となったとき。	○	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
その他脅威	GE 51	<p><原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】</p> <p>火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽において異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>	○	—
			<p>【解説】</p> <p>すべての運転モード及び運転モード外において、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>(1)原子炉もしくは使用済燃料ピットに異常が発生していないとき</p> <p>① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室からの退避が必要となったとき。</p> <p>(2)原子炉過渡事象もしくは使用済燃料ピットの異常が発生している場合において、以下のいずれかとなったとき。</p> <p>① 中央制御室からの退避が必要となったとき。</p> <p>② 中央制御室における主に原子炉を制御する盤及び原子炉以外の原子炉施設を制御する盤の両方において、すべての表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
その他脅威	AL	52	<p><所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 すべての運転モード及び運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1)原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。 (2)原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、いずれか1つの手段のみとなったとき。</p>	○	—
	SE	52	<p><所内外通信連絡機能のすべての喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p> <p>【解説】 すべての運転モード及び運転モード外において、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合に、以下のいずれかとなったとき。 (1)原子力発電所内の通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。 (2)原子力発電所内から所外への通信回線である電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のすべてが使用不能となったとき。</p>	○	—
	GE	—	—	—	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
その他脅威	AL 53	<p><重要区域での火災・溢水による安全機能の一部 喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全 機器等の機能の一部が喪失するおそれがあるこ と。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する 基準】 原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる 可能性があることから警戒事態の判断基準とす る。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲につい ては、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基 づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画 において記載することとし、その範囲の妥当性につ いては、原子力規制委員会が原子力事業者防災 業務計画の届出を受けた後、確認することとす る。</p>	○	-
			<p>【解説】 すべての運転モード及び運転モード外におい て、重要区域における、火災^{注1}又は溢水^{注2}によ り、原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に 定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」 の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統の うち使用できる系統が1系統のみとなったとき。 なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1- 23に定める「安全上重要な構築物、系統又は機 器一覧」については、記載されている機器等が保 安規定で定める各適用モード外においては除外 できる。</p> <p>注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備 や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む） が燃焼し、この状態を解消するために消火 器、消火設備等を使用することが必要なもの をいう。</p> <p>注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破 損等による漏水又は消火栓等の系統の作動 による放水が原因で、系統外に放出された流 体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。</p>		

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	3号機	1, 2号機
その他脅威	SE 53	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p> <p>【解説】 すべての運転モード及び運転モード外において、火災^{注1}又は溢水^{注2}が発生し、以下のいずれかとなったとき。 ① 原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める安全機器本体又は動力ケーブル等の焼損・水没等により、その機能が喪失し、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなったとき。 ② 原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める安全機器等のサポート設備が故障し安全機器等の機能喪失の蓋然性が高いと判断したとき。 なお、原子力事業者防災業務計画別表3-1-23に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。</p> <p>注1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む）が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。 注2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む）。</p>	○	—
	GE	—	—	—	—

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
その他脅威	AL	—	—	—	—
	SE	55 <防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 【解説】 すべての運転モード及び運転モード外において、破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。	○	○
	GE	55 <住民の避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。 【解説】 すべての運転モード及び運転モード外において、破壊妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、原子力事業所周辺の住民の避難等を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。	○	○

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
その他	AL	-	<p><震度6弱以上の地震発生> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 -</p> <p>【解説】 「当該原子力事業所所在市町村」とは、美浜町をいう。 (注) 原子力事業者からの連絡は不要。</p>	○	○
	AL	-	<p><大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 -</p> <p>【解説】 「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県をいう。 (注) 原子力事業者からの連絡は不要。</p>	○	○
	AL	-	<p><設計基準を超える外部事象発生> 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 -</p> <p>【解説】 新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合。 (注) 旧基準炉は除く。</p>	○	-
	AL	-	<p><原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 -</p> <p>【解説】 原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。</p>	○	○
	AL	-	<p><原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等発生> 原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 -</p> <p>【解説】 原子炉施設の重要な故障等について、原子力規制庁オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき。</p>	○	○

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
事業者外運搬	X S E	6 1 <事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際 に事業所外運搬に使用する容器から1メートル 離れた場所において、1時間当たり100マイク ロシーベルト以上の放射線量が外運搬通報命令 第2条で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合であって、 その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋 然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 — 【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これ らに類する事象の際に、当該事象に起因して、以 下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1 m 離れた場所において、100μSv/h以上 の放射線量が検出された場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況 により放射線量の測定が困難である場合 であって、その状況に鑑み、上記(1) の放射線量が検出される蓋然性が高い場 合。 ○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ (注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2 の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には 該当しない。	○	○
	X G E	6 1 <事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際 に事業所外運搬に使用する容器から1メートル 離れた場所において、1時間当たり10ミリシー ベルト以上の放射線量が外運搬通報命令第2条 で定めるところにより検出されたとき。 なお、上記の測定が困難である場合にあって、 その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋 然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 — 【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これ らに類する事象の際に、当該事象に起因して、以 下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から1 m 離れた場所において、10mSv/h以上の 放射線量が検出されたこと場合。 (2) 火災、爆発その他これらに類する状況 により放射線量の測定が困難である場合 であって、その状況に鑑み、上記(1) の放射線量が検出される蓋然性が高い場 合。 ○計測器等 (1) ガンマ線測定用サーベイメータ (注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針 表2の対象外事象のため、全面緊急事態 には該 当しない。	○	○

関西電力(株)美浜発電所

(原災法に基づく通報基準及びEALを判断する基準の解釈)

区分	事象 番号	原災法及び原子力災害対策指針に基づき通報(報 告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基 準等の解説	3号機	1, 2号 機
事業 所外運搬	X S E	6 2 <事業所外運搬での放射性物質の漏えい> 火災爆発等により外運搬通報命令第3条に定 める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質 の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高 いとき。(L型、I P-1型を除く。)	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 － 【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これ らに類する事象の際に、当該事象に起因して、以 下のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から放射 性物質が漏えいすること。 (2) 事業所外運搬に使用する容器から放射 性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあ ること。 ○計測器等 (1) 表面汚染密度測定用サーバイメータ (注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針 表2の対象外事象のため、施設敷地緊急 事態には該当しない。	○	○
	X G E	6 2 <事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 火災爆発等により外運搬通報命令第4条に定 める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質 の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高 いとき。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断す る基準】 － 【解説】 事業所外運搬において、火災、爆発その他これら に類する事象の際に、当該事象に起因して、以下 のいずれかとなったとき。 (1) 事業所外運搬に使用する容器から「外 運搬通報命令」第4条に定める量の放射 性物質が漏えいすること。 (2) 事業所外運搬に使用する容器から「外 運搬通報命令」第4条に定める量の放射 性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にあ ること。 ○計測器等 (1) 表面汚染密度測定用サーバイメータ (注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針 表2の対象外事象のため、全面緊急事態 には該当しない。	○	○

○本基準の運用に関する基本的な考え方

- (1) 警戒事態（AL）にかかる原子力施設の異常事象の発生又はその恐れに係る原子力施設の指標等については、原子力災害対策指針により特に定められた場合を除き、災害防止上支障のないものとして認可を受けた原子炉施設保安規定で設定される指標（運転上の制限値）を明らかに超えたものに設定する。
- (2) 管理された状態で実施する作業、試験等において、計画的にEALに該当する状態とした場合は、当該EALには該当しないものとする。
- (3) EAL事象を通報等行った後、EAL判断事象の分類（AL、SE、GE）について非該当と判断すれば、原災法第25条に基づく応急措置の概要報告にて、その旨を関係機関に連絡する。

○本別表における原災法、政令、通報事象等規則、命令及び外運搬命令とは次のとおり。

- 原災法 ：原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
- 政令 ：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）
- 指針 ：原子力災害対策指針（令和2年10月28日一部改正）
- 通報事象等規則 ：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）
- 命令 ：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）
- 外運搬通報命令 ：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

関西電力(株)美浜発電所
(原子力災害対策指針に基づく警戒事象)

(美浜発電所3号機)

「AL53」及び「SE53」で規定される「安全機器等」は、下表のとおり。

安全上重要な 機器又は系統名	重要区域
制御棒駆動系	MGセット制御棒駆動装置室
原子炉保護系	リレー室
充てん／高圧注入ポンプ	充てん／高圧注入ポンプ室
余熱除去ポンプ	余熱除去ポンプ室
余熱除去クーラ	余熱除去クーラ室
燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンクエリア
内部スプレポンプ	内部スプレポンプ室
内部スプレクーラ	内部スプレクーラ室
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプエリア
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ室
非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機室
充電器	バッテリー室
蓄電池	バッテリー室
中央制御室	中央制御室
中央制御室外原子炉停止盤	中央制御室外原子炉停止盤室